

ポートアイランド処理場改築更新等事業

様 式 集

令和4年4月

神 戸 市

令和4年4月19日に公告した「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札に係る一般競争入札参加資格申請書及び技術提案書等の作成及び提出については、入札説明書に従い、本様式集によるものとする。なお、提出された書類の変更及び修正等は認めない。

## 第1 様式一覧

### 1 入札説明書等に関する様式

- 第1-1-1号 現地確認申込書（入札説明書等に関する説明会及び現地見学会）
- 第1-1-2号 現地確認申込書（土木施設等の状況確認のための現地見学会）
- 第1-2-1号 入札説明書等（入札参加資格）に関する質問書
- 第1-2-2号 入札説明書等（入札参加資格）に関する意見書
- 第1-3-1号 入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書
- 第1-3-2号 入札説明書等（入札参加資格以外）に関する意見書
- 第1-4-1号 添付資料及び参考資料送付願
- 第1-4-2号 添付資料及び参考資料に係る誓約書
- 第1-4-3号 添付資料及び参考資料破棄等届
- 第1-5-1号 参考図書借用願
- 第1-5-2号 参考図書に係る誓約書
- 第1-5-3号 参考図書に係る資料破棄等届

### 2 入札参加資格に関する様式

- 第2-1号 本事業に係るグループ認定申請書
- 第2-1'号 入札参加者届出書（単独企業用）
- 第2-2-1号 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）
- 第2-2-2号 特定建設工事共同企業体協定書（乙型）
- 第2-2-3号 維持管理業務共同企業体協定書
- 第2-3号 一般競争入札参加資格審査申請書
- 第2-4号 資本関係・人的関係調書
- 第2-5号 設計業務実績調書
- 第2-6号 施工業務実績調書
- 第2-7号 維持管理業務実績調書
- 第2-8号 配置予定設計技術者届

- 第 2-9 号 配置予定技術者届
- 第 2-10 号 配置予定維持管理総括責任者届
- 第 2-11 号 設計業務の役割分担調書
- 第 2-12 号 SPC 出資構成調書

### 3 技術提案書様式

- 第 3-1 号 技術提案事項に関する確約書
- 第 3-2-1 号 技術提案書提出書（正本・副本）
- 第 3-2-2 号 技術提案書提出書（抄本）
- 第 3-3 号 要求水準書チェックリスト
- 第 3-4 号 技術提案書の技術対話に関する連絡先報告書

#### (1) 要求水準及び評価項目に係る評価審査書

- 第 4-1-1 号 事業全体の実施方針に関する提案書
- 第 4-1-2 号 設計・施工業務（安定的な汚水処理）に関する提案書
- 第 4-1-3 号 設計・施工業務（施設計画）に関する提案書
- 第 4-1-4 号 設計・施工業務（施工計画）に関する提案書
- 第 4-1-5 号 設計・施工業務（維持管理性）に関する提案書
- 第 4-1-6 号 維持管理業務（運転管理）に関する提案書
- 第 4-1-7 号 維持管理業務（リスク管理）に関する提案書
- 第 4-1-8 号 維持管理業務（運営管理）に関する提案書
- 第 4-1-9 号 維持管理業務（保全管理）に関する提案書
- 第 4-1-10 号 境対策業務（CO<sub>2</sub>排出量削減）に関する提案書
- 第 4-1-11 号 環境対策業務（周辺環境への配慮）に関する提案書
- 第 4-1-12 号 企業の社会性（地元経済への貢献）に関する提案書
- 第 4-1-13 号 企業の社会性（建設、維持管理実績）に関する提案書
- 第 4-1-14 号 その他（その他、特筆すべき工夫）に関する提案書
- 第 4-1-15 号 設計図書

#### (2) 事業費等に係る評価審査書

- 第 5-1 号 事業費内訳書
- 第 5-2 号 設計費内訳書

第 5-3 号	工事費内訳書
第 5-4 号	維持管理費内訳書
第 5-5-1 号	土木工事価格内訳書
第 5-5-2 号	土木工事価格明細書
第 5-6-1 号	建築工事価格内訳書 ※建築設備工事含む
第 5-6-2 号	建築工事価格明細書 ※建築設備工事含む
第 5-7-1 号	機械設備工事価格内訳書
第 5-7-2 号	機械設備工事価格明細書
第 5-8-1 号	電気設備工事価格内訳書
第 5-8-2 号	電気設備工事価格明細書
第 5-9-1 号	維持管理業務価格内訳書
第 5-9-2 号	維持管理業務価格明細書
第 6-1 号	入札書

## 第 2 技術提案書の作成要領等

### 1 提出部数等

- (1) 技術提案書は、様式第3-1号から第5-9号までの様式により作成し、正本1部、副本2部及び抄本12部を提出すること。
- (2) 正本は、様式第3-1号から第5-9号（様式第3-2-2号を除く）までの全てを様式の順に一括して綴り、代表者の印鑑で割印して提出すること。
- (3) 副本は、様式第3-1号から第5-9号（様式第3-2-2号を除く）までの全てを様式の順に一括して綴り、提出すること。なお、応募者名や応募者を連想させるロゴマーク等は記入しないこと。
- (4) 抄本は、様式第3-2-2号、様式第3-3号、様式第4-1-1号から第4-1-14号、様式第5-1号から第5-9号までを様式の順に一括して綴り、提出すること。なお、応募者名や応募者を連想させるロゴマーク等は記入しないこと。
- (5) 図面はpdf形式により、他はWord形式又はExcel形式（Windows版で処理可能なものに限る。）により技術提案書の内容を電子データ化し、電子データを納めた電子媒体（CD-R又はDVD-R）を2部（正本の電子データ・副本の電子データを各1部）提出すること。

## 2 要求水準及び評価項目に係る評価審査書

- (1) 技術提案書は、入札説明書及び本様式集等に記載した注意事項等を踏まえて作成すること。
- (2) 各様式のサイズはA 4判又はA 3判とし、A 3判はA 4判の大きさに折り込んで左綴じで製本すること。
- (3) 使用言語は日本語とし、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによること。
- (4) 技術提案書の様式の頁数は、各様式に記載しているとおりとする（図面、図表（文字の大きさは指定しないが、見える大きさとする）も含む）が、分かりやすく、見やすい資料とすること。なお、各様式中の設問文章ならびに注釈は削除しても構わない。
- (5) ひとつの様式の提案が、複数枚となる場合は、各様式の右端に通し番号（該当頁／全頁数）を振ること。また、各頁の左上に、様式番号を記載すること。
- (6) 使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とする。
- (7) 金額を記入する場合は、特別の定めがある場合を除き「税抜き」とすること。

## 3 事業費等に係る評価審査書の作成要領

### (1) 設計費及び本工事費

#### ア 共通事項

- (ア) 設計費及び本工事費に関する詳細は、下記を参考とすること。なお、令和4年9月時点（見積書提出時点）の最新版を参考とするが、土木工事については令和3年度版とする。

実施設計： 「下水道用設計標準歩掛表 ー設計委託ー」  
「設計業務等標準積算基準書」

土木工事： 「下水道用設計標準歩掛表 ーポンプ場・処理場ー」  
「下水道用設計標準歩掛表 ー管路編ー」

建築工事： 「下水道用設計標準歩掛表 ーポンプ場・処理場ー」  
「公共建築工事積算基準」  
「公共建築工事標準仕様書」  
「公共建築工事内訳書標準様式（設備工事）」

機械設備工事： 「下水道用設計標準歩掛表 ーポンプ場・処理場ー」

電気設備工事： 「下水道用設計標準歩掛表 ーポンプ場・処理場ー」

- (イ) 本工事費の内訳は土木工事、建築工事（建築設備工事含む）、機械設備工事及び電気設備工事とする。

- (ロ) 建築工事の内訳書は、「公共建築工事標準仕様書」の章立てを項目として作成するこ

と。なお、各項目の数量は1式表示とすること。

- (エ) 建築設備（機械・電気）の内訳書は、「公共建築工事内訳書標準様式（設備工事編）」の科目別内訳書に準じて作成すること。ただし、消防設備に関しては中科目別内訳書に準じて作成すること。
- (オ) 機械設備工事及び電気設備工事の総合試運転費については、次のとおりとし、直接経費に含むものとする。
  - a 総合試運転に要する労務費及び水道・光熱・電力等に必要な費用
  - b 電力・水道等の基本料金は役務費に計上
  - c 総合試運転費は次式により積算  
$$\text{総合試運転費} = \text{機器費} \times \text{総合試運転费率} + \text{積上げ積算}$$
  - d その他： 共通事項（ア）参照

\*各費用とも、間接工事費、設計技術費及び一般管理費等、積算要領及び積算基準に算定方法が定まっているものは、これに準拠するよう特に注意すること。
- (カ) 内訳書及び明細書に記載の工種等は一般的な項目を列挙している。提案内容に応じ、必要な工種等を計上すること。

#### イ 処理場土木工事及び建築工事

- (ア) 土工は、掘削、埋戻し、及び残土処理を明記すること。
- (イ) 残土処理は、残土や殻等の処分量を摘要欄に明記すること。
- (ウ) 仮設は、仮設工法、土留壁（山留壁、山留壁長）及び鋼製支保工等を明記すること。
- (エ) 基礎杭工の場合は、杭打設工法、杭材、杭径、杭長及び本数等を明記すること。
- (オ) 躯体工は、構造物の形状を明記の上、生コンクリート、鉄筋、型枠、支保、足場、基礎砕石等がわかるよう記載すること。
- (カ) 建築物は、構造・規模及び外部・内部仕上げの仕様を明記する。また、建築機械設備、建築電気設備は、建築工事に含めるものとする。
- (キ) 地下タンク貯蔵所は、規模及び形状等を明記すること。なお、燃料タンクについては、電気設備の自家発電設備に含めるものとする。

#### ウ 機械設備工事

- (ア) 機器費については、設備毎に分け、設備毎に必要な費用を記載すること。また、設備区分毎の機器を記載すること。なお、各機器の費用は記載する必要はない。
- (イ) 設備区分毎の主要な機器について、機器名称、構成台数及び仕様（形状、寸法、材

質、能力、電気出力等)を記載すること。

#### エ 電気設備工事

- (ア) 機器費については、設備毎に分け、設備毎に必要な費用を記載すること。また、設備区分毎の主要な機器を記載すること。なお、各機器の費用は記載する必要はない。
- (イ) 設備区分毎の機器について、機器名称、構成面数及び仕様(形式、容量等)を記載すること。また、なお、計装設備についてはループごとに記載すること。
- (ウ) 監視制御設備を構成する中継継電器盤や伝送装置盤等を設置する場合には、各設備毎の設置面数が分かるように記載すること。

#### オ 管路施設工事

- (ア) 開削工法の場合は、管種、管径、延長を明記すること。また、管路土工、管布設工、管基礎工、管路土留工等の明細も記載すること。
- (イ) 推進工法の場合は、工法、管種、管径、延長を明記すること。また、立坑の形状、工法、鋼製支保工等を明記すること。
- (ウ) 土工は、掘削、埋戻し、及び残土処理を明記すること。
- (エ) 残土処理は、残土や殻等の処分量を摘要欄に明記すること。
- (オ) マンホール工は、構造物の形状を明記すること。
- (カ) 地盤改良工を要する場合は、工法及び使用目的部位(立坑部、発進鏡切部等)ごとに明記すること。

#### カ その他見積書作成上の留意事項

その他見積書作成上の留意事項について、別紙1を参照すること。

### (2) 維持管理費

#### ア 共通事項

- (ア) 維持管理費に関する詳細は「下水道施設維持管理積算要領 処理場・ポンプ場施設編」を参考とすること。なお、令和4年9月時点(見積書提出時点)の最新版を参考とすること。
- (イ) 処理場において、再生水設備以外に係るものは想定処理水量を10,000m<sup>3</sup>/日、再生水設備に係るものは想定再生水量を1,000m<sup>3</sup>/日として金額又は数値を記載すること。
- (ウ) 内訳書及び明細書に記載の種別等は一般的な項目を列挙している。提案内容に応じ

て計上すること。

- (エ) ポートアイランド第1ポンプ場、ポートアイランド第2ポンプ場、ポートアイランド第3ポンプ場に関する費用は、ポートアイランド処理場の業務として計上すること。

#### イ 人件費

- (ア) 「下水道施設維持管理積算要領—処理場・ポンプ場施設編 2020年版（公益社団法人 日本下水道協会）」の第2章に定義されている業務原価（ユーティリティ費は除く）及び諸経費とする。なお、諸経費については、修繕、点検整備、その他業務に係る諸経費等は含めないものとする。

#### ウ 修繕費

- (ア) 要求水準書にて示す、定期修繕、突発的な修繕に係る費用を計上すること。

#### エ 点検整備費

- (ア) 点検整備費は、法定点検、要求水準書別紙4-3に示す点検等業務のうち、内訳書及び明細書に記載しているその他業務費に含まない業務及びそれに類する必要な業務を計上すること。

#### オ その他業務費

- (ア) 内訳書及び明細書に記載している項目について計上すること。
- (イ) 植栽管理費には、要求水準書別紙4-3に示す植栽管理業務のうち、除草作業は含まない。

#### カ ユーティリティ費

- (ア) ユーティリティの変動費は、再生水設備以外に係るもの、再生水設備に係るものに分けて計上すること。電力料金については、様式第4-1-10号で提案する電力量と整合を図ること。
- (イ) ポートアイランド処理場の再生水設備以外で使用する薬品は、滅菌剤のみ変動費とし、それ以外は固定費とする。
- (ウ) ポートアイランド処理場の再生水設備で使用する薬品は変動費とする。
- (エ) 再生水中継ポンプ場で使用する滅菌剤については固定費とする。
- (オ) 創エネに取り組む場合は、それにより得られる電力量を、外部からの買電電力の削減量とみなして電気料金に換算し、マイナス計上すること。なお、様式第4-1-10号で



提案する創エネ電力量と整合を図ること。

- (カ) ポートアイランド処理場における電気料金（高圧電力）は、基本料金と従量料金の合計とし、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。
- (キ) 再生水中継ポンプ場における電気料金（低圧電力）は、基本料金と従量料金の合計とし、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。

キ その他見積書作成上の留意事項

その他見積書作成上の留意事項について、別紙1を参照すること。

(3) 諸手続きに係る費用

建築基準法、消防法その他法令による諸手続きに係る費用（実費）を建築費に計上すること。計上の際には、消費税の取扱いに注意すること。

(4) 記載する金額

記載する金額は、特別の定めがある場合を除き「税抜き」とする。

## 見積書作成上の留意事項

## 1 基本的な考え方

- (1) 入札説明書に記載のとおり、「総価契約・単価合意方式」を採用している。見積書作成段階で想定可能な工種の計上漏れ等があった場合には、詳細設計後であっても設計変更協議の対象とはならないことに留意すること。例えば、試験堀・土質調査ボーリングなども想定数量を漏れなく計上すること。
- (2) 見積書計上内容について、特に本事業の基幹的施設の2系水処理棟、2系ポンプ棟、第2期流入渠、重要仮設に関しては、技術提案書や設計図書等で確認ができるようにすること。ただし、場内整備工や舗装復旧などの付帯工種に関しては、数量計上のみとし設計図面作成までは不要である。
- (3) 土木の見積書は、様式集P. 4にて記載の各積算基準類における工種体系ツリーを準拠し、細別（レベル4）区分まで計上すること。工種体系や用語の参考として、別紙2 土木工事工種体系ツリーを示す。また、土木工事については様式第5-5-1号～5-5-2号のとおり、2系ポンプ棟、第2期流入渠、場内整備をそれぞれ分けて計上すること。
- (4) 建築・機械・電気の見積書は、様式集P. 4にて記載の各積算基準類における工種体系ツリーを準拠し、種別（レベル3）区分まで計上すること。また、建築工事（建築設備工事を含む）については、様式第5-6-1号～5-6-2号に従い計上し、機械設備工事については様式第5-7-1号～5-7-2号、電気設備工事については様式第5-8-1号～5-8-2号のとおり設備区分毎の機器の仕様について記載すること。
- (5) 主な使用材料については材料規格・仕様や寸法、特に仮設物については使用区分（残置・リース）、想定使用日数なども可能な限り記載すること。
- (6) 維持管理業務費について、様式第5-9-1号には維持管理期間（20年間）における費用を計上すること。様式第5-9-2号には、各項目について、年度ごとの費用を計上すること。様式第5-9-1号と様式第5-9-2号において、計上する項目、費用等は必ず一致させること。

また、技術提案書第4-1-9 別紙「修繕・点検整備計画」における費用とも一致させること。ただし、入札書に添付する内訳書においては、技術提案書第4-1-9 別紙「修繕・点検整備計画」に記載した費用と必ずしも一致させる必要はない。
- (7) 基準や単価等は令和4年9月時点（見積書提出時点）の最新版を参考とすること。

## 2 設計・施工にかかる費用の計上について

### (1) 構造物等の復旧の考え方について

基本的には、取壊し範囲のみの原形復旧として必要な工種・数量を計上すること。なお、舗装復旧工については以下により算定する。

#### ア 舗装構成

(ア) 1期側用地内：3号工

(イ) 1期側用地と2期側用地の間の道路（東西道路）

車道部：下層路盤：RC-40 25cm

上層路盤：HMS 10cm

基層：粗粒度As 5cm

表層：開粒度As 5cm

歩道部：9-1号工

(ウ) 2期側用地の西側道路（南北道路）

車道部：下層路盤：クラッシュラン 15cm

上層路盤：HMS 15cm

基層：粗粒度As 5cm

表層：密粒度As 5cm

歩道部：9-2号工

#### イ 仮復旧と本復旧

舗装復旧については、技術提案に基づき、仮復旧と本復旧に分けて数量計上すること。

#### ウ 影響範囲の考え方

復旧面積は、次の内容を標準とする。

(ア) 対象工は、開削工、立坑工、地盤改良・薬注工とする。

(イ) 道路中心線方向には、掘削部分に影響部分を加えたものとする。

(ウ) 道路中心線に対し、横方向には、掘削部分に影響部分を加えた範囲を含む車線単位ごとに行うものとする。

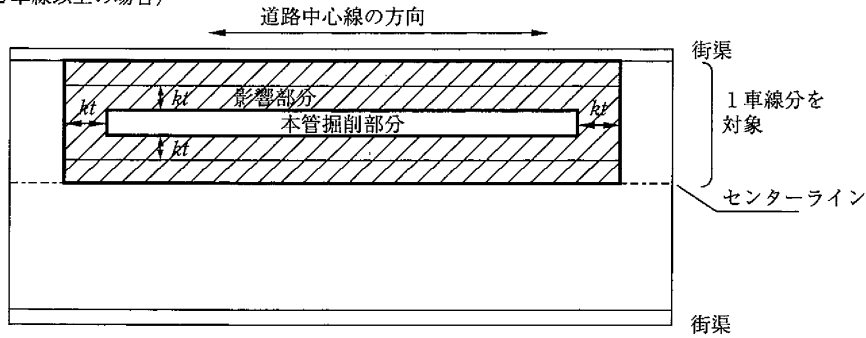
(エ) 矢板等の土留工を行って掘削する場合は、矢板の外接線に囲まれた部分に影響部分を加えることができるものとする。

(オ) 影響部分は原則として「道路の占用の協議に関する建設省・日本電信電話公社協定」の「復旧工事に要する費用の負担」に準ずるものとする。

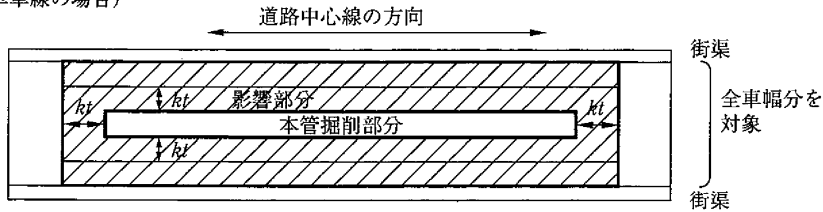
(カ) 上記の対象工のうち、覆工板を設置するものについては、覆工板の端部に影響部分を加えることができるものとする。

- (キ) 地盤改良及び薬注工については、施工する地盤面に対して、改良範囲の投影面積（影響部分は考慮しない。）として数量を算出すること。
- (ク) 詳細については、「下水道事業の手引き（令和3年度版） 日本水道新聞社」のP.179～を参照すること。

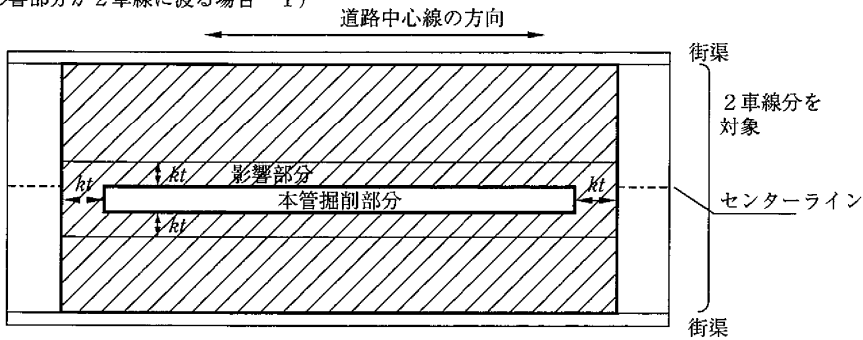
(2車線以上の場合)



(単車線の場合)



(影響部分が2車線に渡る場合-1)



(影響が2車線に渡る場合-2)

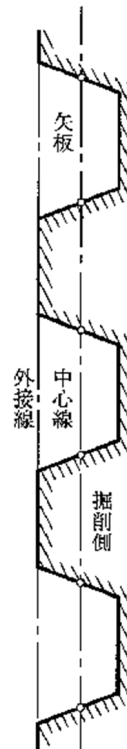
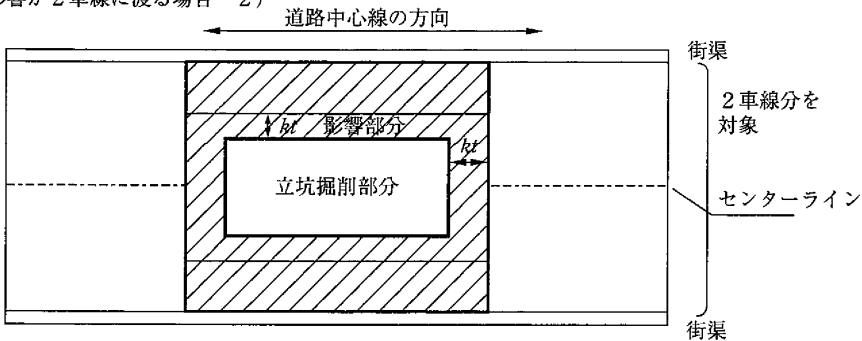


図1 復旧面積の考え方

(2) 場内整備について

場内整備については、本市が考える想定工種及び想定数量を示す。これを参考に見積書を作成すること。なお、本市の想定と異なる数量を提案する場合は、技術対話及び見積ヒアリングにて該当箇所の考え方を質問する場合がある。

(3) クラック調査（2系水処理棟、連絡配管廊）及び防食塗装調査について

本項目については調査費用のみを計上すること。対策費用については、当初見込む必要はない。なお、調査費用は設計費（直接人件費、直接経費等）に計上すること。

(4) アスベスト費用について

大気汚染防止法、石綿障害予防規則に基づき実施する、アスベストの除去、処分、安全対策等に要する費用については、当初見込む必要はない。また、設計時に行う事前調査において、分析等が必要になった場合は設計変更の有無を含めて協議とするので、それに要する費用も当初見込む必要はない。

3 維持管理業務費用の計上について

(1) 共通事項

ア 様式第5-9-2号は、網掛け部に記入し、それ以外には記入しないこと。

(2) ユーティリティ費用について

ア ポートアイランド処理場で使用する薬品（固定費）について、提案内容によって様式に記載しているもの以外を使用する場合は、適宜追加すること。

イ ポートアイランド処理場の再生水設備で滅菌剤以外の薬品（変動費）を使用する場合は、適宜追加すること。

ウ ポートアイランド処理場において、様式に記載しているもの以外に燃料を使用する場合は適宜追加すること。

(3) その他

ア その他、追加すべき固定費項目があれば、その他として適宜追加すること。

## 土木工事工種体系ツリー（下水道編抜粋）

## I 本工事費内訳

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
管路									
	管きよ工 (管径○○mm)								A-1
		管路土工							B-1
			管路掘削		式 or m <sup>3</sup>				C-1
			管路埋戻		式 or m <sup>3</sup>				C-2
			発生土処理		式 or m <sup>3</sup>				C-3
			埋戻土運搬		式 or m <sup>3</sup>				*
		管布設工							B-2
			鉄筋コンクリート管		m				C-4
			陶管		m				*
			硬質塩化ビニル管		m				C-5
			強化プラスチック複合管		m				C-6
			リブ付硬質塩化ビニル管		m				C-7
			レジンコンクリート管		m				*
			既製く形きよ		m				*
			ポリエチレン管		m				*
			鋼管		m				*
			铸铁管		m				*
			伸縮可とう継手(管)		箇所				*
			継手類		式 or 箇所				*
			マンホール削孔接続		箇所				*
			弁類		箇所				*
			弁ます類		箇所				*
			埋設標識テープ		m				*
		管基礎工							B-3
			砂基礎		m				C-8
			砕石基礎		m				C-9
			はしご胴木基礎		m				C-10
			コンクリート基礎		m				*
			まくら土台基礎		m				*
			コンクリートまくら土台基礎		m				*
			鳥居胴木基礎		m				*
			ソイルセメント基礎		m				*
			ベッドシート基礎		m				*
		水路築造工							*
			既製く形きよ		m				*
			現場打水路		m				*
			柵きよ		m				*
			既製開きよ		m				*
		管路土留工							B-4
			溝掘り		式 or m				*
			たて込み簡易土留		式 or m				C-11
			軽量鋼矢板土留		式 or m				C-12
			アルミ矢板土留		式 or m				C-13
			木矢板土留		式 or m				*
			親杭横矢板土留		式 or m				*
			鋼矢板土留		式 or m				*
		埋設物防護工							*
			埋設物防護		式 or 箇所				*
		管路路面覆工							B-5
			覆工		式 or m <sup>2</sup>				C-14
		補助地盤改良工							B-6
			薬液注入		式 or 本				C-15

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
			高圧噴射攪拌		式 or 本				*
			機械攪拌		式 or 本				*
		開削水替工							B-7
			開削水替		式 or 日				C-16
		地下水低下工							*
			ウエルポイント		式 or 日				*
	マンホール工								A-2
		現場打ち マンホール工							B-8
			1号マンホール		箇所				C-17
			2号マンホール		箇所				C-17
			3号マンホール		箇所				C-17
			4号マンホール		箇所				C-17
			5号マンホール		箇所				C-17
			6号マンホール		箇所				C-17
			7号マンホール		箇所				C-17
			外副管		箇所				C-18
			内副管		箇所				C-19
		組立マンホール工							B-9
			組立0号マンホール		箇所				C-20
			組立1号マンホール		箇所				C-20
			組立2号マンホール		箇所				C-20
			組立3号マンホール		箇所				C-20
			組立4号マンホール		箇所				*
			組立5号マンホール		箇所				*
			特殊600mmマンホール		箇所				C-18
			外副管		箇所				C-18
			内副管		箇所				C-19
		小型マンホール工							B-10
			小型マンホール(〇〇製)		箇所				C-21・22
	特殊マンホール工								A-3*
		管路土工							B-1
			管路掘削		式 or m <sup>3</sup>				C-1
			管路埋戻		式 or m <sup>3</sup>				C-2
			発生土処理		式 or m <sup>3</sup>				C-3
			埋戻土運搬		式 or m <sup>3</sup>				*
		躯体工							*
			基礎材		m <sup>2</sup>				*
			均しコンクリート		m <sup>2</sup>				*
			コンクリート		m <sup>3</sup>				*
			型枠		式 or m <sup>2</sup>				*
			支保		式 or 空m <sup>3</sup>				*
			足場		式 or 掛m <sup>2</sup>				*
			鉄筋		t				*
			モルタル		m <sup>2</sup>				*
			足掛金物		本				*
			外副管		箇所				*
			内副管		箇所				*
			マンホール上部 ブロック		箇所				*
			コンクリート防食被覆		m <sup>2</sup>				*
		土留工							*
			溝掘り		式 or m				*
			仮設鋼矢板		式 or 枚				*
			仮設軽量鋼矢板		式 or 枚				*
			仮設H鋼杭		式 or 本				*
			切梁・腹起し		式 or t				*
			横矢板		式 or m <sup>2</sup>				*

管路施設(開削)編

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
		路面覆工							*
			覆工板受桁		式 or t				*
			覆工板		式 or m <sup>2</sup>				*
			覆工鉄板		式 or m <sup>2</sup>				*
			覆工板日々取付取り外し		式	1			*
		補助地盤改良工							B-6
			薬液注入		式 or 本				C-15
			高圧噴射攪拌		式 or 本				*
			機械攪拌		式 or 本				*
		開削水替工							B-7
			開削水替		式 or 日				C-16
		地下水低下工							*
			ウエルポイント		式 or 日				*
			ディープウエル		式 or 日				*
	取付管およびます工								A-4
		管路土工							B-1
			管路掘削		式 or m <sup>3</sup>				C-1
			管路埋戻		式 or m <sup>3</sup>				C-2
			発生土処理		式 or m <sup>3</sup>				C-3
			埋戻土運搬		式 or m <sup>3</sup>				*
		ます設置工							B-11
			ます(〇〇製)		箇所				C-23
		取付管布設工							B-12
			取付管(〇〇管)		m or 箇所				C-24
			取付管(推進)		m				*
		管路土留工							B-4
			軽量鋼矢板土留		式 or m				C-12
			アルミ矢板土留		式 or m				C-13
			木矢板土留		式 or m				*
		開削水替工							B-7
			開削水替		式 or 日				C-16
	地盤改良工								A-9*
		固結工							*
			高圧噴射攪拌		本				*
			機械攪拌		本				*
	付帯工								A-10
		舗装撤去工							*
			舗装版切断		m				*
			舗装版破砕		m <sup>2</sup>				*
			路面切削		m <sup>2</sup>				*
			殻運搬処理		m <sup>3</sup>				*
			発生土処理		式 or m <sup>3</sup>				C-3
		管路土工							B-1
			管路掘削		式 or m <sup>3</sup>				C-1
			管路埋戻		式 or m <sup>3</sup>				C-2
			発生土処理		式 or m <sup>3</sup>				C-3
			埋戻土運搬		式 or m <sup>3</sup>				*
		舗装復旧工(種別毎)							*
			不陸整正		m <sup>2</sup>				*
			下層路盤		m <sup>2</sup>				*
			上層路盤		m <sup>2</sup>				*
			基層		m <sup>2</sup>				*
			表層		m <sup>2</sup>				*
			コンクリート舗装		m <sup>2</sup>				*
			転圧コンクリート舗装		m <sup>2</sup>				*



費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
			縦目地		m				*
			横目地		m				*
			ブロック舗装		m <sup>2</sup>				*
			平石張		m <sup>2</sup>				*
			凍上抑制層		m <sup>2</sup>				*
		舗装仮復旧工(種別毎)							*
			不陸整正		m <sup>2</sup>				*
			下層路盤		m <sup>2</sup>				*
			上層路盤		m <sup>2</sup>				*
			基層		m <sup>2</sup>				*
			表層		m <sup>2</sup>				*
			ブロック舗装		m <sup>2</sup>				*
			平石張		m <sup>2</sup>				*
		区画線工							*
			熔融式区画線		m				*
			ペイント式区画線		m				*
		道路付属物撤去工							*
			排水構造物撤去A		m				*
			排水構造物撤去B		箇所				*
			防護柵撤去 (ガードレール)		m				*
			防護柵撤去 (ガードパイプ)		m				*
			防護柵撤去 (ガードケーブル)		m				*
			歩車道境界ブロック 撤去		m				*
			殻運搬処理		m <sup>3</sup>				*
		道路付属物復旧工							*
			L型側溝		m				*
			管(函)渠型側溝		m				*
			プレキャストU型側溝		m				*
			側溝蓋		枚				*
			自由勾配側溝		m				*
			ガードレール		m				*
			ガードケーブル		m				*
			ガードパイプ		m				*
			歩車道境界ブロック		m				*
			地先境界ブロック		m				*
			アスカーブ		m				*
			車止めポスト		本				*
			雨水ます取付管 復旧工		箇所				*
		道路植栽工							*
			植樹		本				*
			支柱		本				*
			地被類植付		m <sup>2</sup>				*
			樹木剪定		本				*
			寄植剪定		m <sup>2</sup>				*
			樹木施肥		本				*
			寄植・芝施肥		m <sup>2</sup>				*
			抜根除草		m <sup>2</sup>				*
			芝刈		m <sup>2</sup>				*
			灌水		m <sup>2</sup>				*
			防除		本				*
			移植		本				*
			寄植・芝薬剤散布		m <sup>2</sup>				*

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
		既設構造物撤去工							B-13
			既設構造物撤去		m or 箇所				*
			既設管撤去		m				C-25
			既設人孔撤去		箇所				C-26
			既設汚水ます撤去		箇所				*
			コンクリート塊 運搬処理		m <sup>3</sup>				*
	直接工事費計								
共通仮設									
	共通仮設費								
		運搬費			式	1			
		準備費			式	1			
		事業損失防止施設費			式	1			
		安全費			式	1			
		役務費			式	1			
		技術管理費			式	1			
		営繕費			式	1			
		現場環境改善費			式	1			
		現場環境改善費(率計上)			式	1			
	共通仮設費(率計上)								
		共通仮設費(率計上)			式	1			
共通仮設費計									
小計(純工事費)									
	現場管理費				式	1			
	工事中止期間中の 現場維持費等				式	1			
計(工事原価)									
	一般管理費等				式	1			
計(工事価格)									
	消費税等相当額				式	1			
本工事費計									

備考 1 地盤改良工及び付帯工は、開削編のA-9\*地盤改良工及びA-10付帯工を参照して積算する。

2 立坑工及び仮設工は、A-8立坑工及びA-11仮設工を参照して積算する。

3 摘要欄に\*印のあるものは、下位代価なし。

## II 本工事費内訳

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
管路									
	管きょ工(小口径推進、 管径00mm、00工法)								A-5
		仮管併用推進工							*
		オーガ掘削推進工							*
		小口径泥水推進工							B-20
			推進用鉄筋コンクリート管(小口径泥水)		m				C-40
			発生土処理		m <sup>3</sup> or式				C-3
		小口径泥土圧推進工							B-21
			推進用鉄筋コンクリート管(小口径泥土圧)		m				C-41
			発生土処理		m <sup>3</sup> or式				C-3
		オーガ掘削鋼管推進工							*
		鋼製さや管ふりソック(一重ケーシング)推進工							B-22
			推進用鋼管		m				C-42
			発生土処理		m <sup>3</sup> or式				C-43
			挿入用塩ビ管		m				C-44
			中込め		m <sup>3</sup>				C-45
		取付管ふりソック(一重ケーシング)推進工							B-23
			推進用鋼管		m				C-46
			発生土処理		m <sup>3</sup> or式				C-43
			コア抜き		箇所				C-47
			挿入用塩ビ管		m				C-48
			中込め		m <sup>3</sup>				C-49
		低耐力圧入二工推進工							B-24
			推進用硬質塩化ビニル管(低耐力圧入二工)		m				C-50
			発生土処理		m <sup>3</sup> or式				C-3
		低耐力オーガ推進工							B-25
			推進用硬質塩化ビニル管(低耐力オーガ)		m				C-51
			発生土処理		m <sup>3</sup> or式				C-3
		低耐力泥土圧推進工							B-26
			推進用硬質塩化ビニル管(低耐力泥土圧)		m				C-52
			発生土処理		m <sup>3</sup> or式				C-3
		各種小口径推進工							*
			各種推進用円形管		m				*
			発生土処理		m <sup>3</sup> or式				C-3
		立坑内管布設工							*
			鉄筋コンクリート管		m				C-4
			硬質塩化ビニル管		m				C-5
			砂基礎		m				C-8
			砕石基礎		m				C-9
			コンクリート基礎		m				*
		仮設備工(小口径)							B-27
			坑口(小口径)		式x箇所				C-53
			立坑基礎		式x箇所				C-54
			鏡切り		式x箇所				C-55
			推進設備等設置撤去		式x箇所				C-56
			支圧壁		式x箇所				C-57
			中込め注入設備工		式x箇所				C-58
		送・排泥設備工							B-28
			送・排泥設備(小口径泥水)		式	1			C-59

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
		泥水処理設備工							B-29
			泥水処理設備 (小口径泥水)		式	1			C-60
			泥水運搬処理		式or m <sup>3</sup>				C-61
		推進水替工							B-30
			推進用水替		式	1			C-62
		補助地盤改良工							B-6
			薬液注入		式or 本				C-15
			高圧噴射攪拌		式or 本				*
			機械攪拌		式or 本				*
	立坑工								A-8
	地盤改良工								A-9*
	付帯工								A-10
	仮設工								A-11
	直接工事費計								
共通仮設									
	共通仮設費								
		運搬費			式	1			
		準備費			式	1			
		事業損失防止施設費			式	1			
		安全費			式	1			
		役務費			式	1			
		技術管理費			式	1			
		営繕費			式	1			
		現場環境改善費			式	1			
		現場環境改善費 (率計上)			式	1			
	共通仮設費 (率計上)								
		共通仮設費 (率計上)			式	1			
共通仮設費計									
小計(純工事費)									
	現場管理費				式	1			
	工事中止期間 中の現場維持 費等				式	1			
計(工事原価)									
	一般管理費等				式	1			
計(工事価格)									
	消費税等相当額				式	1			
本工事費計									

備考 1 地盤改良工及び付帯工は、開削編のA-9\*地盤改良工及びA-10付帯工を参照して積算する。

2 立坑工及び仮設工は、A-8立坑工及びA-11仮設工を参照して積算する。

3 送・排泥設備工、泥水処理設備工、推進水替工は、推進工法編(小口径推進・中大口径推進 共通)のB-28～B-30を参照して積算する。

4 摘要欄に\*印のあるものは、下位代価なし。

### Ⅲ 本工事費内訳

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
管路									
	管きよ100mm 〇〇推進工法								A-6
		刃口推進工							B-35
			推進用鉄筋コンク リート管(刃口)		m				C-70
			発生土処理		式 or m <sup>3</sup>				C-3
			裏込め		m				C-71
			管目地		箇所				C-72
		泥水推進工							B-36
			推進用鉄筋コンク リート管(泥水)		m				C-73
			発生土処理		式 or m <sup>3</sup>				C-3
			裏込め		m				C-71
			管目地		箇所				C-72
		泥濃推進工							B-37
			推進用鉄筋コンク リート管(泥濃)		m				C-74
			発生土処理		式 or m <sup>3</sup>				C-3
			裏込め		m				C-71
			管目地		箇所				C-72
		各種推進工							*
			各種推進用円形管		m				*
			発生土処理		式 or m <sup>3</sup>				C-3
			裏込め		m				C-71
			管目地		箇所				C-72
		立坑内管布設工							*
			鉄筋コンクリート管		m				C-4
			砂基礎		m				C-8
			碎石基礎		m				C-9
			コンクリート基礎		m				*
		仮設備工(刃口)							B-38
			支圧壁		式 or 箇所				C-57
			クレーン設備組立撤去		式 or 箇所				C-75
			立坑基礎		式 or m <sup>2</sup>				C-54
			坑口		式 or 箇所				C-76
			鏡切り		式 or 箇所				C-55
			刃口及び推進設備		式 or 箇所				C-77
			中押し装置		式 or 箇所				C-78
			殻搬出		式 or m <sup>3</sup>				C-79
			殻運搬処理		式 or m <sup>3</sup>				*
		仮設備工 (泥水式・泥濃式推進)							B-39
			支圧壁		式 or 箇所				C-57
			クレーン設備組立撤去		式 or 箇所				C-75
			坑口		式 or 箇所				C-76
			鏡切り		式 or 箇所				C-55
			推進用機器据付撤去		式 or 箇所				C-80
			掘進機発進用受台		式 or 箇所				*
			掘進機引上用受台		式 or 箇所				C-81
			掘進機据付		式 or 台				C-82
			掘進機回転据付		式 or 台				C-83
			掘進機搬出		式 or 台				C-84
			立坑基礎		式 or m <sup>2</sup>				C-54
			中押し装置		式 or 箇所				C-78

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
			殻搬出		式 or m <sup>3</sup>				C-79
			殻運搬処理		式 or m <sup>3</sup>				*
		通信・換気設備工							B-40
			通信配線設備		式	1			C-85
			換気設備		式	1			C-86
		送・排泥設備工							B-28
			送・排泥設備 (泥水式推進)		式	1			C-59
			送・排泥設備 (泥濃式推進)		式	1			C-87
		泥水処理設備工							B-29
			泥水処理設備		式	1			C-60
			泥水運搬処理		式 or m <sup>3</sup>				C-61
		注入設備工							B-41
			注入設備		式	1			C-88
		推進水替工							B-30
			推進用水替		式	1			C-62
		補助地盤改良工							B-6
			薬液注入		式 or 本				C-15
			高圧噴射攪拌		式 or 本				*
			機械攪拌		式 or 本				*
	立坑工								A-8
	地盤改良工								A-9*
	付帯工								A-10
	仮設工								A-11
	直接工事費計								
共通仮設									
	共通仮設費								
		運搬費			式	1			
		準備費			式	1			
		事業損失防止施設費			式	1			
		安全費			式	1			
		役務費			式	1			
		技術管理費			式	1			
		営繕費			式	1			
		現場環境改善費			式	1			
		現場環境改善費(率計上)			式	1			
	共通仮設費(率計上)								
		共通仮設費(率計上)			式	1			
共通仮設費計									
小計 (純工事費)									
	現場管理費				式	1			
	工事中止期間中の 現場維持費等				式	1			
計(工事原価)									
	一般管理費等				式	1			
計(工事価格)									
	消費税等相当額				式	1			
本工事費計									

備考 1 地盤改良工及び付帯工は、開削編のA-9\*地盤改良工及びA-10付帯工を参照して積算する。

2 立坑工及び仮設工は、A-8立坑工及びA-11仮設工を参照して積算する。

3 送・排泥設備工、泥水処理設備工、推進水替工は、推進工法編(小口径推進・中大口径推進共通)のB-28～B-30を参照して積算する。

4 摘要欄に\*印のあるものは、下位代価なし。

IV 本工事内訳

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
管路									
	管きょ工(〇〇式シールド工法、仕上り内径〇〇mm)								A-7
		一次覆工							B-50
			シールド機本体〇〇式		式	1			
			セグメント		式	1			
			覆工セグメント		m				C-100
			機械器具損料		式	1			C-101
			空伏セグメント		m				C-102
			発生土処理		m <sup>3</sup>				C-3
			裏込材		式	1			C-103
			作泥材		式	1			C-104
			添加材		式	1			C-105
		二次覆工							B-51
			レディーミクストコンクリート		m <sup>3</sup>				
			覆工コンクリート		m				C-106
			鉄筋		t				
		立坑内管布設工							B-2
		坑内整備工							B-52
			坑内整備		m				C-107
		仮設備工(シールド)							B-53
			立坑基礎		箇所				C-54
			発進坑口		箇所				C-108
			到達坑口		箇所				*
			支圧壁		箇所				C-109
			立坑内作業床		箇所				C-110
			シールド機発進用受台		箇所				C-111
			シールド機引上用受台		箇所				C-112
			シールド機据付		箇所				C-113
			シールド機回転据付		箇所				C-114
			シールド機搬出		箇所				C-115
			シールド機解体残置		箇所				C-116
			シールド機仮発進		箇所				C-117
			後続台車設備		箇所				C-118
			鏡切り		箇所				C-119
			軌条設備		式	1			C-120
			殻運搬処理		式or m <sup>2</sup>				*
		坑内設備工							B-54
			配管設備		式	1			C-121
			換気設備		式	1			C-122
			通信配線設備		式	1			C-123
			スチールフォーム設備		式	1			C-124
		立坑設備工							B-55
			立坑クレーン設備		式α箇所				C-125
			土砂搬出設備		式α箇所				C-126
			立坑内仮設階段		式α箇所				C-127
			仮設昇降設備		式α箇所				*
		坑外設備工							B-56
			仮囲い		式	1			
			仮囲い門扉		式	1			C-128
			裏込注入設備		式	1			C-129
			添加材注入設備		式	1			C-130

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
		泥水設備工(泥水式シールド)							B-57
			送・排泥管設備		式	1			C-131
			送・排泥ポンプ設備		式	1			C-132
			中央監理計装設備		式	1			C-133
			泥水処理設備		式	1			C-134
		シールド水替工							B-58
			シールド用水替		式	1			C-135
		補助地盤改良工							B-6
			薬液注入		式or本				C-15
			高圧噴射攪拌		式or本				*
			機械攪拌		式or本				*
	立坑工								A-8
	地盤改良工								A-9*
	付帯工								A-10
	仮設工								A-11
	直接工事費計								
共通仮設									
	共通仮設費								
		運搬費			式	1			
		準備費			式	1			
		事業損失防止施設費			式	1			
		安全費			式	1			
		役務費			式	1			
		技術管理費			式	1			
		営繕費			式	1			
		現場環境改善費			式	1			
		現場環境改善費 (率計上)			式	1			
	共通仮設費(率計上)								
		共通仮設費 (率計上)			式	1			
共通仮設費計									
小計(純工事費)									
	現場管理費				式	1			
	工事中止期間中の現場維持費等				式	1			
計(工事原価)									
	一般管理費等				式	1			
計(工事価格)									
	消費税等相当額				式	1			
本工事費計									

- 備考 1 地盤改良工及び付帯工は、開削編のA-9\*地盤改良工及びA-10付帯工を参照して積算する。  
2 立坑工及び仮設工は、A-8立坑工及びA-11仮設工を参照して積算する。  
3 摘要欄に\*印のあるものは下位代価なし。



V 本工事費内訳

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
管路									
	管きよ更生工 既設管径〇〇mm								A-20
		管きよ内面被覆工 (製管工法)							B-65
			更生材料		式	1			C-150
			製管		m				C-151
			裏込め		式orm <sup>3</sup>				C-152
			仕上		式	1			C-153
			仮設備		式	1			C-154
			機械器具損料		式	1			C-155
		管きよ内面被覆工 (反転・形成工法)							B-66
			更生材料		式	1			C-156
			反転・形成		式	1			C-157
			仕上		式	1			C-158
			仮設備		式	1			C-159
		換気工							B-67
			換気設備		式or日				C-160
		管きよ更生水替工							B-68
			反転・形成用水替		式or日				C-161
	直接工事費計								
共通仮設									
	共通仮設費								
		運搬費			式	1			
		準備費			式	1			
		事業損失防止施設費			式	1			
		安全費			式	1			
		役務費			式	1			
		技術管理費			式	1			
		営繕費			式	1			
		現場環境改善費			式	1			
		現場環境改善費 (率計上)			式	1			
	共通仮設費(率計上)								
		共通仮設費 (率計上)			式	1			
共通仮設費計									
小計(純工事費)									

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
	現場管理費				式	1			
	工事中止期間中の現場維持費等				式	1			
計(工事原価)									
	一般管理費等				式	1			
計(工事価格)									
	消費税等相当額				式	1			
本工事費計									

Ⅶ 本工事費内訳

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
下水道分野 共通									
	仮設工								A-11
		工事用道路工							*
			工事用道路盛土		式 or m <sup>3</sup>				*
			法面整形(盛土部)		式 or m <sup>2</sup>				*
			安定処理		式 or m <sup>2</sup>				*
			工事用道路排土敷均し		式 or m <sup>2</sup>				*
			敷砂利		式 or m <sup>2</sup>				*
			敷鉄板		式 or m <sup>2</sup>				*
			仮設舗装		式 or m <sup>2</sup>				*
			仮設アスカーブ		式 or m				*
			仮設舗装版切断・破砕		式 or m <sup>2</sup>				*
			安定シート・ネット		式 or m <sup>2</sup>				*
			工事用道路補修		式	1			*
			土のう		式 or m <sup>3</sup>				*
			土のう積		式 or m <sup>2</sup>				*
			殻運搬処理		式 or m <sup>3</sup>				*
			仮覆工板		式 or 枚				*
		仮橋・作業構台工							*
			床堀り		式 or m <sup>3</sup>				*
			埋戻し		式 or m <sup>3</sup>				*
			仮橋コンクリート基礎		式 or 箇所				*
			橋脚		式 or t				*
			仮橋上部		式 or t				*
			覆工板		式 or m <sup>2</sup>				*
			仮設高欄		式 or m				*
			コンクリート構造物取壊し		式 or m <sup>3</sup>				*
			殻運搬処理		式 or m <sup>3</sup>				*
			鋼管杭		式 or 本				*
			防眩材		式 or 基				*
		仮水路工							*
			鉄筋コンクリート管		式 or m				*
			コルゲートパイプ		式 or m				*
			コルゲートフリューム		式 or m				*
			暗渠排水管		式 or m				*
			吸出し防止材		式 or m <sup>2</sup>				*
			素掘側溝		式 or m				*
			仮柵水路		式 or m				*
			仮設鋼矢板水路		式 or m				*
			仮設軽量鋼矢板水路		式 or m				*
			土のう		式 or m <sup>3</sup>				*
			土のう積		式 or m <sup>2</sup>				*
		残土受入れ施設工							*
			土のう		式 or m <sup>2</sup>				*
			土のう積		式 or m <sup>2</sup>				*
			コンクリートブロック積み		式 or m <sup>2</sup>				*
			プレキャストL型擁壁		式 or m				*
			プレキャスト逆T型擁壁		式 or m				*
		作業ヤード整備工							*
			ヤード造成		式 or m <sup>2</sup>				*
			敷砂利		式 or m <sup>2</sup>				*
		電力設備工							*
			受変電設備		式 or 箇所				*
			配電設備		式 or m				*

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
			電動機設備		式	1			*
			照明設備		式	1			*
		用水設備工							*
			用水設備		式or箇所				*
			暗渠排水管		式or m				*
		防塵対策工							*
			仮設舗装		式or m <sup>2</sup>				*
			タイヤ洗浄装置		式	1			*
			路面清掃		式	1			*
			散水		式	1			*
		汚濁防止工							*
			汚濁防止フェンス		式or m				*
			濁水処理設備		式or箇所				*
		防護施設工							*
			切土(発破)防護柵		式or m <sup>2</sup>				*
			仮囲い		式or m				*
			立入防止柵		式or m				*
			法留柵		式or m				*
		除雪工							*
			現場内除雪(機械)		式or時間				*
			現場内除雪(人力)		式or人日				*
			仮囲い屋根部		式or m <sup>2</sup>				*
		防音工							B-90
			仮設防音壁		式or箇所				C-200
			仮設防音ハウス		式or箇所				C-201
			仮設防音工基礎		式or箇所				C-202
			仮設防音工換気照明設備		式	1			C-203
		支給品運搬工							*
			支給品運搬		式or回				*
		交通管理工							
			交通誘導警備員		式	1			*
	地盤改良工								A-9*
	付帯工								A-10
	直接工事費計								
共通仮設費									
	共通仮設費								
		運搬費			式	1			
		準備費			式	1			
		事業損失防止施設費			式	1			
		安全費			式	1			
		役務費			式	1			
		技術管理費			式	1			
		営繕費			式	1			
		現場環境改善費(率計上)			式	1			
	共通仮設費(率計上)								
		共通仮設費(率計上)			式	1			
共通仮設費計									
小計(純工事費)									
	現場管理費				式	1			
	工事中期間中の現場維持費等				式	1			
計(工事原価)									
	一般管理費等				式	1			
計(工事価格)									
	消費税等相当額				式	1			
本工事費計									

備考 1 地盤改良工及び付帯工は、開削編のA-9\*地盤改良工及びA-10付帯工を参照して積算する。

2 立坑工及び仮設工は、A-8立坑工及びA-11仮設工を参照して積算する。

3 摘要欄に\*印のあるものは、下位代価なし。

管路施設(仮設工)編

456

## 適用に当たっての注意事項

1. 本歩掛は、下水道ポンプ場・処理場施設（土木）に適用する。
2. 本歩掛に記載されていない土木工事関連の歩掛については、国土交通省土木工事標準歩掛による。

### 本工事費内訳

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
処理場・ ポンプ場									
	敷地造成土工								A-1
		掘削工							
			掘削（土砂）		m <sup>3</sup>				
			掘削（軟岩）		m <sup>3</sup>				
			掘削（硬岩）		m <sup>3</sup>				
		盛土工							
			盛土（流用土）		式 or m <sup>3</sup>				
			盛土（発生土）		式 or m <sup>3</sup>				
			盛土（採取土）		式 or m <sup>3</sup>				
			盛土（購入土）		式 or m <sup>3</sup>				
		法面整形工							
			法面整形（切土部）		m <sup>2</sup>				
			法面整形（盛土部）		m <sup>2</sup>				
		残土処理工							
			残土処理		式 or m <sup>3</sup>				
	法面工								A-2
		法枠工							
			現場打法枠		m <sup>2</sup>				
			プレキャスト法枠		m <sup>2</sup>				
			吹付枠		m <sup>2</sup>				
		植生工							
			種子散布		m <sup>2</sup>				
			張芝		m <sup>2</sup>				
			筋芝		m <sup>2</sup>				
			植生シート		m <sup>2</sup>				
	地盤改良工								A-3
		表層安定処理工							
			サンドマット		m <sup>2</sup>				
			安定シート・ネット		m <sup>2</sup>				
			安定処理		m <sup>2</sup>				
			置換		m <sup>3</sup>				
			砕石マット		m <sup>2</sup>				
		パーチカルドレーン工							
			サンドドレーン		本				
			袋詰式サンドドレーン		本				
			ペーパードレーン		本				
			プラスチックドレーン		本				
		締固め改良工							
			サンドコンパクションパイル		本				
			砕石ドレーン		本				
		固結工							
			機械攪拌		本				
			高圧噴射攪拌		本				
			生石灰パイル		本				
	本体作業土工								A-4
		掘削工							

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
			掘削(土砂)		式 or m <sup>3</sup>				
			掘削(軟岩)		式 or m <sup>3</sup>				
			掘削(硬岩)		式 or m <sup>3</sup>				
		埋戻工							
			埋戻し(流用土)		式 or m <sup>3</sup>				
			埋戻し(発生土)		式 or m <sup>3</sup>				
			埋戻し(採取土)		式 or m <sup>3</sup>				
			埋戻し(購入土)		式 or m <sup>3</sup>				
		盛土工							
			盛土(流用土)		式 or m <sup>3</sup>				
			盛土(発生土)		式 or m <sup>3</sup>				
			盛土(採取土)		式 or m <sup>3</sup>				
			盛土(購入土)		式 or m <sup>3</sup>				
		法面整形工							
			法面整形(切土部)		式 or m <sup>2</sup>				
			法面整形(盛土部)		式 or m <sup>2</sup>				
		残土処理工							
			残土処理		式 or m <sup>3</sup>				
	本体仮設工								A-5
		土留・仮締切工							
			仮設鋼矢板		式 or 枚				
			仮設軽量鋼矢		式 or 枚				
			鋼管矢板		式 or 本				
			仮設H鋼杭		式 or 本				
			アンカー		式 or 本				
			タイロッド・腹起し		式 or t				
			切梁・腹起し		式 or t				
			横矢板		式 or m <sup>2</sup>				
			泥土処理		式 or m <sup>3</sup>				
			中詰盛土		式 or m <sup>3</sup>				
			殻運搬処理		式 or m <sup>3</sup>				
			盛替梁		式 or 箇所				
		地中連続壁工(壁式)							
			作業床		式 or m <sup>2</sup>				
			ガイドウォール		式 or m				
			連続壁(壁式)		式 or エレメント				
			連壁鉄筋		式 or t				
			アンカー		式 or 本				
			切梁・腹起し		式 or t				
			仮設H鋼杭		式 or 本				
			廃液処理		式 or m <sup>3</sup>				
			泥土処理		式 or m <sup>3</sup>				
			殻運搬処理		式 or m <sup>3</sup>				
		地中連続壁工(柱列式)							
			ガイドトレンチ		式 or m <sup>3</sup>				
			連続壁(柱列式)		式 or m <sup>2</sup>				
			プラント設置撤去		式				
			アンカー		式 or 本				
			切梁・腹起し		式 or t				
			仮設H鋼杭		式 or 本				
			泥土処理		式 or m <sup>3</sup>				
			殻運搬処理		式 or m <sup>3</sup>				
		補助地盤改良工							管路開削編
			薬液注入		式 or 本				
			機械攪拌		式 or 本				

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
			高圧噴射攪拌		式 or 本				
		水替工							B-5-4
			ポンプ排水		式 or 日				
		地下水低下工							B-5-5
			ウエルポイント		式 or 日				
			ディープウエル		式 or 日				
		仮橋・作業構台工							
			床掘り		式 or m <sup>3</sup>				
			埋戻し		式 or m <sup>3</sup>				
			仮橋コンクリート基礎		式 or 箇所				
			橋脚		式 or t				
			杭橋脚		式 or 本				
			仮橋上部		式 or t				
			覆工板		式 or m <sup>2</sup>				
			仮設高欄		式 or m				
			殻運搬処理		式 or m <sup>3</sup>				
			鋼管杭		式 or 本				
			防舷材		式 or 基				
	本体築造工								A-6
		直接基礎工(改良)							
			機械攪拌		本				
			高圧噴射攪拌		本				
		直接基礎工(置換)							
			ラップルコンクリート		m <sup>3</sup>				
			置換砕石		m <sup>3</sup>				
			改良土基礎		m <sup>3</sup>				
		既製杭工							B-6-3
			既製コンクリート杭		本				
			鋼管杭		本				
			掘削土処理		式 or m <sup>3</sup>				
			泥水処理		m <sup>3</sup>				
		場所打杭工							
			場所打杭		本				
			掘削土処理		式 or m <sup>3</sup>				
			泥水処理		m <sup>3</sup>				
		オープンケーソン基礎工							
			刃口金物据付		基				
			掘削沈下		m <sup>3</sup>				
			沈下促進		式 or t				
			コンクリート		m <sup>3</sup>				
			型枠		式 or m <sup>2</sup>				
			鉄筋		t				
			足場		式 or 掛m <sup>2</sup>				
			支保		式 or 空m <sup>3</sup>				
			底版コンクリート		m <sup>3</sup>				
			中詰充填		m <sup>3</sup>				
			天端コンクリート用		式 or m <sup>2</sup>				
			型枠・支保						
			止水壁取壊し		m <sup>3</sup>				
			殻運搬処理		式 or m <sup>3</sup>				
		ニューマチックケーソン基礎工							
			ニューマチック		式	1			
			ケーソン設備						
			刃口金物据付		基				
			掘削沈下		m <sup>3</sup>				
			沈下促進		式 or t				
			コンクリート		m <sup>3</sup>				

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
			型 枠		式 or m <sup>2</sup>				
			鉄 筋		t				
			足 場		式 or 掛m <sup>2</sup>				
			支 保		式 or 空m <sup>3</sup>				
			砂 セ ン ト ル		m <sup>3</sup>				
			中埋コンクリート		m <sup>3</sup>				
			中 詰 充 填		m <sup>3</sup>				
			天端コンクリート用 型 枠 ・ 支 保		式 or m <sup>2</sup>				
			止 水 壁 取 壊 し		m <sup>3</sup>				
			殻 運 搬 処 理		式 or m <sup>3</sup>				
		軀 体 工							B-6-7
			杭 頭 処 理		箇所				
			殻 運 搬 処 理		式 or m <sup>3</sup>				
			基 礎 材		m <sup>2</sup>				
			均しコンクリート		m <sup>2</sup>				
			コ ン ク リ ー ト		m <sup>3</sup>				
			型 枠		式 or m <sup>2</sup>				
			鉄 筋		t				
			足 場		式 or 掛m <sup>2</sup>				
			支 保		式 or 空m <sup>3</sup>				
			チ ッ ピ ン グ		式 or m <sup>2</sup>				
		伸 縮 継 手 工							B-6-8
			止 水 板		m				
			目 地 材		m <sup>2</sup>				
			伸 縮 目 地 充 填		m				
			可 と う 継 手		箇所				
			ス リ ッ プ バ ー		箇所				
		越 流 樋 工							
			越 流 樋		m				
		越 流 堰 板 工							
			越 流 堰 板		m				
		蓋 工							
			F R P 蓋		箇所				
			合 成 木 材 蓋		箇所				
			ア ル ミ 蓋		箇所				
			P C 蓋		箇所				
			グ レ ー チ ン グ 蓋		箇所				
			鋼 板 蓋		箇所				
			蓋 受 枠		m				
			マ ン ホ ール 蓋		箇所				
			圧 力 蓋		箇所				
		角 落 し 工							
			角 落 し		箇所				
			角 落 し 受 枠		m				
		手 摺 工							
			手 す り		m				
		防 食 工							
			コンクリート防食被覆		m <sup>2</sup>				
			足 場		式 or 掛m <sup>2</sup>				
		左 官 工							B-6-15
			コンクリート金ごて仕上げ		m <sup>2</sup>				
			モルタル金ごて仕上げ		m <sup>2</sup>				
			防水モルタル金ごて仕上げ		m <sup>2</sup>				



費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
		防水工							
			アスファルト防水		m <sup>2</sup>				
			シート防水(本体)		m <sup>2</sup>				
			塗膜防水		m <sup>2</sup>				
		塗装工							
			各種塗装		m <sup>2</sup>				
			複層塗材		m <sup>2</sup>				
		埋込管工							
			埋込管		式 or m				
			スリーブ管		式 or m				
		仮壁撤去工							
			コンクリート構造物取壊し		m <sup>3</sup>				
			殻運搬処理		式 or m <sup>3</sup>				
		付属物工							
			足掛金物		本				
			タラップ		箇所				
			吊りフック		本				
			コンクリートアンカー		本				
			排水目皿		箇所				
			ノンスリップ		m				
			整流壁		箇所				
			竪樋		m				
	場内管路工								A-7
		作業土工							
			床掘り		式 or m <sup>3</sup>				
			埋戻し		式 or m <sup>3</sup>				
		補助地盤改良工							管路開削編
			薬液注入		式 or 本				
			高圧噴射攪拌		式 or 本				
		管路土留工							管路開削編
			木矢板土留		式 or m				
			建て込み簡易土留		式 or m				
			軽量鋼矢板土留		式 or m				
			親杭横矢板土留		式 or m				
			鋼矢板土留		式 or m				
		路面覆工							管路開削編
			覆工板受桁		式 or t				
			覆工板		式 or m <sup>2</sup>				
			覆工鉄板		式 or m <sup>2</sup>				
			覆工板日々取付取り外し		式	1			
		開削水替工							管路開削編
			開削水替		式 or 日				
		地下水低下工							B-5-5
			ウエルポイント		式 or 日				
			ディープウエル		式 or 日				
		管基礎工							管路開削編
			砂基礎		m				
			砕石基礎		m				
			まくら土台基礎		m				
			コンクリートまくら土台基礎		m				
			はしご胴木基礎		m				
			鳥居胴木基礎		m				
			コンクリート基礎		m				
			ソイルセメント基礎		m				
			ベッドシート基礎		m				
		管布設工							管路開削編
			硬質塩化ビニル管		m				

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
			強化プラスチック複合管		m				
			鉄筋コンクリート管		m				
			陶管		m				
			既製く形きよ		m				
			ポリエチレン管		m				
			鋼管		m				
			铸铁管		m				
			コルゲート管		m				
			ステンレス管		m				
			消雪管		m				
			伸縮可とう継手(管)		箇所				
			マンホール削孔接続		箇所				
			継手類		式 or 箇所				
			弁類		箇所				
			弁ます類		箇所				
			水栓類		箇所				
			地中埋設標		箇所				
			埋設標識テープ		m				
			管蓋		箇所				
			既製開きよ		m				
		水路築造工							管路開削編
			既製く形きよ		m				
			現場打水路		m				
			柵渠		m				
			既製開きよ		m				
		側溝設置工							管路開削編
			プレキャストU型側溝		m				
			L型側溝		m				
			自由勾配側溝		m				
			側溝蓋		枚				
			管(函)渠型側溝		m				
		現場打ちマンホール工							管路開削編
			1号マンホール		箇所				
			2号マンホール		箇所				
			3号マンホール		箇所				
			4号マンホール		箇所				
			5号マンホール		箇所				
			6号マンホール		箇所				
			7号マンホール		箇所				
			外副管		箇所				
			内副管		箇所				
		組立マンホール工							管路開削編
			組立0号マンホール		箇所				
			組立1号マンホール		箇所				
			組立2号マンホール		箇所				
			組立3号マンホール		箇所				
			外副管		箇所				
			内副管		箇所				
		小型マンホール工							管路開削編
			小型マンホール		箇所				
		取付管布設工							管路開削編
			取付管		m or 箇所				
		ます設置工							管路開削編
			ます		箇所				
		舗装撤去工							管路開削編
			舗装版切断		m				

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
			舗装版破碎		m <sup>2</sup>				
			路面切削		m <sup>2</sup>				
			殻運搬処理		m <sup>3</sup>				
		舗装復旧工							管路開削編
			下層路盤		m <sup>2</sup>				
			上層路盤		m <sup>2</sup>				
			基層		m <sup>2</sup>				
			表層		m <sup>2</sup>				
			コンクリート舗装		m <sup>2</sup>				
			転圧コンクリート舗装		m <sup>2</sup>				
			縦目地		m				
			横目地		m				
			溶融式区画線		m				
			ペイント式区画線		m				
			凍上抑制層		m <sup>2</sup>				
	吐口工								A-8
		作業土工							
			床掘り		式 or m <sup>3</sup>				
			埋戻し		式 or m <sup>3</sup>				
		補助地盤改良工							管路開削編
			薬液注入		式 or 本				
			高圧噴射攪拌		式 or 本				
		土留・仮締切工							
			仮設鋼矢板		式 or 枚				
			仮設軽量鋼矢板		式 or 枚				
			鋼管矢板		式 or 本				
			仮設H鋼杭		式 or 本				
			アンカー		式 or 本				
			タイロッド, 腹起し		式 or t				
			切梁・腹起し		式 or t				
			横矢板		式 or m <sup>2</sup>				
			盛替梁		式 or 箇所				
			じゃかご		式 or m				
			ふとんかご		式 or m				
			連節ブロック張		式 or m <sup>2</sup>				
			土のう		式 or m <sup>2</sup>				
			締切盛土		式 or m <sup>2</sup>				
			法面整形(盛土部)		式 or m <sup>2</sup>				
			板柵		式 or m				
			止水シート		式 or m <sup>2</sup>				
			泥土処理		式 or m <sup>3</sup>				
			中詰盛土		式 or m <sup>3</sup>				
			殻運搬処理		式 or m <sup>3</sup>				
		水替工							B-5-4
			ポンプ排水		式 or 日				
		地下水低下工							B-5-5
			ウエルポイント		式 or 日				
			ディープウエル		式 or 日				
		直接基礎工(改良)							
			機械攪拌		本				
			高圧噴射攪拌		本				
		直接基礎工(置換)							
			ラップルコンクリート		m <sup>3</sup>				
			置換碎石		m <sup>3</sup>				
			改良土基礎		m <sup>3</sup>				
		既製杭工							B-6-3

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
			既製コンクリート杭		本				
			鋼管杭		本				
			泥水処理		m <sup>3</sup>				
			掘削土処理		式 or m <sup>3</sup>				
		場所打杭工							
			場所打杭		本				
			泥水処理		m <sup>3</sup>				
			掘削土処理		式 or m <sup>3</sup>				
		躯体工							B-6-7
			杭頭処理		箇所				
			殻運搬処理		式 or m <sup>3</sup>				
			基礎材		m <sup>2</sup>				
			均しコンクリート		m <sup>2</sup>				
			コンクリート		m <sup>3</sup>				
			型枠		式 or m <sup>2</sup>				
			鉄筋		t				
			足場		式 or 掛m <sup>2</sup>				
			支保		式 or 空m <sup>3</sup>				
		伸縮継手工							B-6-8
			止水板		m				
			目地材		m <sup>2</sup>				
			伸縮目地充填		m				
			可とう継手		箇所				
		角落し工							
			角落し		箇所				
			角落し受枠		m				
		手摺工							
			手すり		m				
		コンクリートブロック工							
			コンクリートブロック基礎		m				
			コンクリートブロック張		m <sup>2</sup>				
			コンクリートブロック積		m <sup>2</sup>				
			連節ブロック張		m <sup>2</sup>				
			天端コンクリート		m				
		護岸付属物工							
			横帯コンクリート		m				
			プレキャスト横帯 コンクリート		m				
			小口止		m				
			プレキャスト小口止		m				
			小口止矢板		枚				
			縦帯コンクリート		m				
			プレキャスト縦帯 コンクリート		m				
			巻止コンクリート		m				
			プレキャスト巻止 コンクリート		m				
			平張コンクリート		m <sup>2</sup>				
		環境護岸ブロック工							
			階段ブロック積		m <sup>2</sup>				
			天端コンクリート		m				
		石積(張)工							
			石積(張)基礎		m				
			石張		m <sup>2</sup>				
			石積		m <sup>2</sup>				
			天端コンクリート		m				
		法枠工							

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
			現場打法枠		m <sup>2</sup>				
			プレキャスト法枠		m <sup>2</sup>				
			吹付枠		m <sup>2</sup>				
		羽口工							
			じゃかご		m				
			ふとんかご		m				
			連節ブロック張		m <sup>2</sup>				
		根固めブロック工							
			根固めブロック製作		個				
			根固めブロック据付		個				
		間詰工							
			コンクリート		m <sup>3</sup>				
			吸出し防止材		m <sup>2</sup>				
		沈床工							
			粗朶沈床		m <sup>2</sup>				
			木工沈床		m <sup>2</sup>				
			改良沈床		m <sup>2</sup>				
			吸出し防止材		m <sup>2</sup>				
		捨石工							
			捨石		m <sup>3</sup>				
			表面均し		m <sup>2</sup>				
		かご工							
			じゃかご		m				
			ふとんかご		m				
	場内・進入道路工								A-9
		掘削工							
			掘削(土砂)		m <sup>3</sup>				
			掘削(軟岩)		m <sup>3</sup>				
			掘削(硬岩)		m <sup>3</sup>				
		残土処理工							
			残土処理		式 or m <sup>3</sup>				
		舗装撤去工							管路開削編
			舗装版切断		m				
			舗装版破碎		m <sup>2</sup>				
			路面切削		m <sup>2</sup>				
			殻運搬処理		m <sup>3</sup>				
		路床安定処理工							
			安定処理		m <sup>2</sup>				
		盛土工							
			盛土(流用土)		式 or m <sup>3</sup>				
			盛土(発生土)		式 or m <sup>3</sup>				
			盛土(採取土)		式 or m <sup>3</sup>				
			盛土(購入土)		式 or m <sup>3</sup>				
		法面整形工							
			法面整形(切土部)		m <sup>2</sup>				
			法面整形(盛土部)		m <sup>2</sup>				
		法面植生工							
			種子散布		m <sup>2</sup>				
			張芝		m <sup>2</sup>				
			筋芝		m <sup>2</sup>				
			植生シート		m <sup>2</sup>				
		アスファルト舗装工							管路開削編
			不陸整正		m <sup>2</sup>				
			下層路盤		m <sup>2</sup>				
			上層路盤		m <sup>2</sup>				
			基層		m <sup>2</sup>				

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
			表層		m <sup>2</sup>				
			凍上抑制層		m <sup>2</sup>				
		コンクリート舗装工							管路開削編
			不陸整正		m <sup>2</sup>				
			下層路盤		m <sup>2</sup>				
			上層路盤		m <sup>2</sup>				
			コンクリート舗装		m <sup>2</sup>				
			転圧コンクリート舗装		m <sup>2</sup>				
			縦目地		m				
			横目地		m				
			凍上抑制層		m <sup>2</sup>				
		薄層カラー舗装工							
			不陸整正		m <sup>2</sup>				
			下層路盤		m <sup>2</sup>				
			上層路盤		m <sup>2</sup>				
			薄層カラー舗装		m <sup>2</sup>				
			凍上抑制層		m <sup>2</sup>				
		ブロック舗装工							
			不陸整正		m <sup>2</sup>				
			下層路盤		m <sup>2</sup>				
			上層路盤		m <sup>2</sup>				
			ブロック舗装		m <sup>2</sup>				
			平石張		m <sup>2</sup>				
			凍上抑制層		m <sup>2</sup>				
		区画線工							
			溶融式区画線		m				
			ペイント式区画線		m				
		道路付属物工							
			視線誘導標		本				
		小型標識工							
			標識柱		基				
			標識板		枚				
		作業土工							
			床掘り		式 or m <sup>3</sup>				
			埋戻し		式 or m <sup>3</sup>				
		路側防護柵工							
			ガードレール		m				
			ガードパイプ		m				
			ガードケーブル		m				
		縁石工							
			歩車道境界ブロック		m				
			地先境界ブロック		m				
			アスカープ		m				
		側溝設置工							管路開削編
			プレキャストU型側溝		m				
			L型側溝		m				
			自由勾配側溝		m				
			側溝蓋		枚				
			管(函)渠型側溝		m				
		ます設置工							管路開削編
			ます		箇所				
	擁壁工								A-10
		作業土工							
			床掘り		式 or m <sup>3</sup>				
			埋戻し		式 or m <sup>3</sup>				
		補助地盤改良工							管路開削編
			薬液注入		式 or 本				

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
			高圧噴射攪拌		式 or 本				
		土留・仮締切工							
			仮設鋼矢板		式 or 枚				
			仮設軽量鋼矢板		式 or 枚				
			仮設H鋼杭		式 or 本				
			アンカー		式 or 本				
			切梁・腹起し		式 or t				
			横矢板		式 or m <sup>2</sup>				
			泥土処理		式 or m <sup>3</sup>				
			殻運搬処理		式 or m <sup>3</sup>				
		水替工							B-5-4
			ポンプ排水		式 or 日				
		地下水低下工							B-5-5
			ウエルポイント		式 or 日				
			ディープウエル		式 or 日				
		既製杭工							B-6-3
			既製コンクリート杭		本				
			鋼管杭		本				
			泥水処理		m <sup>3</sup>				
			掘削土処理		式 or m <sup>3</sup>				
		場所打杭工							
			場所打杭		本				
			泥水処理		m <sup>3</sup>				
			掘削土処理		式 or m <sup>3</sup>				
		現場打擁壁工							
			杭頭処理		箇所				
			殻運搬処理		m <sup>3</sup>				
			基礎材		m <sup>2</sup>				
			均しコンクリート		m <sup>2</sup>				
			コンクリート		m <sup>3</sup>				
			型枠		式 or m <sup>2</sup>				
			鉄筋		t				
			足場		式 or 掛m <sup>2</sup>				
			目地材		m <sup>2</sup>				
			止水板		m				
			伸縮目地充填		m				
			水抜パイプ		箇所				
			吸出し防止材		m <sup>2</sup>				
		プレキャスト擁壁工							
			プレキャストL型擁壁		m				
			プレキャスト逆T型擁壁		m				
			鍍止めブロック		m				
		補強土壁工							
			補強土壁基礎		m				
			帯鋼補強土壁・アノール補強土壁		m <sup>2</sup>				
		井桁ブロック工							
			井桁ブロック基礎		m				
			井桁ブロック		m <sup>2</sup>				
		コンクリートブロック工							
			コンクリートブロック基礎		m				
			コンクリートブロック積		m <sup>2</sup>				
			コンクリートブロック張		m <sup>2</sup>				
			天端コンクリート		m				
		緑化ブロック工							
			緑化ブロック基礎		m				

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
			緑化ブロック積		m <sup>2</sup>				
			ブロック植栽		本				
			天端コンクリート		m				
		石積(張)工							
			石積(張)基礎		m				
			石積		m <sup>2</sup>				
			石張		m <sup>2</sup>				
			天端コンクリート		m				
	場内植栽工								A-11
		植栽工							
			高木植栽		本				
			中低木植栽B		本				
		移植工							
			高木移植		本				
			中低木移植		本				
		地被類植付工							
			地被類植栽A		鉢				
			地被類植栽B(張芝)		m <sup>2</sup>				
		種子吹付工							
			種子散布		m <sup>2</sup>				
			植生シート		m <sup>2</sup>				
	修景池・水路工								A-12
		作業土工							
			床掘り		式 or m <sup>3</sup>				
			埋戻し		式 or m <sup>3</sup>				
		植ます工							
			植ます		箇所				
		修景池工							
			基礎材		m <sup>2</sup>				
			均しコンクリート		m <sup>2</sup>				
			コンクリート		m <sup>3</sup>				
			型枠		式 or m <sup>2</sup>				
			鉄筋		t				
			シート防水(修景)		m <sup>2</sup>				
			止水板		m				
			目地材		m <sup>2</sup>				
			伸縮目地充填		m				
			仕上げ		m <sup>2</sup>				
			小型角落し		箇所				
		修景池水路及びます工							
			基礎材		m <sup>2</sup>				
			均しコンクリート		m <sup>2</sup>				
			コンクリート		m <sup>3</sup>				
			型枠		式 or m <sup>2</sup>				
			鉄筋		t				
			シート防水(修景)		m <sup>2</sup>				
			止水板		m				
			目地材		m <sup>2</sup>				
			伸縮目地充填		m				
			集水ます(既製)		箇所				
			集水ます(現場打)		箇所				
	場内付帯工								A-13
		作業土工							
			床掘り		式 or m <sup>3</sup>				
			埋戻し		式 or m <sup>3</sup>				
		門扉工							
			基礎材		m <sup>2</sup>				
			均しコンクリート		m <sup>2</sup>				



費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
			コンクリート		m <sup>3</sup>				
			型枠		式 or m <sup>2</sup>				
			鉄筋		t				
			仕上げ		m <sup>2</sup>				
			扉		基				
			銘板		枚				
			郵便受け		基				
		フェンス工							
			フェンス基礎(フレキャスト)		個				
			フェンス基礎(現場打)		式 or 基				
			フェンス		m				
		デッキ工							
			デッキ基礎		式 or 基				
			デッキ		基				
		四阿工							
			四阿基礎		式 or 基				
			四阿		基				
		ベンチ工							
			ベンチ基礎		式 or 基				
			ベンチ		基				
		モニュメント工							
			モニュメント基礎		式 or 基				
			モニュメント		基				
		パーゴラ工							
			パーゴラ基礎		式 or 基				
			パーゴラ		基				
		旗ポール工							
			旗ポール基礎		式 or 基				
			旗ポール		本				
		遊具工							
			遊具基礎		式 or 基				
			遊具		基				
		案内板工							
			案内板基礎		式 or 基				
			案内板		基				
		花壇工							
			基礎材		m <sup>2</sup>				
			均しコンクリート		m <sup>2</sup>				
			コンクリート		m <sup>3</sup>				
			型枠		式 or m <sup>2</sup>				
			鉄筋		t				
			仕上げ		m <sup>2</sup>				
			客土		Kgor $\theta$				
		階段工							
			基礎材		m <sup>2</sup>				
			均しコンクリート		m <sup>2</sup>				
			コンクリート		m <sup>3</sup>				
			型枠		式 or m <sup>2</sup>				
			仕上げ		m <sup>2</sup>				
			ノンスリップ		m				
		給水設備工							
			ディープウエル井		基				
			さく井		基				
		照明工							
			照明柱基礎		式 or 基				
			照明灯		基				

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
	構造物撤去工								A-14
		作業土工							
			床掘り		式 or m <sup>3</sup>				
			埋戻し		式 or m <sup>3</sup>				
		構造物取壊し工							
			コンクリート構造物取壊し		m <sup>3</sup>				
			舗装版取壊し		m <sup>2</sup>				
			石積取壊し		m <sup>2</sup>				
			コンクリートはつり		m <sup>2</sup>				
			吹付法面取壊し		m <sup>2</sup>				
			鋼材切断		箇所				
			鋼矢板引抜		枚				
			H鋼杭引抜		本				
			殻運搬処理		m <sup>3</sup>				
			現場発生品運搬		式 or 回				
		構造物撤去工							管路開削編
			排水構造物撤去A		m				
			排水構造物撤去B		箇所				
			コンクリートブロック撤去		m <sup>2</sup>				
			根固めブロック撤去		個				
			プレキャスト擁壁撤去		m				
			フェンス撤去		m				
			手すり撤去		m				
			歩車道境界ブロック撤去		m				
			殻運搬処理		m <sup>3</sup>				
			現場発生品運搬		式 or 回				
	コンクリート 構造物補修工								A-15
		劣化部除去工							B-15-1
			劣化部除去		式 or m <sup>2</sup>				
			殻運搬処理		式 or m <sup>3</sup>				
		鉄筋処理工							B-15-2
			鉄筋処理		式 or m				
		断面修復工							
			断面修復		式 or m <sup>2</sup>				B-15-3
		防食工							
			コンクリート防食被覆		m <sup>2</sup>				
		改築足場工							B-15-4
			改築足場		式 or 掛m <sup>2</sup>				
直接工事費計									
共通仮設									
	共通仮設費								
		運搬費			式	1			
		準備費			式	1			
		事業損失防止施設費			式	1			
		安全費			式	1			
		役務費			式	1			
		技術管理費			式	1			
		営繕費			式	1			
		イメージアップ経費			式	1			
		イメージアップ経費 (率計上)			式	1			
	共通仮設費 (率計上)								
		共通仮設費 (率計上)			式	1			

費目 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
共通仮設費計									
小計 (純工事費)									
	現場管理費				式	1			
	工事中止期間中の 現場維持費等				式	1			
計(工事原価)									
	一般管理費等				式	1			
計(工事価格)									
	消費税等相当額				式	1			
本工事費計									

- 備考 1 地盤改良工，付帯工は，開削編を参照して積算する。  
2 特許使用料は，契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

(様式1-1-1)

令和 年 月 日

ポートアイランド処理場改築更新等事業現地確認申込書

(入札説明書等に関する説明会及び現地見学会)

神戸市長 様

所在地  
社名  
代表者名

ポートアイランド処理場改築更新等事業に係る現地確認を申込みます。

なお、参加希望日程、現地参加者は、以下のとおりです。

参加希望 日程	希望日	午前	午後
	5月10日(火)		
	5月11日(水)		

※参加希望日の午前・午後欄に、第1希望は◎を、第2希望以降は○印を付記してください。○は複数可です。

※日程調整の都合より、参加希望日程(○)を可能な限り複数提示ください。

参加 予 定 者	参加予定者氏名	所属・部署・役職	備考

参加者の代表者(窓口)については、上記の氏名に◎印を付記してください。

また、代表者の住所、電話番号、メールアドレスを以下に明記してください。

住所 :

電話番号 :

メールアドレス :

(様式1-1-2)

令和 年 月 日

ポートアイランド処理場改築更新等事業現地確認申込書

(土木施設等の状況確認のための現地見学会)

神戸市長 様

所在地  
社名  
代表者名

ポートアイランド処理場改築更新等事業に係る現地確認を申込みます。

なお、参加希望日程、現地参加者は、以下のとおりです。

参加希望 日程	希望日	午前	午後
	5月23日(月)		
	5月24日(火)		

※参加希望日の午前・午後欄に、第1希望は◎を、第2希望以降は○印を付記してください。○は複数可です。

※日程調整の都合より、参加希望日程(○)を可能な限り複数提示ください。

参加 予 定 者	参加予定者氏名	所属・部署・役職	備考

参加者の代表者(窓口)については、上記の氏名に◎印を付記してください。

また、代表者の住所、電話番号、メールアドレスを以下に明記してください。

住所 :

電話番号 :

メールアドレス :

### 入札説明書等（入札参加資格）に関する質問書

「ポर्टアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格）について、次のとおり質問を提出します。

法人名	
所在地	
部署名	
担当名	
電話番号	
電子メール	

No.	資料名	頁	対応箇所				質問項目 (タイトル)	内容
例	入札説明書						一級建築士の配置	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

- ※1 質問数に応じて適宜、行を追加すること。ただし、列の追加やセルの結合は禁止する。
- ※2 一つの質問を一つのセルに記載し、同一箇所を対象として複数の質問を行う場合であっても、内容ごとに質問を分けて、別のセルに記載すること。（この場合、それぞれの質問について対応箇所の記載を省略しないこと。）
- ※3 質問はそれぞれで完結するように記載すること。（回答公表時には他の提出者の質問と統合し、採番し直すため、質問文中で他の質問番号を参照しないこと。）
- ※4 本質問書はMicrosoft Excelのまま作成し提出すること。
- ※5 質問者の特殊な技術、ノウハウに密接に関連する質問については、質問の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載（なお、個別回答の適否については、質問及び回答をふまえて判断する。）

### 入札説明書等（入札参加資格）に関する意見書

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格）について、次のとおり意見を提出します。

法人名	
所在地	
部署名	
担当名	
電話番号	
電子メール	

No.	資料名	頁	対応箇所					意見項目 (タイトル)	内容
例	入札説明書							一級建築士の配置	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

- ※1 意見数に応じて適宜、行を追加すること。ただし、列の追加やセルの結合は禁止する。
- ※2 一つの意見を一つのセルに記載し、同一箇所を対象として複数の意見を行う場合であっても、内容ごとに意見を分けて、別のセルに記載すること。（この場合、それぞれの意見について対応箇所の記載を省略しないこと。）
- ※3 意見はそれぞれで完結するように記載すること。（回答公表時には他の提出者の意見と統合し、採番し直すため、意見文中で他の意見番号を参照しないこと。）
- ※4 本意見書はMicrosoft Excelのまま作成し提出すること。
- ※5 意見者の特殊な技術、ノウハウに密接に関連する意見については、意見の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載（なお、個別回答の適否については、意見及び回答をふまえて判断する。）

### 入札説明書等（入札参加資格以外）に関する質問書

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）について、次のとおり質問を提出します。

法人名	
所在地	
部署名	
担当名	
電話番号	
電子メール	

No.	資料名	頁	対応箇所					質問項目 (タイトル)	内容
例	要求水準書								
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

- ※1 質問数に応じて適宜、行を追加すること。ただし、列の追加やセルの結合は禁止する。
- ※2 一つの質問を一つのセルに記載し、同一箇所を対象として複数の質問を行う場合であっても、内容ごとに質問を分けて、別のセルに記載すること。（この場合、それぞれの質問について対応箇所の記載を省略しないこと。）
- ※3 質問はそれぞれで完結するように記載すること。（回答公表時には他の提出者の質問と統合し、採番し直すため、質問文中で他の質問番号を参照しないこと。）
- ※4 本質問書はMicrosoft Excelのまま作成し提出すること。
- ※5 質問者の特殊な技術、ノウハウに密接に関連する質問については、質問の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載（なお、個別回答の適否については、質問及び回答をふまえて判断する。）



### 入札説明書等（入札参加資格以外）に関する意見書

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」の入札説明書等（入札参加資格以外）について、次のとおり意見を提出します。

法人名	
所在地	
部署名	
担当名	
電話番号	
電子メール	

No.	資料名	頁	対応箇所					意見項目 (タイトル)	内容
例	要求水準書								
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

- ※1 意見数に応じて適宜、行を追加すること。ただし、列の追加やセルの結合は禁止する。
- ※2 一つの意見を一つのセルに記載し、同一箇所を対象として複数の意見を行う場合であっても、内容ごとに意見を分けて、別のセルに記載すること。（この場合、それぞれの意見について対応箇所の記載を省略しないこと。）
- ※3 意見はそれぞれで完結するように記載すること。（回答公表時には他の提出者の意見と統合し、採番し直すため、意見文中で他の意見番号を参照しないこと。）
- ※4 本意見書はMicrosoft Excelのまま作成し提出すること。
- ※5 意見者の特殊な技術、ノウハウに密接に関連する意見については、意見の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載（なお、個別回答の適否については、意見及び回答をふまえて判断する。）

(様式 1 - 4 - 1)

令和 年 月 日

## 添付資料及び参考資料送付願

神戸市長 様

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」に係る添付資料及び参考資料の送付を希望します。

担当者連絡先

社 名	
所属・役職	
氏 名	
電 話 番 号	
E - m a i l	

(様式 1 - 4 - 2)

令和 年 月 日

## 添付資料及び参考資料に係る誓約書

神戸市長 様

所 在 地  
社 名  
代 表 者 名

印

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」に対して、技術提案等を検討するため、要求水準書に関する添付資料及び参考資料の送付を希望します。参考資料の取扱いにあたっては、下記事項を遵守することを誓約します。

### 記

1. 市が提供する添付資料及び参考資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。
2. 提供された添付資料及び参考資料を本業務以外で使用しないこととし、不要になった場合には、速やかに破棄等すること。
3. 提供された添付資料及び参考資料を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、不要になった場合には、速やかに破棄等すること。
4. 提供された添付資料及び参考資料、及び複写等した添付資料及び参考資料は市が指定する期日までに破棄等すること。なお、破棄等した際は、参考資料破棄等届（様式 1 - 4 - 3）を事務局に提出すること。
5. 提供された参考資料の内容と実際の状況との整合について、市が保証するものではないことに同意すること。

(様式 1 - 4 - 3)

令和 年 月 日

## 添付資料及び参考資料破棄等届

神戸市長 様

所 在 地

社 名

代 表 者 名

印

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」に対して、技術提案等を検討するため神戸市から提供された添付資料及び参考資料については、焼却、シュレッダー等による裁断又は復元が困難な消去等当該重要情報が第三者の利用に供されることのない方法により破棄等が行われた旨を確認しました。

(様式 1 - 5 - 1)

令和 年 月 日

## 参考図書借用願

神戸市長 様

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」に係る参考図書の借用を希望します。

### 1. 担当者連絡先

社 名	
所属・役職	
氏 名	
電 話 番 号	
E - m a i l	

2. 借用期間 (自) 令和 年 月 日, (至) 令和 年 月 日

### 3. 借用図書名

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

(様式 1 - 5 - 2)

令和 年 月 日

## 参考図書に係る誓約書

神戸市長 様

所 在 地  
社 名  
代 表 者 名

印

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」に対して、技術提案等を検討するため、参考図書の借用を希望します。資料の取扱いにあたっては、下記事項を遵守することを誓約します。

### 記

1. 市が提供する参考図書は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外閲覧及び配布禁止とし、取扱いに注意すること。
2. 提供された参考図書は、本市が指定する期日までに返却すること。
3. 提供された参考図書を本業務以外で使用しないこと。
4. 提供された参考図書を複写等した場合には、内容が読み取られないように処理した上、不要になった場合には、速やかに破棄等すること。
5. 複写等した場合は市が指定する期日までに破棄等すること。なお、破棄等した際は、参考図書に係る資料破棄等届（様式 1 - 5 - 3）を事務局に提出すること。
6. 提供された参考図書の内容と実際の状況との整合について、市が保証するものではないことに同意すること。

(様式 1 - 5 - 3)

令和 年 月 日

## 参考図書に係る資料破棄等届

神戸市長 様

所 在 地

社 名

代 表 者 名

印

「ポートアイランド処理場改築更新等事業」に対して、技術提案等を検討するため神戸市から借用した参考図書を複写等した資料については、焼却、シュレッダー等による裁断又は復元が困難な消去等当該重要情報が第三者の利用に供されることのない方法により破棄等が行われた旨を確認しました。

(様式第 2-1 号)

## 本事業に係るグループ 認定申請書

令和 年 月 日

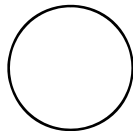
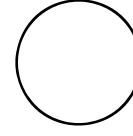
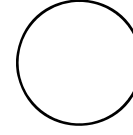
神戸市長あて

令和●年●月●日付で募集公告のありました「ポートアイランド処理場改築更新等事業」(以下「本事業」という。)の設計及び施工並びに維持管理を行うため本事業に係るグループを結成したので、本事業に係る参加資格の認定を受けたく指定の書類を添えて申請します。

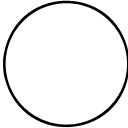
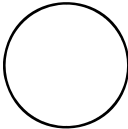
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

① グループの名称 \_\_\_\_\_ グループ

② 構成企業 (代表者を含む)

番号	役割				入札参加グループの構成企業
	代表企業	設計企業	施工企業	維持管理企業	
1					所在地 商号 代表者又は受任者職氏名 
2					所在地 商号 代表者又は受任者職氏名 
3					所在地 商号 代表者又は受任者職氏名 



4				所在地 商号 代表者又は受任者職氏名	単社使用印鑑 
5				所在地 商号 代表者又は受任者職氏名	単社使用印鑑 

\*役割欄には、代表企業、構成企業の区別及び設計企業、施工企業、維持管理企業の区別を丸印（○）で記載すること。

なお、代表企業は入札参加者の代表企業とする。

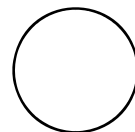
\*上表の行は、構成企業の数に合わせて追加又は削除すること。

### ③ 本事業に係る入札参加グループ代表者（受任者）

上記の全構成企業は次の入札参加グループ代表者を代理人と定め、グループが存続する間、入札の参加申請、見積・入札等に関する一切の件に関する権限を委任します。

所在地 .....  
商号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

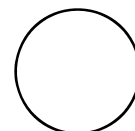
単社使用印鑑



### ④ 使用印鑑

上記の権限に関し、右の印鑑を使用します。

グループ使用印鑑

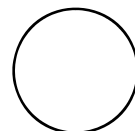


### ⑤ 設計・施工に係る共同企業体代表者又は単独企業（受任者）

上記の全構成企業のうち、「 」、「 」、「 」は次の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、契約締結、契約金・保証金・前払金の請求受領、復代理人選任、債権者登録及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を委任します。なお、上記の構成企業のうち、「 」が単独企業の場合は、当該企業が契約締結、契約金・保証金・前払金の請求受領、復代理人選任、債権者登録及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を有する。

所在地 .....  
商号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

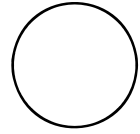
単社使用印鑑



⑥ 使用印鑑

上記の権限に関し、右の印鑑を使用します。

共同企業体使用印鑑

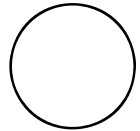


⑦ 維持管理に係る共同企業体代表者又は単独企業（受任者）【SPC を設立する場合は記載不要】

上記の全構成企業のうち、「            」、「            」、「            」は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、契約締結、契約金・保証金・前払金の請求受領、復代理人選任、債権者登録及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を委任します。なお、上記の構成企業のうち、「            」が単独企業の場合は、当該企業が契約締結、契約金・保証金・前払金の請求受領、復代理人選任、債権者登録及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を有する。

所在地 .....  
商 号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

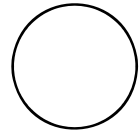
単社使用印鑑



⑧ 使用印鑑

上記の権限に関し、右の印鑑を使用します。

共同企業体使用印鑑

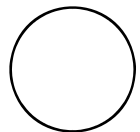


⑨ 維持管理に係る特別目的会社（SPC）に出資を予定する企業の代表企業（受任者）【SPC を設立しない場合は記載不要】

上記の全構成企業のうち、「            」、「            」、「            」は、次の SPC に出資を予定する企業の代表者を代理人と定め、契約締結、契約金・保証金・前払金の請求受領、復代理人選任、債権者登録及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を委任します。なお、上記の構成企業のうち、「            」が単独企業の場合は、当該企業が契約締結、契約金・保証金・前払金の請求受領、復代理人選任、債権者登録及びその他契約履行に関する一切の件に関する権限を有する。

所在地 .....  
商 号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

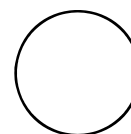
単社使用印鑑



⑩ 使用印鑑

上記の権限に関し、右の印鑑を使用します。

共同企業体使用印鑑



(様式 2-1' )

令和 年 月 日

## 入札参加者届出書(単独企業用)

令和●年●月●日付で募集公告のありました「ポートアイランド処理場改築更新等事業」(以下「本事業」という。)の設計及び施工並びに維持管理を行うため、本事業に係る参加資格の認定を受けたく指定の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

代表企業	
所在地	
商号又は名称	
代表者名	
担当者氏名	
所属	
所在地	
電話番号	ファックス番号
メールアドレス	
	単社使用印鑑 

(様式第 2-2-1 号)

## 特定建設工事共同企業体 協定書 (甲型)

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(工事名)

(1) 神戸市発注に係る \_\_\_\_\_

(当該工事の内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。) の請負。

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、\_\_\_\_\_ 特定建設工事共同企業体 (以下「当企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を \_\_\_\_\_ に置く。

(成立の時期及び存続期限)

第 4 条 当企業体は、令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(代表者)

所在地 .....

商号 .....

所在地 .....

商号 .....

所在地 .....

商号 .....

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、\_\_\_\_\_ を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、並びに請負代金 (前払金及び部分払金を含む。) 及び保証金を請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容

の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

\_\_\_\_\_ %  
\_\_\_\_\_ %  
\_\_\_\_\_ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

**(運営委員会)**

**第 9 条** 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

**(構成員の責任)**

**第 10 条** 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

**(取引金融機関)**

**第 11 条** 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_銀行\_\_\_\_\_支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

**(決算)**

**第 12 条** 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

**(利益金の配当の割合)**

**第 13 条** 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

**(欠損金の負担の割合)**

**第 14 条** 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

**(権利義務の譲渡の制限)**

**第 15 条** 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

**(工事途中における構成員の脱退に対する措置)**

**第 16 条** 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場

合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

**(構成員の除名)**

**第 16 条の 2** 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

**(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)**

**第 17 条** 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

**(代表者の変更)**

**第 17 条の 2** 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

**(解散後の契約不適合)**

**第 18 条** 当企業体が解散した後においても、当該工事目的物につき種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

**(協定書に定めのない事項)**

**第 19 条** この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(代表者)

\_\_\_\_\_外\_\_\_\_\_社は、以上のとおり  
\_\_\_\_\_特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証  
拠としてこの協定書\_\_\_\_\_通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通は神戸市に提出し、他は各  
自所持するものとする。

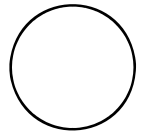
令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_特定建設工事共同企業体

(代表者)

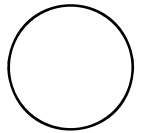
所在地 .....  
商号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

単社使用印鑑



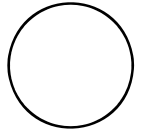
所在地 .....  
商号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

単社使用印鑑



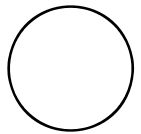
所在地 .....  
商号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

単社使用印鑑



所在地 .....  
商号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

単社使用印鑑





(様式第 2-2-2 号)

## 特定建設工事共同企業体 協定書 (乙型)

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(工事名)

(1) 神戸市発注に係る \_\_\_\_\_

(当該工事の内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。) の請負。

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、\_\_\_\_\_ 特定建設工事共同企業体 (以下「当企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を \_\_\_\_\_ に置く。

(成立の時期及び存続期限)

第 4 条 当企業体は、令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(代表者)

所在地 \_\_\_\_\_

商号 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

商号 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

商号 \_\_\_\_\_

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、\_\_\_\_\_ を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、並びに請負代金 (前払金及び部分払金を含む。) 及び保証金を請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第 8 条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約

内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

(分担工事)	(商号)
_____工事	_____
_____工事	_____
_____工事	_____
_____工事	_____

2 前項に規定する分担工事の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

**(運営委員会)**

**第9条** 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

**(構成員の責任)**

**第10条** 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

**(取引金融機関)**

**第11条** 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_銀行\_\_\_\_\_支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

**(構成員の必要経費の分配)**

**第12条** 各構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

**(共通費用の分担)**

**第13条** 本工事の施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

**(構成員の相互間の責任の分担)**

**第14条** 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

**(権利義務の譲渡の制限)**

**第15条** 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

**(工事途中における構成員の脱退)**

**第16条** 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産または、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事目的物につき種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(代表者)

\_\_\_\_\_ 外 \_\_\_\_\_ 社は、以上のとおり  
\_\_\_\_\_ 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 \_\_\_\_\_ 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1 通は神戸市に提出し、他は各自所持するものとする。

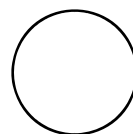
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 特定建設工事共同企業体

(代表者)

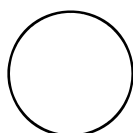
所在地 .....  
商 号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

単社使用印鑑



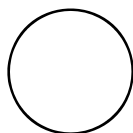
所在地 .....  
商 号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

単社使用印鑑



所在地 .....  
商 号 .....

単社使用印鑑



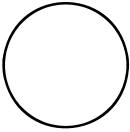
代表者又は受任者職氏名 .....

所在地 .....

商号 .....

代表者又は受任者職氏名 .....

単社使用印鑑



## 特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

(工事名)

神戸市発注に係る \_\_\_\_\_ については、当特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

(分担工事)	(商号)	(分担工事額)
_____ 工事	_____	_____ 円
_____ 工事	_____	_____ 円
_____ 工事	_____	_____ 円

(代表者)

\_\_\_\_\_ 外 \_\_\_\_\_ 社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書 \_\_\_\_\_ 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通は発注者に提出し、他は各自所持するものとする。

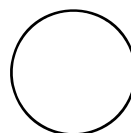
令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 特定建設工事共同企業体

(代表者)

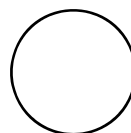
所在地 .....  
商号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

単社使用印鑑



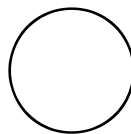
所在地 .....  
商号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

単社使用印鑑



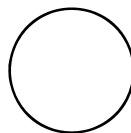
所在地 .....  
商号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

単社使用印鑑



所在地 .....  
商号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

単社使用印鑑



(様式第 2-2-3 号)

## 維持管理業務共同企業体 協定書

(目的)

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(維持管理業務名)

- (1) 神戸市発注に係る \_\_\_\_\_  
(当該業務の内容の変更を含む。以下、単に「維持管理業務」という。)の業務委託
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第 2 条 当共同企業体は、\_\_\_\_\_共同企業体 (以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当企業体は、事務所を \_\_\_\_\_ に置く。

(成立の時期及び存続期限)

第 4 条 当企業体は、令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に成立し、業務委託の受託契約の履行後、発注者の承認があるまでは存続するものとする。

2 業務委託を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(代表者)

所在地 \_\_\_\_\_

商号 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

商号 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

商号 \_\_\_\_\_

(代表者の名称)

第 6 条 当企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、業務委託の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、並びに委託代金 (前払金及び部分払金を含む。) 及び保証金を請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合)

第 8 条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変

更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

\_\_\_\_\_ %  
\_\_\_\_\_ %  
\_\_\_\_\_ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

**(運営委員会)**

**第 9 条** 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務委託の完了に当たるものとする。

**(構成員の責任)**

**第 10 条** 各構成員は、業務委託の委託契約の履行及びその他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

**(取引金融機関)**

**第 11 条** 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_銀行\_\_\_\_\_支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

**(決算)**

**第 12 条** 当企業体は、第 1 条に規定する業務の完了後決算するものとする。

**(利益金の配当の割合)**

**第 13 条** 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

**(欠損金の負担の割合)**

**第 14 条** 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

**(権利義務の譲渡の制限)**

**第 15 条** 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

**(業務委託途中における構成員の脱退)**

**第 16 条** 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当該業務を完了する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する出資の割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

**(構成員の除名)**

**第 16 条の 2** 当企業体は、構成員のうちいずれかが、委託途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

**(業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)**

**第 17 条** 構成員のうちいずれかが業務委託途中において破産または、解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

**(代表者の変更)**

**第 17 条の 2** 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

**(解散後の契約不適合)**

**第 18 条** 当企業体が解散した後においても、第 1 条に規定する業務につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

**(協定書に定めのない事項)**

**第 19 条** この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。



(代表者)

\_\_\_\_\_外\_\_\_\_\_社は、以上のとおり  
\_\_\_\_\_共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの  
協定書\_\_\_\_\_通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通は神戸市に提出し、他は各自所持するものとする。

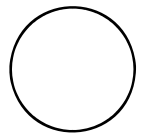
令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

\_\_\_\_\_共同企業体

(代表者)

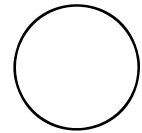
所在地 .....  
商号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

単社使用印鑑



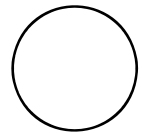
所在地 .....  
商号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

単社使用印鑑



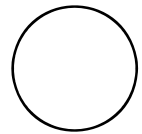
所在地 .....  
商号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

単社使用印鑑



所在地 .....  
商号 .....  
代表者又は受任者職氏名 .....

単社使用印鑑



- 一般競争入札参加資格審査申請書  
 制限付一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

神戸市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者又は  
受任者名

下記事業に係る入札に参加したいので、指定の書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告の日付 年 月 日付

2 事業名

3 連絡先 所属  
氏名

電話

F A X

4 神戸市(一般・指名)競争入札参加資格認定通知書(工事)に記載された  
業者番号 (特定建設工事共同企業体の場合は、構成員の業者番号と出資比率を列記すること)

## 資本関係・人的関係調書

年 月 日

神戸市長 あて

所在地

商号または名称

代表者または  
受任者名

入札参加申請日現在における、資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。  
【\*1】

## 資本関係（自社の会社法上の親会社等の状況）

① 親会社等【*3】の有無 (複数社ある場合は、全て記入)	有 ・ 無
親会社等の名称	
② 子会社等【*4】の有無 (複数社ある場合は、全て記入)	有 ・ 無
子会社等の名称	
③ ①に記載した親会社等の他の子会社等（自社を除く） (複数社ある場合は、全て記入)	有 ・ 無
他の子会社等の名称	

## 人的関係（自社役員等【\*2】の兼任状況）

自社役員等の役職及び氏名 (複数者いる場合は全て記入)	左記役員等の、他社に おける役員等兼任の有無 (有の場合は右の欄も記入)	役員等を兼任している会社の商号または 名称、及び兼任している会社における役職 (複数ある場合は全て記入)
	有 ・ 無	
	有 ・ 無	
	有 ・ 無	

【\*1】 入札参加形態が単独企業の場合は当該会社について記入。共同企業体の場合は当該共同企業体の構成員（代表者を含む）ごとに調書を作成する。

【\*2】 入札説明書共通事項（神戸市工事請負事後審査型制限付一般競争入札実施要領（平成 20 年 8 月 29 日行財政局長決定）様式第 2 号の 3）中「s-7 その他(1)イ人的関係」に規定する役員及び管財人をいう。また、個人の場合は代表者をさす。

【\*3】 会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。

【\*4】 会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。

## 設計業務実績調書

年 月 日

神戸市長 あて

所在地

商号または名称

代表者または  
受任者名

本事業に関する設計の全部又は一部を設計に係る構成企業が行う場合、又は設計の一部を委託する場合において、下記の者については、次のとおり、入札説明書に明示された業務の完成実績がありますので、その内容が確認できる書類とともに届け出ます。

業務名		業務名	
発注者		発注者	
契約金額		契約金額	
履行期間		履行期間	
履行した 設計構成 企業等		履行した 設計構成 企業等	
業務内容等		業務内容等	

設計に係る構成企業、又は設計受託者の業務実績を記入すること。（応募者である施工者が自ら設計を行う場合は、提出不要）

入札に参加する者に必要な資格として求めている業務実績は、各 1 件記入するのみでよい。

## 施 工 業 務 実 績 調 書

年      月      日

神 戸 市 長    あて

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 又 は  
受 任 者 名

次のとおり，入札説明書に明示された工事を施工しておりますので，その内容が確認できる書類とともに届け出ます。

工 事 名		工 事 名	
発 注 者		発 注 者	
工事場所		工事場所	
請負金額		請負金額	
工 期		工 期	
施工した 構成員(*)		施工した 構成員(*)	
受注形態	単体・共同企業体(出資比率      %)	受注形態	単体・共同企業体(出資比率      %)
施工内容等		施工内容等	

入札に参加する者に必要な資格として求めている施工実績は，各 1 件記入するのみでよい。

(\*) 共同企業体で入札参加申請をする場合で，施工実績が一部構成員のものである場合にのみ記入。



### 配置予定設計技術者届

年 月 日

神戸市長 へて  
所在地

商号または名称  
代表者または  
受任者名

本工事に配置予定の設計に係る管理技術者，設計主任技術者及び照査技術者として次のとおり届け出ます。

管理技術者 【*】	ふりがな 氏名		年 月 日 生
	所属会社名		年 月 日 入社
	最終学歴		年 月 卒業
	担当工種【*3】		
	資格・免許		年 月 日 取得 年 月 日 取得
設計主任技術者 【*】	ふりがな 氏名		年 月 日 生
	所属会社名		年 月 日 入社
	最終学歴		年 月 卒業
	担当工種【*3】		
	資格・免許		年 月 日 取得 年 月 日 取得
照査技術者 【*】	ふりがな 氏名		年 月 日 生
	所属会社名		年 月 日 入社
	最終学歴		年 月 卒業
	担当工種【*3】		
	資格・免許		年 月 日 取得 年 月 日 取得

入札参加者である施工者（以下「施工者」という。）が自ら設計を行う場合は、管理技術者と設計主任技術者は兼務することができる。

【\*1】設計を施工者自ら行う場合、又は設計の一部を委託する場合（以下「設計受託者という。」）には、施工者が配置すること。また、設計を構成企業が行う場合（以下「設計事業者」という。）には、設計構成企業が配置すること。

【\*2】設計を施工者自ら行う予定の場合は施工者が配置し、設計を設計事業者が行う場合、又は設計受託者が行う場合には、それぞれ設計事業者又は設計受託者が配置すること。

【\*3】土木工事、建設工事、機械設備工事及び電気設備工事の区分を記載すること。兼務する場合は担当する工種をすべて記載すること。

資格等を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。

工種により技術者が異なる場合は適宜欄を追加すること



## 配置予定技術者届

年 月 日

神戸市長 あて  
所在地

商号又は名称  
代表者又は  
受任者名

本工事に配置予定の主任技術者または監理技術者(補佐)として次のとおり届け出ます。

ふりがな 氏 名		年 月 日 生
所属会社名		年 月 日 入社
法令等による 資格・免許		年 月 日 取得
監理技術者資格者証 交付番号	〔 監理技術者資格者証を 有する場合のみ記入 〕	<b>【特例監理技術者を配置する場合】</b> <input type="checkbox"/> 別に監理技術者補佐を設置 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐として設置 <small>※次頁の「特例監理技術者の配置を予定して いる場合の確認事項」全てに記入すること。</small>
担当工種		土木工事、建築工事、機械設備工事、電 気設備工事
申請時において従事 している他の工事の 有無	有 ・ 無	施 工 経 歴 〔 入札に参加する者に必要な資格として、配置予定 技術者に施工経歴を必要としている場合のみ記入 〕
(有の場合は以下の欄も記入)		工 事 名
工 事 名		発 注 者
発 注 者		工 事 場 所
工 期		請 負 金 額
従事役職	監理 主任 現場 その他 技術者・技術者・代理人・( )	工 期
CORINS 登録番号 (登録している場合のみ記入)		従事役職
		監理 主任 現場 その他 技術者・技術者・代理人・( )
本工事と重複しないための対応措置		受注形態
		単体・共同企業体(出資比率 %)
		施 工 内 容 等

## 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している
<input type="checkbox"/>	(1) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
<input type="checkbox"/>	(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は神戸市域内の工事でなければならない。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

※レ又は■を記載すること

### 【落札決定後に提出が必要な書類】

- (1) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。  
⇒監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。  
⇒(1) の提出書類に同じ
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。  
⇒監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。  
⇒特例監理技術者が兼務する工事の CORINS の写し等
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は神戸市域内の工事でなければならない。  
⇒(4) の提出書類に同じ
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。  
⇒(6) ～ (8) について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（施工計画書等）

## 配置予定維持管理総括責任者届

年 月 日

神戸市長 あて  
所在地  
商号または名称  
代表者または  
受任者名

本事業に配置予定の維持管理業務に係る総括責任者として次のとおり届け出ます。

ふりがな 氏名		年 月 日 生
所属会社名		年 月 日 入社
最終学歴		年 月 卒業
職歴		
資格・免許		年 月 日 取得 年 月 日 取得

業務経歴（業務名、発注機関名、実施時期、業務概要）

資格等を証明する書類（資格者証の写し等）を添付すること。

設計業務の役割分担調書

令和 年 月 日

神戸市長様

住 所  
商号又は名称  
代表者名

(印)

本工事に関する設計業務の役割分担を次のとおり届出ます。

1. 構成員が担当する設計業務

1) 構成員（施工者）

2) 構成員（設計に係る構成員）

2. 本工事に関する設計の一部を委託する設計業務

設計業務において設計に係る構成員が担当する設計業務、構成員の各施工者が担当する設計業務、一部委託する設計受託者が担当する設計業務を記載すること。

## SPC 出資構成調書

年 月 日

神戸市長 へ

所在地

商号又は名称

代表者又は  
受任者名

本事業の履行にあたり、予定する SPC の構成等を下記のとおり届け出ます。

1. SPC 社名 :
2. SPC 所在地 :
3. SPC 代表企業 :
4. 出資者と出資比率 : 下記のとおり

NO	出資者名	所在地	出資比率 (予定) (単位: %)
1			
2			
3			
4			

(\*) 出資者の記入欄は必要に応じて適宜追加すること。

(様式第 3-1 号)

## 技術提案事項に関する確約書

令和 年 月 日

神戸市長様

住 所  
商号又は名称  
代表者名 (印)

【当社又は当グループ】は、令和●年●月●日に公告のありました「ポートアイランド処理場改築更新等事業」に関し、提出する技術提案書の記載事項が要求水準書の内容を満足していることを確約します。

(様式第 3-2-1 号)

技術提案書提出書（正本・副本）

令和 年 月 日

神戸市長様

住 所  
商号又は名称  
代表者名 (印)

令和●年●月●日に公告のありました「ポートアイランド処理場改築更新等事業」に関し、入札公告に基づき技術提案書（正本）を提出します。

なお、同時に提出する副本については、正本の内容と相違ありません。

(様式第 3-2-2 号)

## 技術提案書提出書（抄本）

令和 年 月 日

神戸市長様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 (印)

令和●年●月●日に公告のありました「ポートアイランド処理場改築更新等事業」に関し、入札公告に基づき技術提案書（抄本）を提出します。

なお、本書は、同時に提出する正本のうち、指定のあった一部を抜粋して写したものであり、抜粋したものについては正本と相違ありません。

抄本の指定様式

様式第 3-3 号、様式第 4-1-1 号から第 4-1-14 号、様式第 5-1 号から第 5-9 号



ポートアイランド処理場改築更新等事業 要求水準項目チェックシート

No.	頁	第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	(a) (b) など	確認事項	回答*1	確認できる様式*2,3
要求水準書 第4 1										基本的事項に関する要件	
1	32	第4	1	(3)					設計・建設において求める本処理場における処理水質は、以下の計画放流水質を遵守する範囲内で設定すること。 (毎日の日間平均値) BOD : 10mg/L T-N : 13mg/L T-P : 2.3mg/L (日間平均値の年間平均値) COD : 9 mg/L T-N : 9 mg/L T-P : 0.8 mg/L		
2	33	第4	1	(4)					水処理方式は、既存2系水処理施設の躯体の活用を前提とし、下水道法施行令第5条の5第2項及び「下水道法に基づく事業計画の運用について(H24. 3. 27) 国水下水道第63号」に基づく処理方式とすること。		
3	33	第4	1	(5)					本処理場で発生する下水汚泥は、既存の汚泥圧送施設内の汚泥貯留槽へ貯留した後、他処理場(場外)へ圧送すること。		
4	33	第4	1	(6)	ア				流入下水量の全量を2系水処理施設で処理すること。ただし、時間変動に対しては、1系汚水調整池でピークカット運転を行うこと。 なお、全量砂ろ過処理を行うこと。※砂ろ過施設の改築については、本事業の対象外。ただし、電気設備は対象とすること。		
5	33	第4	1	(6)	イ	(7)			降雨時、晴天時日最大汚水量13,300m <sup>3</sup> /日を上回る下水が流入する場合、運転管理の工夫や施設整備による総合的な対策により、雨天時浸入水対策を講じること。		
6	34	第4	1	(8)					実施設計において、本市が提示する完成図書等の既存資料を用い、改築更新施設についてアスベスト対策を整理し、必要な措置(調査、分析、対応等)について本市と協議すること。		
7	34	第4	1	(10)	ア				構造分類は、「下水道の終末処理場・ポンプ場工事の設計・積算における土木と建築の分類について(平成13年国都下事発第119号)」によるものとし、構造計画及び構造計算を実施すること。		
8	34	第4	1	(10)	イ				構造分類上、本施設が複合構造物の土木構造物と定義される場合であっても、建築計画通知の事前の建築指導課への確認を行い、建築構造物又は建築構造物の一部と見なされる場合については、建築基準法による構造計算を併せて実施し、土木及び建築の両方の基準を満足する構造とすること。		
9	34	第4	1	(11)					新設処理場については、本要求水準書に示す基準、仕様等に準拠し、耐震設計を行うこと。 既存処理場の施設の改造を行う場合は、建設当時の構造計算書を確認の上、解析モデルや荷重条件に影響する変更が生じる場合は耐震性能の照査を行い、必要に応じた対策を実施すること。		
要求水準書 第4 2										土木施設に関する要件	
要求水準書 第4 2 (1)										一般事項	
10	35	第4	2	(1)	ア				工事は、安全かつ周辺施設の維持管理に与える影響を抑えた工法を採用すること。		
11	35	第4	2	(1)	イ				各施設の施工に際して、必要となる本事業用地の造成及び工事車両等の進入路の工事は、事業者が実施すること。		
12	35	第4	2	(1)	ウ				各施設の維持管理動線を考慮した場内道路計画、給排水計画等を立て、2系施設周辺の外構整備工事を行うこと。		
13	35	第4	2	(1)	エ				施工に際して支障となる施設がある場合、処理場の運転上必要なものかを確認した上で、必要なものは適切な配置や規模への見直しを計画し、移設すること。		
14	35	第4	2	(1)	エ				1期側用地の機械棟西側にある車庫は建築工事で撤去すること。		
15	35	第4	2	(1)	エ				事業者は、本市が実施している沈下調査結果及び沈下の将来傾向を考慮のうえ、本市で実施している水理検討等を参考に、必要な対策を検討し各施設・設備の設計へ反映すること。		
16	35	第4	2	(1)	オ				東側に病院が隣接していることから、砂埃の飛散に配慮した施工を行うこと。		
17	35	第4	2	(1)	カ				地表面から深さ1m程度までの掘削土については、処理場敷地内に仮置きしてアルゼンチンアリの生息状況をモニタリングし、生息が確認された場合は本市と協議すること。		
要求水準書 第4 2 (2)										事前調査	
18	35	第4	2	(2)	ア				事業者が本事業で必要と考える測量調査は、実施設計着手時に計画し、事前に本市と協議すること。事業者が測量調査を実施する場合、「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」及び「下水道施設設計業務等共通仕様書」等の基準の最新版に基づいて実施すること。		
19	35	第4	2	(2)	イ				本市が実施している地質調査以外に必要と考える地質調査は、実施設計着手時に計画し、事前に本市と協議した上で実施する。		
20	35	第4	2	(2)	ウ				本市が示す地下埋設物等状況以外に必要と考える地下埋設物等の調査は実施設計時に計画し、事前に本市と協議した上で実施すること。		

※1: 要求事項を達成出来るものは"○"を、達成が出来ないものは"ー"を記入すること  
 ※2: 回答を確認できる様式として技術提案等(改善技術提案書を含む)の提出資料に記載があれば、該当する資料を記入すること  
 ※3: すべての項目について確認様式を必要とするものではないが、記載がない場合、技術対話等でその根拠を確認することがある

ポートアイランド処理場改築更新等事業 要求水準項目チェックシート

No.	頁	第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	(a) (b) など	確認事項	回答*1	確認できる様式*2,3
21	36	第4	2	(2)	エ				事業者は土地の形質を変更するにあたっては、土壤汚染対策法の規定により着手前に届け出を行うこと。必要に応じて調査を行ったのち、土壤汚染が確認された場合は本市と対応を協議すること。		
		要求水準書	第4	2	(3)				土木構造物		
22	36	第4	2	(3)	ア	(ア)			原則として、RC構造とする。		
23	36	第4	2	(3)	ア	(イ)			躯体の漏水がないように、漏水対策を考慮した設計を行うこと(ひび割れ対策、打ち継ぎ目のコールドジョイント対策等)。		
24	36	第4	2	(3)	ア	(ウ)			腐食性環境下の躯体については、適切な腐食対策を考慮した設計を行うこと(防食被覆対策等)。		
25	36	第4	2	(3)	ア	(エ)			基礎形式は自由とするが、地盤の性状、支持層、基盤層を考慮した最適な工法を採用すること。また、2期側用地に埋設されている旧防波護岸が基礎等に干渉することが想定されるため、事業者において対策を考慮した設計・施工を行うこと。		
26	36	第4	2	(3)	ア	(オ)			施設・設備の改築・更新が可能な施工スペース・搬出入ルート及び維持管理動線を考慮した施設配置・規模とすること。		
27	36	第4	2	(3)	ア	(カ)			施設・設備の改築・更新時に、処理場の運転業務への影響が極力小さくなるよう設計・施工を行うこと。		
28	36	第4	2	(3)	ア	(キ)			維持管理に配慮し、開口部・マンホールの設計・施工を行うこと。		
29	36	第4	2	(3)	ア	(ク)			開口部及び段差部分には、落下事故が生じないように安全対策を講ずること。また、地下水や雨水の浸入がないよう対策を講ずること。		
30	36	第4	2	(3)	ア	(ケ)			仮設工法の選定及び施工にあたっては、周辺施設への影響に配慮すること。必要に応じて変異の計測等の措置を講ずること。		
31	36	第4	2	(3)	ア	(コ)			上屋及び上載荷重(静荷重又は動荷重)、地震時荷重、その他の荷重を適切に考慮し、安全な構造とすること。		
32	37	第4	2	(3)	ア	(サ)			その他の施設設計に関する基準は「第3 2 関係法令及び基準・仕様等」に記載されている図書の基準に準拠すること。		
33	37	第4	2	(3)	イ	(ア)			構造等必要な照査を実施し、照査結果に基づき、安全性の確保等について検討し、設計・施工を行うこと。		
34	37	第4	2	(3)	イ	(イ)			既存処理場の躯体の不等沈下が進行していることに留意し、均等に水処理がなされるよう最初沈殿池及び最終沈殿池の越流トラフ高さや反応タンクの越流堰の高さを調整するなどの対策を検討すること。		
35	37	第4	2	(3)	イ	(ウ)			躯体築造から20年以上経過していることから、水槽、水路及び配管廊等についてクラック調査等を事前に行い、調査結果をもとに対応について本市と協議すること。		
36	37	第4	2	(3)	イ	(エ)			市の想定では、既存処理場の防食は劣化しておらず更新は不要と考えているが、現地調査を行い、調査結果をもとに対応について本市と協議すること。		
37	37	第4	2	(3)	ウ	(ア)			本事業で設置する汚水ポンプ等の設備機器を配置するだけでなく、本処理場の全体計画を見据えた配置計画を検討すること。		
38	37	第4	2	(3)	ウ	(イ)			将来、汚水調整池の整備が予定されていることに考慮した配置計画を検討すること。		
39	37	第4	2	(3)	ウ	(ウ)			沈砂池の設置を検討すること。		
		要求水準書	第4	2	(4)				管路施設		
40	37	第4	2	(4)	ア	(ア)			本処理場に流入する全体計画の晴天時時間最大汚水量を排水できるよう計画すること。		
41	37	第4	2	(4)	ア	(イ)			幹線に会所を設ける場合は、汚水が滞留することがない構造となるよう設計・施工を行うこと。		
42	37	第4	2	(4)	イ	(ア)			港島1号汚水幹線及び港島南1号汚水幹線が合流する会所から2系ポンプ棟ポンプ井までの流入管を新設する。時間最大汚水量0.432 m <sup>3</sup> /sに対して、流速0.6m/s～3.0m/s、余裕率100%を確保できるよう適切な管径及び勾配とすること。		
43	38	第4	2	(4)	イ	(イ)			2系ポンプ棟への流入に必要な流入管については、線形及び既設の幹線からの分水方法・構造について十分に検討し、施工に際しては処理場の運転に極力影響を与えないように計画すること。		
44	38	第4	2	(4)	イ	(ウ)			将来、1系を廃止し、港島1号汚水幹線を旧港島クリーンセンター用地の西側道路へ布設替えて2系ポンプ棟へ接続させる可能性があるため、最下流の会所(2系ポンプ棟流入直前の会所)は、布設替えた後の流入管が接続することを考慮した高さを設定すること。		
45	38	第4	2	(4)	イ	(エ)			流入管について維持管理を行うために、マンホールを適切に配置する。流入管の形状、深さ及び現場の状況に応じて形状・構造を定めること。		

※1: 要求事項を達成出来るものは"○"を、達成が出来ないものは"ー"を記入すること  
 ※2: 回答を確認できる様式として技術提案等(改善技術提案書を含む)の提出資料に記載があれば、該当する資料を記入すること  
 ※3: すべての項目について確認様式を必要とするものではないが、記載がない場合、技術対話等でその根拠を確認することがある

ポートアイランド処理場改築更新等事業 要求水準項目チェックシート

No.	頁	第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	(a) (b) など	確認事項	回答*1	確認できる様式*2,3
46	38	第4	2	(4)	ウ	(ア)			2系ポンプ棟と2系水処理棟を結ぶ導水渠は、全体計画の晴天時時間最大汚水量を流下させることができる断面として計画すること。		
47	38	第4	2	(4)	ウ	(イ)			導水渠の構造は、ダクタイル鋳鉄管とし、耐久性、耐震性のある構造とする。特に、構造物と導水渠の接続部、基礎条件が異なる接続部、地盤の急変箇所などには可とう性継ぎ手等を設置し、縦断方向に不等沈下を生じないようにすること。		
48	38	第4	2	(4)	ウ	(ウ)			管内流速は0.6~1.0m/sを標準(ただし、圧送管路の場合は0.3~3.0m/s程度)とし、水頭損失を極力小さくするため、できるだけ曲がりを少なくし、最短で連絡するように計画すること。		
49	38	第4	2	(4)	ウ	(エ)			適切な腐食対策や維持管理性も考慮した設計を行うこと。		
	要求水準書	第4	2	(5)					仮設		
50	38	第4	2	(5)	ア	(ア)			仮設計画については、土質条件に対して神戸市下水道設計指針一処理場・ポンプ場施設編(神戸市建設局)及び道路土工一仮設構造物工指針(日本道路協会)に準拠し、検討すること。		
51	38	第4	2	(5)	ア	(イ)			土留壁設置による周辺施設への影響について考慮し、築造時及び築造後に既存処理場の運転及び周辺施設に影響を与えないよう計画すること。		
52	38	第4	2	(5)	ア	(ウ)			仮設工法の選定及び施工にあたっては、周辺施設への影響を考慮すること。必要に応じて変位の計測等の措置を講ずること。		
	要求水準書	第4	2	(6)					場内整備		
53	39	第4	2	(6)	ア	(ア)			2期側用地の場内整備を計画し、設計・施工を行うこと。		
54	39	第4	2	(6)	ア	(ウ)			東側に病院が隣接していることに配慮し、病院側に面した空地は、砂埃の飛散や雑草の繁殖を防ぐため簡易舗装などを計画すること。		
55	39	第4	2	(6)	ア	(エ)			供給水(砂ろ過水)の供給場所として、給水車が3台以上停車できるスペースを設け、アスファルト又はコンクリート舗装などを計画すること。		
56	39	第4	2	(6)	ア	(オ)			修繕等において発生する事業系一般廃棄物以外の現場発生材を一時保管するための仮置き場を計画すること。		
57	39	第4	2	(6)	イ	(ア)			場内道路にかかる汚水排水について、計画、検討すること。		
58	39	第4	2	(6)	イ	(イ)			場内道路は、機器搬入等を考慮し、関連施設周辺に配置すること。		
59	39	第4	2	(6)	イ	(ウ)			維持管理車両等の転回ができることを考慮し、設計すること。		
60	39	第4	2	(6)	イ	(エ)			正門は2期側用地西側を基本とし、北側にも通用門を設置すること。		
61	39	第4	2	(6)	ウ	(ア)			場内施設にかかる汚水排水について、計画、検討すること。		
62	39	第4	2	(6)	ウ	(イ)			雨水排水について計画し、都市局所管の雨水幹線のマンホール(別紙3-3)に接続すること。		
63	39	第4	2	(6)	ウ	(ウ)			給水については、植栽への散水や維持管理業務等を考慮し、検討すること。		
64	39	第4	2	(6)	ウ	(エ)			屋外照明については、維持管理や防犯上の観点から、必要な照度を確保できるよう配置・仕様などを検討すること。		
	要求水準書	第4	3						建築施設に関する要件		
	要求水準書	第4	3	(1)					一般事項		
65	40	第4	3	(1)	イ				2系ポンプ棟の設計・施工における土・建築の工事区分(躯体工事)は、1階床レベルとすること。		
66	40	第4	3	(1)	オ				景観に配慮し、周辺環境との調和を図った施設計画を行うこと。		
67	40	第4	3	(1)	カ				地球環境に配慮し、地球温暖化防止対策、省エネルギー法、各種リサイクル法等を考慮した施設計画・設計を行うこと。		
68	40	第4	3	(1)	キ				環境への影響に配慮し、騒音、振動、臭気への対策を行うとともに、緑化推進による自然環境の保全を図ること。		
69	40	第4	3	(1)	ク				公害・事故防止、地震・津波等に配慮した安全設計を行うこと。		
70	40	第4	3	(1)	ケ				建設廃棄物処理指針に準じて建設廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化その他適正処理を行うこと。		
71	40	第4	3	(1)	コ				維持管理において事業者が水質試験を行うための環境を整えること。		
	要求水準書	第4	3	(2)					配置計画		
72	40	第4	3	(2)	ア	(ア)			建物配置は北側高度規制及び日影規制を考慮した上で、機能上必要な施設配置及び建物ボリュームを確保できるよう計画すること。		
73	40	第4	3	(2)	ア	(イ)			騒音対策、搬入動線、維持管理動線、日常の車両を考慮し、合理的に主要諸施設の配置を行うこと。		
74	40	第4	3	(2)	イ	(ア)			各種受入車両・搬出車両、機器搬入車両の進入を考慮した動線計画とすること。		

※1: 要求事項を達成出来るものは"○"を、達成が出来ないものは"ー"を記入すること  
 ※2: 回答を確認できる様式として技術提案等(改善技術提案書を含む)の提出資料に記載があれば、該当する資料を記入すること  
 ※3: すべての項目について確認様式を必要とするものではないが、記載がない場合、技術対話等でその根拠を確認することがある

ポートアイランド処理場改築更新等事業 要求水準項目チェックシート

No.	頁	第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	(a) (b) など	確認事項	回答*1	確認できる様式*2,3
75	40	第4	3	(2)	ウ	(ア)			設備機器の日常維持管理を効率的に実施可能な動線計画とすること。		
76	40	第4	3	(2)	エ	(ア)			敷地全体で緑地帯を効果的に確保すること。		
77	41	第4	3	(2)	エ	(イ)			市条例により敷地、屋上緑化を考慮すること。		
78	41	第4	3	(2)	エ	(ウ)			樹木の種類は維持管理のしやすさを考慮し選定すること。		
		要求水準書	第4	3	(3)				建築計画基本方針		
79	41	第4	3	(3)	ア				本施設の建築計画は、周囲の環境との調和を十分に配慮し、明るく清潔なイメージ、機能的なレイアウト、より快適安全な室内環境、部位に応じた耐久性等に留意し、各部のバランスを保った合理的なものとする。		
80	41	第4	3	(3)	イ				施設計画は機能的かつ経済的なものとする。窓、出入口扉(機器搬入扉含む)を設置する場合は、熱、臭気、振動、騒音、風等に対して必要な対策を講ずること。		
81	41	第4	3	(3)	ウ				各諸室のスペース・配置は日常点検作業の動線、設備更新、補修、整備作業及び工事所要スペースを確保した計画とすること。		
82	41	第4	3	(3)	エ				施設の維持管理動線を考慮するとともに、機器の更新等に配慮した動線計画とすること。		
83	41	第4	3	(3)	オ				屋根は、維持管理が容易にできるように屋上までの階段を設置する。また、屋根頂部には転落防止対策を講ずること。		
84	41	第4	3	(3)	カ				建物は臭気、防音、防振、保温対策について十分配慮した計画とする。また、内外部の出入口扉は、セミエアータイト(SAT)・パーフェクトエアータイト(PAT)をその部屋の機能性に応じて設置すること。		
85	41	第4	3	(3)	キ				外壁、窓等のメンテナンス用に吊フック又は丸環(SUS316)等を必要な箇所に設置すること。		
86	41	第4	3	(3)	ク				危険物の規制に関する政令を遵守するよう、適切な施設・消防設備計画を行うこと。		
		要求水準書	第4	3	(4)				平面計画		
87	41	第4	3	(4)	ア	(ア)			2系ポンプ棟は、下水道施設固有の土木構造物、特殊な機器や設備を収容し構成されるため、必要な設備室、監視室、その他諸室は下水の流入、吐出方向、機器、設備配置の流れに沿って設けること。これに付随して監視室や作業員のための諸室(執務スペース、給湯室、更衣室、洗面室等)、機械室、電気室その他必要な各諸室を有効に配置すること。これらの諸室は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類の占めるスペースや機器の保守点検に必要な空間を含め、立体的なとらえ方でその配置を決定すること。		
88	41	第4	3	(4)	ア	(イ)			場内の道路から直接進入できる搬出室を設け、スクリーンかすホッパからスクリーンかすを搬出車両へ直接投入できる計画とすること。		
89	42	第4	3	(4)	ア	(ウ)			騒音対策、機器の規模設定により、給排気ルートの確保及び遮音・消音の措置を講ずること。		
90	42	第4	3	(4)	ア	(エ)			機器搬入、更新工事、維持管理を考慮した建屋及び構造計画とすること。		
91	42	第4	3	(4)	イ	(ア)			靴ふきマットを内外に設け、排水目皿により排水するものとする。		
92	42	第4	3	(4)	ウ	(ア)			騒音、振動に対しては必要な対策を講じ、出入口扉は防音に配慮すること。		
93	42	第4	3	(4)	ウ	(イ)			点検整備、補修、更新のための十分なスペースを確保すること。		
94	42	第4	3	(4)	ウ	(ウ)			塗りを施し、容易に清掃が行えらるとともに、迅速に排水できる排水溝を設置すること。		
95	42	第4	3	(4)	エ	(ア)			臭気に対しては必要な対策を講じ、出入口扉は防臭に配慮すること。		
96	42	第4	3	(4)	エ	(イ)			点検整備、補修、更新のための十分なスペースを確保すること。		
97	42	第4	3	(4)	エ	(ウ)			塗りを施し、容易に清掃が行えらるとともに、迅速に排水できる排水溝を設置すること。		
98	42	第4	3	(4)	オ	(ア)			臭気が外部に漏れない構造・仕様とすること。臭気に対しては必要な対策を講じ、出入口扉は防臭に配慮すること。		
99	42	第4	3	(4)	オ	(イ)			搬入車両の操車の障害となることなく、沈砂・スクリーンかすの投入・搬出の作業ができる適切なスペースを確保すること。		
100	42	第4	3	(4)	オ	(ウ)			排気ガスに対して、十分配慮した換気計画を行うこと。		
101	42	第4	3	(4)	オ	(エ)			床面のコンクリート舗装表面は滑り止め仕上げを行い、将来滑り止めの研磨再生ができるよう、十分な厚みをもたせ、伸縮目地についても研磨を考慮しておくこと。		
102	42	第4	3	(4)	オ	(オ)			出入口床面及びシャッター付近には、一旦停止文字やラインを記載し、床面には投入位置や進路等がわかるライン引きを行うとともに、ロードミラーを設置するなど、車両事故防止の対策を講ずること。		

※1: 要求事項を達成出来るものは"○"を、達成が出来ないものは"ー"を記入すること  
 ※2: 回答を確認できる様式として技術提案等(改善技術提案書を含む)の提出資料に記載があれば、該当する資料を記入すること  
 ※3: すべての項目について確認様式を必要とするものではないが、記載がない場合、技術対話等でその根拠を確認することがある

ポートアイランド処理場改築更新等事業 要求水準項目チェックシート

No.	頁	第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	(a) (b) など	確認事項	回答*1	確認できる様式*2,3
103	42	第4	3	(4)	オ	(カ)			床面には、散水等迅速に排水できる排水溝及び会所柵を設け、SUS製グレーチング蓋(重車両用、ボルト止め)を設置すること。		
104	42	第4	3	(4)	カ	(ア)			騒音、振動に対しては必要な対策を講じ、出入口扉は防音に配慮すること。		
105	42	第4	3	(4)	カ	(イ)			発電機から発生する熱対策に十分配慮した換気計画を行うこと。		
106	42	第4	3	(4)	カ	(ウ)			点検整備、補修、更新のための十分なスペースを確保すること。		
107	43	第4	3	(4)	カ	(エ)			塗り床を施し、容易に清掃が行えるようにすること。		
108	43	第4	3	(4)	キ	(ア)			点検整備・補修・更新工事等を考慮したスペースを確保すること。		
109	43	第4	3	(4)	キ	(イ)			床は、耐震・耐荷重を考慮したものとする。		
110	43	第4	3	(4)	キ	(ウ)			電気盤から発生する熱対策として、空調又は換気設備にて対応すること。空調方式を採用する場合で電気室が外壁に面する場合、外壁部に断熱材を使用すること。		
111	43	第4	3	(4)	キ	(エ)			電気室の上階には原則として水を使用する部屋及び機器の配置は行わないこと。止むを得ない場合、電気室の上階床には必要な防水処置をすることとし本市の承諾を得ること。		
112	43	第4	3	(4)	ク	(ア)			監視室は、処理場の管理中枢として、各主要設備と密接な連携を保つ必要がある。各主要設備、電気関係諸室とは緊急対応時の動線を考慮し、距離的にも短く連絡される位置に配置すること。		
113	43	第4	3	(4)	ク	(イ)			監視室は、作業員が運転、操作、監視を行う中枢部である為、照明、空調、居住性等について十分考慮すること。		
114	43	第4	3	(4)	ク	(ウ)			更新工事も考慮したスペースを確保すること。		
115	43	第4	3	(4)	ク	(エ)			床は、フリーアクセスフロア(耐震・耐荷重タイプ)等、維持管理や将来の改築更新を考慮したものとする。		
116	43	第4	3	(4)	ク	(オ)			監視室が外壁に面する場合、外壁部に断熱材を使用すること。		
117	43	第4	3	(4)	ク	(カ)			監視室の上階には原則として水を使用する部屋及び機器の配置は行わないこと。止むを得ない場合、電気室の上階床には必要な防水処置をすることとし本市の承諾を得ること。		
118	43	第4	3	(4)	ケ	(ア)			事務室、作業員控室、更衣室は、必要人員が執務、更衣ができる適切なスペースとし、本市と協議の上決定するものとする。		
119	43	第4	3	(4)	コ	(ア)			機器吊り上げ用のホイストレールを設置すること。		
120	43	第4	3	(4)	コ	(イ)			床搬入開口はPC蓋を設置し、安全対策を講ずること。		
121	43	第4	3	(4)	サ	(ア)			騒音、振動に対しては必要な対策を講じ、出入口扉は防音に配慮すること。		
122	43	第4	3	(4)	サ	(イ)			点検整備、補修、更新のための十分なスペースを確保すること。		
123	43	第4	3	(4)	サ	(ウ)			床仕上げは、容易に清掃が行えるようにすること。		
124	43	第4	3	(4)	サ	(エ)			給排気口の大きさについては通過風速を考慮し決定すること。		
125	44	第4	3	(4)	シ	(ア)			有効幅は1.2m以上とし、蹴上げ(200mm)以下・踏面(240mm)以上とし各階の寸法は統一すること。		
126	44	第4	3	(4)	シ	(イ)			手摺は、片側(ビニル被覆製品)に設けること。		
127	44	第4	3	(4)	シ	(ウ)			ノンスリップは SUS 製(タイヤ入れタイプ)とすること。		
128	44	第4	3	(4)	ス	(ア)			自家発電設備の燃料を貯蔵するための地下タンク貯蔵所の設計・施工を行うこと。		
129	44	第4	3	(4)	ス	(イ)			地下タンク貯蔵所の形式は任意とし、電気設備に関する要件に示す自家発電設備の所要能力、所要運転時間に必要な容量とすること。		
	要求水準書	第4	3	(5)					断面計画		
130	44	第4	3	(5)	ア				主要機器の配置、維持管理方法を考慮の上、各階の必要階高さを確保するとともに、諸室の積層化を図り無駄な空間が発生しないよう配置を決定すること。		
131	44	第4	3	(5)	イ				浸水区画、防水区画を明確にし、それぞれに維持管理動線、搬入動線、避難動線、給排水等の設備計画を行うこと。		
	要求水準書	第4	3	(6)					立面計画		
132	44	第4	3	(6)	ア				既存建物の仕上げの色調と調和を図ること。		
133	44	第4	3	(6)	イ				外壁の目地計画についてはデザインの他、ひび割れの発生が抑えられるような位置に計画すること。		

※1: 要求事項を達成出来るものは"○"を、達成が出来ないものは"ー"を記入すること  
 ※2: 回答を確認できる様式として技術提案等(改善技術提案書を含む)の提出資料に記載があれば、該当する資料を記入すること  
 ※3: すべての項目について確認様式を必要とするものではないが、記載がない場合、技術対話等でその根拠を確認することがある

### ポートアイランド処理場改築更新等事業 要求水準項目チェックシート

No.	頁	第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	(a) (b) など	確認事項	回答*1	確認できる様式*2,3
<b>要求水準書</b>											
		第4	3	(7)					<b>構造計画</b>		
134	44	第4	3	(7)	ア	(ア)			下水道施設の建築構造物は耐震設計上において不利な要因が多いことから構造物、非構造物材、建築設備の特徴を理解し十分に設計条件を検討すること。		
135	44	第4	3	(7)	ア	(イ)			構造物の耐震設計においては耐震壁の適正な配置と偏心の防止、耐震壁の適正な壁厚の確保、床の水平剛性確保と床レベル差の段差の解消、各階の適正な剛性の確保などに留意した構造計画を行うこと。		
136	44	第4	3	(7)	ア	(ウ)			非構造物材の内外装は、地震時に人的被害及び建物の機能に支障が生じないように十分にその耐震性を確保すること。		
137	44	第4	3	(7)	ア	(エ)			建物の構造計算は2次設計まで行い、耐震性等の向上・確保に努めること。		
138	44	第4	3	(7)	ア	(オ)			官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説における耐震性能の分類はⅡ類-A類-甲類とする。また、重要度係数を1.25として、耐震強度を現行基準より割り増しすること。		
139	45	第4	3	(7)	ア	(カ)			建築設備の安全性の目標として、重要度の高い機器は、機器本体の耐震仕様及び掘付部の設計用耐震標準震度の扱いに留意すること。また、建屋内への引き込み部等の通過配管、配線は十分な変位吸収対策を施すこと。		
140	45	第4	3	(7)	ア	(キ)			様々な機械設備等を設置する建築物であるため、必要な構造と十分な強度を確保すること。特に、地震による地盤の液状化対策及び地盤沈下等に十分配慮を加えた計画とすること。		
141	45	第4	3	(7)	ア	(ク)			屋根の積載荷重は人荷重程度とし、屋根に設備が設置される場合は別途設備荷重を考慮すること。また、その他諸室の積載荷重は「下水道施設の耐震対策指針と解説(2014年版)/日本下水道協会」に準拠し設定を行うとともに設備荷重も考慮した積載荷重の設定を行うこと。		
142	45	第4	3	(7)	ア	(ケ)			2系ポンプ棟は危険物を取扱う施設となることから、耐火性能が確保できる構造を選定する。鉄筋コンクリート造によるラーメン構造を基本とし機能上必要な空間を確保することを考慮した構造形式を選択すること。		
143	45	第4	3	(7)	ア	(コ)			天井走行クレーンを設置する場合は、鉄骨鉄筋コンクリートもしくはプレストレス鉄筋コンクリート梁による大スパン構造を採用すること。		
144	45	第4	3	(7)	ア	(サ)			構造検討は、基礎及び水路部土木構造部分でも建築基準法上、建築物扱いとなる部分は、建築構造基準を満足するものとする。		
145	45	第4	3	(7)	ア	(シ)			重量の大きな機器を支持する架構及びクレーンの支持架構は、十分な強度、剛性を保有し、地震時にも十分な構造とすること。また、クレーン架構については、クレーン急制動時についても検討すること。		
146	45	第4	3	(7)	ア	(ス)			各施設の躯体構造はS造、RC造及びSRC造を各施設の機能に応じて採用すること。		
147	45	第4	3	(7)	ア	(セ)			汚水ポンプ室及び電動機室は防水区画として計画し、浸水しない構造とすること。		
148	45	第4	3	(7)	ア	(ソ)			プレストレスコンクリートを除き、コンクリートの設計基準強度は「建築構造設計基準(平成30年版)/公共建築協会」に準拠し耐久性の観点からFC24N/mm2とし、別途公共建築工事標準仕様書に記載のある構造体強度補正值(S)を加えること。無筋コンクリートの強度はFC18N/mm2とする。プレストレスコンクリート強度については十分に検討の上、設計基準強度を設定すること。		
<b>要求水準書</b>											
		第4	3	(8)					<b>仕上計画</b>		
149	45	第4	3	(8)	ア				耐候性、耐火性、経済性、維持管理性、意匠性を考慮した材料を選定すること。		
150	45	第4	3	(8)	イ				地球環境への配慮、人の健康への影響に配慮した材料を選定すること。		
151	46	第4	3	(8)	ウ				屋根防水、外壁部においては室内環境に配慮し、断熱性を考慮した工法を選定すること。		
152	46	第4	3	(8)	エ				外壁仕上げの塗装吹付け材は、超耐久・低汚染型水性弾性樹脂塗料同等とすること。		
153	46	第4	3	(8)	オ				屋根防水はアスファルト防水(A-I-1工法)の上押さえコンクリート仕上とすること。		
154	46	第4	3	(8)	カ				内部仕上げは別紙3-8に示す内容を参考とすること。		
<b>要求水準書</b>											
		第4	3	(9)					<b>一般構造</b>		
155	46	第4	3	(9)	ア	(ア)			屋根は耐久性の確保に努めるとともに、美観に配慮すること。		
156	46	第4	3	(9)	ア	(イ)			断熱性を考慮し外断熱工法とすること。		
157	46	第4	3	(9)	ア	(ウ)			建屋内に雨が浸入しないよう、雨仕舞するとともに、効率よく雨水採集できる構造とすること。		

※1: 要求事項を達成出来るものは"○"を、達成が出来ないものは"ー"を記入すること  
 ※2: 回答を確認できる様式として技術提案等(改善技術提案書を含む)の提出資料に記載があれば、該当する資料を記入すること  
 ※3: すべての項目について確認様式を必要とするものではないが、記載がない場合、技術対話等でその根拠を確認することがある

ポートアイランド処理場改築更新等事業 要求水準項目チェックシート

No.	頁	第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	(a) (b) など	確認事項	回答*1	確認できる様式*2,3
158	46	第4	3	(9)	ア	(エ)			屋外機器を設置する屋根は防水のうえ、保護コンクリートを打設すること。		
159	46	第4	3	(9)	イ	(ア)			構造耐力上重要な部分及び遮音が要求される部分は、原則としてRC造とすること。非耐力壁については[コンクリート・ALCパネル・押出成型セメント板・サンドイッチパネル(フッ素樹脂塗装鋼板)+下地断熱材又は硬質木毛セメント板]等とする。		
160	46	第4	3	(9)	イ	(イ)			外壁は気密性、遮音性を確保し、悪臭、騒音の漏れない構造とすること。		
161	46	第4	3	(9)	ウ	(ア)			重量の大きな機器が載る床は、床板を厚くし、小梁を有効に配置して構造強度を確保すること。特に振動に対しては十分配慮すること。		
162	46	第4	3	(9)	ウ	(イ)			機械室等の床は必要に応じて清掃、水洗等を考慮した構造とすること。		
163	46	第4	3	(9)	エ	(ア)			各室の区画壁は、要求される性能や用途(防火、防臭、防音、耐震)を満足すること。		
164	46	第4	3	(9)	エ	(イ)			不燃材料、防音材料などは、それぞれ必要な機能を満足するとともに、用途に応じて表面強度や吸音性など他の機能も考慮して選定すること。建物の外壁部分(床の一部も含む)には、必要に応じて断熱材を使用し、防寒・結露対策を講ずること。		
165	46	第4	3	(9)	エ	(ウ)			構造上重要な部分はRC造とすること。		
166	46	第4	3	(9)	オ	(ア)			鋼製建具及び屋内用鋼製軽量建具(LSD)は原則としてフラッシュ扉とすること。		
167	46	第4	3	(9)	オ	(イ)			重量シャッターは[スチール製]とし、電動式とすること。		
168	46	第4	3	(9)	オ	(ウ)			建具(扉)は必要に応じ、室名表示、注意喚起表示等を行うこと。表示場所・内容については、本市に確認すること。		
169	47	第4	3	(9)	オ	(エ)			窓は原則としてアルミ製とする。性能は[耐風圧性S-6、気密性A-4、水密性W-5、遮音性T-3、断熱性H-3(管理諸室のみ)]を有すること。		
170	47	第4	3	(9)	オ	(オ)			ガラスは十分な強度を有し、台風時の風圧(基準風速50m/s以上)にも耐えるものとする。管理諸室は紫外線カット機能を持つ断熱ペアガラスとし、その他プラント諸室については騒音対策が必要な部屋は騒音検討を行い、必要であれば防音ガラスとすること。		
171	47	第4	3	(9)	オ	(カ)			外部に面するプラント機械室、諸室で、人が清掃できないガラスは、対策を講ずること。		
	要求水準書	第4	3	(10)					建築機械設備計画		
172	47	第4	3	(10)					本設備は、建築基準法、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律、省エネ法並びにその他関係する省令・告示を遵守の上、各工種間で十分な調整を行い、設計・計画すること。 各設備の設計条件は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築設備設計基準(最新版)に準拠して設計・計画すること。 各設備の仕様は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(最新版)に準拠すること。		
173	47	第4	3	(10)	ア	(ア)	a		環境負荷低減、省資源、省エネルギーに配慮した空調熱源方式を計画すること。		
174	47	第4	3	(10)	ア	(ア)	b		空調のゾーニングについては、分離すべき系統、時間帯の異なる系統、空調条件などを考慮し適正に計画すること。		
175	47	第4	3	(10)	ア	(ア)	c		電気室の発熱除去対策については、空調設備と換気設備を比較検討して決定すること。		
176	47	第4	3	(10)	ア	(ア)	d		屋外に設置する材料、器具、機器等は耐重塩害仕様とすること。		
177	47	第4	3	(10)	ア	(ア)	e		騒音や美観など周辺環境と調和を図ると共に、将来的な機器更新計画に配慮した設計、設置とすること。		
178	47	第4	3	(10)	イ	(ア)	a		居室の換気設備条件は、建築基準法で定める人員算定による風量を確保するものとし、その他の部屋は「建築設備設計基準」に準拠し適宜換気回数を設定すること。		
179	48	第4	3	(10)	イ	(ア)	b		空気調和設備のある室については、原則として全熱交換式換気設備とし、煤塵、粉塵、臭気、熱等を発生する室については各々の機能にとって最適な物を選択すること。		
180	48	第4	3	(10)	イ	(ア)	c		ダクトの計画にあたっては、空気抵抗を考慮した上で大きく設定しないようにすること。		
181	48	第4	3	(10)	イ	(ア)	d		給気設備には、費用対効果のあるフィルター等を選定すること。		
182	48	第4	3	(10)	イ	(ア)	e		騒音や美観など周辺環境と調和を図ると共に、将来的な機器更新計画に配慮した設計、設置とすること。		
183	48	第4	3	(10)	ウ	(ア)	a		給水設備について必要な容量を想定し計画すること。		

※1: 要求事項を達成出来るものは"○"を、達成が出来ないものは"ー"を記入すること  
 ※2: 回答を確認できる様式として技術提案等(改善技術提案書を含む)の提出資料に記載があれば、該当する資料を記入すること  
 ※3: すべての項目について確認様式を必要とするものではないが、記載がない場合、技術対話等でその根拠を確認することがある

ポートアイランド処理場改築更新等事業 要求水準項目チェックシート

No.	頁	第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	(a) (b) など	確認事項	回答*1	確認できる様式*2,3
184	48	第4	3	(10)	ウ	(ア)	b		給水方式は、給水箇所及び給水量により設定すること。		
185	48	第4	3	(10)	ウ	(イ)			用途に応じて上水または再生水を使用すること(表 4-1参照)。トイレ以外の用途において、再生水を使用する場合は、神戸市ポートアイランド水リサイクル事業「再生水給水設備の設置及び管理基準」及び同細目に準拠する。また、再生水使用量を把握するための量水器を設置すること。		
186	48	第4	3	(10)	エ	(ア)	a		2系ポンプ棟の生活系排水は、場内に汚水管を配管し、既設の汚水マンホールに接続すること。		
187	48	第4	3	(10)	エ	(ア)	b		排水方式は自然排水方式とし、ポンプ圧送は、原則として行わない。		
188	48	第4	3	(10)	オ	(ア)	a		各洗面室に必要な器具を設置すること。		
189	48	第4	3	(10)	オ	(ア)	b		必要な箇所に給水栓、手洗器を設置すること。		
190	49	第4	3	(10)	オ	(ア)	c		各衛生陶器の必要器具個数については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築設備設計基準(最新版)によるものとする。		
191	49	第4	3	(10)	カ				消化設備は、消防法、建築基準法、危険物の規制に関する政令、神戸市火災予防条例に該当する消火設備とすること。また、詳細については、所轄消防署と協議を行い、その指導に従うこと。		
192	49	第4	3	(10)	カ	(ア)	a		貯蔵容器は、高圧ガス取締法に基づき、日本消防設備センター認定品とすること。		
193	49	第4	3	(10)	カ	(ア)	b		起動用ガス容器は、高圧ガス取締法に基づき、日本消防設備センター認定品とすること。		
194	49	第4	3	(10)	カ	(ア)	c		管材は、JIS G 3454 第2種シームレス Sch80(亜鉛めっき)とすること。		
195	49	第4	3	(10)	カ	(ア)	d		噴射ヘッドは放射圧 14kgf/m2以上とすること。		
196	49	第4	3	(10)	カ	(イ)			消火器は、粉末消火器(日本消防検定協会認定品)とすること。		
197	49	第4	3	(10)	カ	(ウ)			消防法、建築基準法、危険物の規制に関する政令、神戸市火災予防条例、神戸市消防用設備等技術基準に基づく設置基準、機器仕様を遵守すること。		
		要求水準書	第4	3	(11)				建築電気設備計画		
198	49	第4	3	(11)					本設備は、工事に係る資源の再資源化等に関する法律、省エネ法並びに建築基準法、その他関係する省令・告示を遵守して計画・設計し、調和のとれた設備とすること。また、各工種間で十分な調整を行い計画・設計すること。		
199	49	第4	3	(11)	ア				建築電気設備における計画、工事範囲は、新たに設置する現地制御盤・照明分電盤以降の2次側配管・配線の全てとすること。なお、プラント設備建築付帯主幹盤内の建築動力用・建築電灯用の主遮断器以降、建築電気設備で設置する現地制御盤・照明分電盤の1次側配管・配線の全てをプラント電気設備で設置すること。		
200	49	第4	3	(11)	イ				本設備は、新たに設置する現地制御盤から建築(電動シャッター)及び建築機械設備(空気調和機・換気ファン)に至る2次側配管配線及び制御に係る全ての電気設備工事とすること。なお、空気調和機等のリモコン配線や室外機から室内機への電源送り配線は建築機械設備で設置すること。		
201	50	第4	3	(11)	イ	(ア)	a	(a)	現地制御盤の盤面に設備機器毎の異常警報を出し、機器異常の状態を監視、確認できること。		
202	50	第4	3	(11)	イ	(ア)	a	(b)	現地制御盤毎に故障一括警報用端子を設け、プラント側の設備システムにて一括警報監視が可能であること。		
203	50	第4	3	(11)	イ	(イ)			現地制御盤(3相3線式200V)方式とすること。		
204	50	第4	3	(11)	イ	(ウ)			建築機械設備の給排気ファン類の運転操作は、「建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)」内の第2編電力設備第2章動力設備第2節制御盤2-4監視及び制御に準拠すること。		
205	50	第4	3	(11)	イ	(エ)			建築機械設備で設置される給排気ファン、空気調和機付近に現地制御盤を設置すること。また、現地制御盤が負荷機器と同一室内に無い場合には、機器点検時の安全確保のため、負荷の近傍に手元開閉器を設置すること。ただし、ルーフファン、有圧換気扇等のように手元開閉器の設置が困難な場合は、専用のプラグキャップ付コンセントを設置すること。		
206	50	第4	3	(11)	イ	(オ)	a		分電盤は、高温多湿の場所を避け保守点検が容易な場所に配置する。		
207	50	第4	3	(11)	イ	(オ)	b		主幹器具、分岐器具は過負荷及び短絡から電線等を保護できるものとする。		
208	50	第4	3	(11)	イ	(オ)	c		主幹器具は、原則として配線用遮断器とすること。		
209	50	第4	3	(11)	イ	(オ)	d		分岐回路の分岐器具は、水気のある室に設ける回路等の際は漏電遮断器とすること。		
210	50	第4	3	(11)	イ	(オ)	e		換気設備については、自動火災報知設備による火災警報を受け給排気ファンの停止が出来ること。		

※1: 要求事項を達成出来るものは"○"を、達成が出来ないものは"ー"を記入すること  
 ※2: 回答を確認できる様式として技術提案等(改善技術提案書を含む)の提出資料に記載があれば、該当する資料を記入すること  
 ※3: すべての項目について確認様式を必要とするものではないが、記載がない場合、技術対話等でその根拠を確認することがある



ポートアイランド処理場改築更新等事業 要求水準項目チェックシート

No.	頁	第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	(a) (b) など	確認事項	回答*1	確認できる様式*2,3
211	50	第4	3	(11)	イ	(オ)	f		現地制御盤付近及び、各出入口付近に緊急連絡等対応するため固定電話機を設置すること。		
212	50	第4	3	(11)	ウ				照明器具、換気ダクト、コンセント等は、プラント設備の機器配置等を確認・調整の上、メンテナンス性、操作性、均一な光環境等に十分配慮した適切な配置を計画し、設置すること。		
213	51	第4	3	(11)	ウ	(ア)	a		省エネ環境を考慮した照明方式を採用すること。		
214	51	第4	3	(11)	ウ	(ア)	b		点灯方式は、各室消し忘れ防止のため、監視室でのリモコンスイッチによる集中管理とする。また、併せて、各室内・廊下は個別リモコンスイッチを採用し、照明点灯・点滅方式を採用する。なお、リモコンスイッチはネーム付とする。		
215	51	第4	3	(11)	ウ	(ア)	c		照明分電盤仕様は、盤仕様(各設備共通)参照すること。		
216	51	第4	3	(11)	ウ	(ア)	d		必要照度はJIS Z9110を準拠して決定すること。ただし、居室関係は事務所の基準を、その他の箇所は工場の基準の上限値を採用して計画すること。		
217	51	第4	3	(11)	ウ	(ア)	e	(a)	LED方式の照明器具を採用すること。		
218	51	第4	3	(11)	ウ	(ア)	e	(b)	高所部分はLED高天井用照明器具を主照明とし、必要に応じてLED蛍光灯との組み合わせにより最適照明を計画すること。照明器具は防塵形とすること(ガラスカバー付を原則とすること)。		
219	51	第4	3	(11)	ウ	(ア)	e	(c)	居室(玄関ホール、廊下、洗面室、給湯室等)の器具は埋め込み型(ルーバ付、ただし倉庫等は除く)を原則とし、初期照度補正形、LEDランプ3,800lm以上の高出力形照明器具を主とすること。		
220	51	第4	3	(11)	ウ	(ア)	e	(d)	建築基準法に従い、非常照明(バッテリー内蔵形)を設置すること。		
221	51	第4	3	(11)	ウ	(ア)	f	(a)	人感センサー内蔵型照明器具(玄関ホール、廊下、洗面室、給湯室等)を採用すること。		
222	51	第4	3	(11)	ウ	(ア)	f	(b)	屋外照明はソーライマー、自動点滅器を併用し、季節及び作業時間に合わせた段階制御を行うこと。		
223	51	第4	3	(11)	ウ	(ア)	g	(a)	照明設備は、上記e～fを踏まえ省エネルギーに充分配慮した照明計画とすること。		
224	51	第4	3	(11)	ウ	(ア)	g	(b)	湿気、腐食性ガス等の発生する場所においては、防水(防湿)・耐食性(SUS製)形を採用すること。		
225	51	第4	3	(11)	ウ	(ア)	g	(c)	汚染・腐食の恐れが予想される場所及び屋外器具には、光触媒塗装(クリアー)を施すこと。		
226	52	第4	3	(11)	ウ	(ア)	g	(d)	誘導灯及び誘導標識は、消防法施行令(26条)、消防法施行規則(28条の3)に適合した誘導灯計画とすること。また、湿気、腐食性ガス等の発生する場所においては、防水(防湿)形を採用すること。		
227	52	第4	3	(11)	ウ	(ア)	g	(e)	搬入動線、景観を考慮した屋外照明設備を計画すること。器具は防虫対策に配慮して採用すること。なお、器具は防塵仕様とする。		
228	52	第4	3	(11)	ウ	(ア)	g	(f)	各作業エリア、室内の照度計算書、配光曲線を提出すること。		
229	52	第4	3	(11)	ウ	(ア)	g	(g)	計画書・検討書及び省エネルギー(CEC/L)の計算書を提出し、本市の承諾を得ること。		
230	52	第4	3	(11)	ウ	(イ)	b		コンセントの設置個数は、「建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)」内の第2編電力設備 第1章電灯設備 第5節コンセントに準拠すること。		
231	52	第4	3	(11)	ウ	(ウ)			設置位置は、本市と協議の上決定する。		
232	52	第4	3	(11)	ウ	(エ)	a		湿気、腐食性ガス等の発生する場所においては、防水形を採用すること。		
233	52	第4	3	(11)	ウ	(エ)	b		電気方式(交流電圧、相数等)及び分岐回路の種類が異なる場合は、コンセント及びプラグを形状、色別表示などにより誤使用の防止を図ること。なお、色等は、本市に確認すること。		
234	52	第4	3	(11)	エ				本設備は、電話設備に係る全ての電気設備工事とし、既存設備の連携方法について本市と協議を行い、メンテナンス性、操作性、利便性を十分に考慮した適切な配置計画とすること。		
235	52	第4	3	(11)	エ	(ア)			2系ポンプ棟に新設する。ただし、事業期間中に外線・内線回線数が不足する場合には、基板等機能増設を行い対応すること。		
236	52	第4	3	(11)	エ	(イ)			内線並びに外線数については、必要な呼量を計画し、その根拠を本市に提出し確認すること。		
237	53	第4	3	(11)	エ	(ウ)			電話機は、「建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)」内の第3編通信設備 第2章構内交換設備 第3節電話機等に準拠すること。なお、建築設備設計基準内であっても以下の(オ)の設計基準を満足すること。		

※1: 要求事項を達成出来るものは"○"を、達成が出来ないものは"ー"を記入すること  
 ※2: 回答を確認できる様式として技術提案等(改善技術提案書を含む)の提出資料に記載があれば、該当する資料を記入すること  
 ※3: すべての項目について確認様式を必要とするものではないが、記載がない場合、技術対話等でその根拠を確認することがある

ポートアイランド処理場改築更新等事業 要求水準項目チェックシート

No.	頁	第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	(a) (b) など	確認事項	回答*1	確認できる様式*2,3
238	53	第4	3	(11)	エ	(エ)			設置位置は、本市と協議の上決定すること。		
239	53	第4	3	(11)	エ	(オ)	a		電気事業者専用回線(局線の種類は電気事業者と協議により決定)を準備すること。		
240	53	第4	3	(11)	エ	(オ)	b		監視室には、デジタル式多機能電話機、停電対応デジタル式多機能電話機、アナログ式コードレス電話機を必要数配置すること。		
241	53	第4	3	(11)	エ	(オ)	c		事務室には、卓上にデジタル式多機能電話機を必要数配置すること。		
242	53	第4	3	(11)	エ	(オ)	d		湿気、腐食性ガス等の発生する場所に設置する電話機は、防水・防塵ケースに収め、着信表示機能(ブザー、回転等)を設けること。		
243	53	第4	3	(11)	エ	(オ)	e		機種を選定にあたっては、既存電話交換機仕様に対応する最新機種とすること。		
244	53	第4	3	(11)	オ				本設備は、放送設備に係る全ての電気設備工事とし、既存設備の連携方法について本市と協議を行い、メンテナンス性、操作性、利便性を十分に考慮した適切な配置計画とすること。		
245	53	第4	3	(11)	オ	(ア)	a	(a)	壁掛形スピーカは、部屋ごと、仕切りごとに最低1個、設置すること。		
246	53	第4	3	(11)	オ	(ア)	a	(b)	壁掛形スピーカは、100m2程度に1個、設置すること。		
247	53	第4	3	(11)	オ	(ア)	b	(a)	ホーン形スピーカは、必要方向に指向性を確保すること。		
248	53	第4	3	(11)	オ	(ア)	b	(b)	ホーン形スピーカは、必要方向に対して通視距離80mを超えないように配置すること。		
249	53	第4	3	(11)	オ	(ア)	c	(a)	天井埋込形スピーカは、1スパンに1個、但し部屋面積が30m2以下の場合は1室に1個、設置すること。		
250	53	第4	3	(11)	オ	(ア)	c	(b)	天井埋込形スピーカは、廊下は、25m以下に1個、設置すること。		
251	53	第4	3	(11)	オ	(ア)	d		設置個数は、「建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)」内の第3編通信設備 第5章拡張設備 第2節機器2-3スピーカ据付工事(電気工事)に準拠すること。		
252	54	第4	3	(11)	オ	(ア)	e	(a)	リモートマイクロホンの型式は、卓上型、操作卓取付型1台とすること。		
253	54	第4	3	(11)	オ	(ア)	e	(b)	リモートマイクロホンの設置場所は型式は、監視室とすること。		
254	54	第4	3	(11)	オ	(ア)	f		設置位置は、本市と協議の上、決定すること。		
255	54	第4	3	(11)	オ	(ア)	f	(a)	アンプの出力は本施設全体の容量を満たすこと。		
256	54	第4	3	(11)	オ	(ア)	g	(b)	放送回線は、階層ごとに区分し、同時放送が出来ること。また、非常時一斉放送が出来ること。		
257	54	第4	3	(11)	オ	(ア)	g	(c)	固定電話機によりページング放送が出来ること。ページングの回路数は、本市と協議の上決定すること。		
258	54	第4	3	(11)	オ	(ア)	g	(d)	設置個数は、上記(ア)のスピーカ形式の基準で計画すること。		
259	54	第4	3	(11)	オ	(ア)	g	(e)	湿気、腐食性ガス等の発生する場所及び屋外に設置するスピーカは、防水形を採用すること。		
260	54	第4	3	(11)	オ	(ア)	g	(f)	建築で天井材仕上げのある室のスピーカは、埋込型を原則とすること。		
261	54	第4	3	(11)	カ				本設備は、テレビ共同受信設備に係る全ての電気設備工事とし、既存設備の連携方法について本市と協議を行い、メンテナンス性、操作性、利便性を十分に考慮した適切な配置計画とすること。		
262	54	第4	3	(11)	カ	(ア)			テレビアンテナ(アンテナマスト含む)は1式(屋上)とすること。		
263	54	第4	3	(11)	カ	(イ)			ブースター、分岐器、分配器は1式(監視室)とすること。		
264	54	第4	3	(11)	カ	(ウ)			直列ユニットは2個(監視室、事務室)とすること。		
265	54	第4	3	(11)	カ	(エ)			テレビ共同受信設備の設置位置は本市と協議の上、決定すること。		
266	54	第4	3	(11)	カ	(オ)			テレビ共同受信設備は、必要なテレビ放送の提供が可能なものとすること。		
267	54	第4	3	(11)	キ				本設備は、自動火災報知設備に係る全ての電気設備工事とし、既存設備の連携方法について本市と協議を行い、メンテナンス性、操作性、利便性を十分に考慮した配置計画とすること。		
268	55	第4	3	(11)	キ	(ア)	a		受信機はP型1級受信機とすること。		
269	55	第4	3	(11)	キ	(イ)	a		感知器は、アナログ式、デジタル式とすること。高所の感知器は差動分布形感知器(空気管・熱電対)、煙感知器、炎感知器とすること。		
270	55	第4	3	(11)	キ	(イ)	b		建築で天井材仕上げのある室の感知器は、埋込型とすること。		
271	55	第4	3	(11)	キ	(ウ)	a		設置位置は、受信機は監視室とすること。		

※1: 要求事項を達成出来るものは"○"を、達成が出来ないものは"ー"を記入すること  
 ※2: 回答を確認できる様式として技術提案等(改善技術提案書を含む)の提出資料に記載があれば、該当する資料を記入すること  
 ※3: すべての項目について確認様式を必要とするものではないが、記載がない場合、技術対話等でその根拠を確認することがある

ポートアイランド処理場改築更新等事業 要求水準項目チェックシート

No.	頁	第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	(a) (b) など	確認事項	回答*1	確認できる様式*2,3
272	55	第4	3	(11)	キ	(工)	a		必要により防爆型感知器の採用を検討すること。		
273	55	第4	3	(11)	キ	(工)	b		高所の感知器は、メンテナンス・施工性を配慮して選定すること。		
274	55	第4	3	(11)	キ	(工)	c		消防法の規制に関する政令、神戸市火災予防条例、神戸市消防用設備等技術基準に基づく設置基準を遵守すること。		
275	55	第4	3	(11)	ク				配管・配線工事は、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」に準拠すること。将来の設備更新、増設等を考慮して空配管を設けること。		
		要求水準書	第4	4					機械設備に関する要件		
		要求水準書	第4	4	(1)				一般事項		
276	56	第4	4	(1)	ア				本処理場は地域の汚水処理を目的とする施設で、機械設備は、その処理機能を担う要となるものである。工事にあたっては、このことを十分に認識し計画設計、施工を行うこと。		
277	56	第4	4	(1)	イ				災害等により砂り過水等の用水の供給が停止した場合でも、汚水ポンプは運用可能とした機種選定を行うこと。		
278	56	第4	4	(1)	ウ				コスト削減だけでなく、省エネ性、維持管理性も考慮した設計とすること。		
279	56	第4	4	(1)	エ				対象設備の設計は「下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)」に準じて行うこと。		
280	56	第4	4	(1)	カ				本事業で使用しない設備において、維持管理の支障とならない範囲の既存設備については、休止措置を確実に施した上、原則として残置とすること。		
		要求水準書	第4	4	(2)				1系ポンプ設備		
281	56	第4	4	(2)	ア				晴天時運用を目的とした1系汚水調整池への送水用として使用する場合は、所要能力のポンプに更新すること。		
282	56	第4	4	(2)	イ				1系汚水調整池及び1系水処理施設を雨天時浸水対策施設として転用し、雨天時浸水対策施設への送水用として使用する場合は、所要能力のポンプに更新すること。		
283	56	第4	4	(2)	ウ				2系水処理施設運転開始までは、1系水処理施設への主ポンプとして用いるため、機能を維持しながらの更新を検討すること。		
		要求水準書	第4	4	(3)				1系沈砂・スクリーンかす設備		
284	56	第4	4	(3)	ア				1系ポンプ棟のポンプ井に流入下水の夾雑物を除去する設備(スクリーン、ゲート等)を設置すること。		
285	56	第4	4	(3)	イ				既設沈砂池については、使用する場合のみ更新すること。		
		要求水準書	第4	4	(4)				1系汚水調整池設備		
286	56	第4	4	(4)	ア				晴天時の運用としてピークカット運転を行うため、必要な設備(攪拌設備、脱臭設備等)を更新すること。		
287	56	第4	4	(4)	イ				本事業期間中においても、晴天時の運用については継続するため、機能を維持しながらの更新を検討すること。		
		要求水準書	第4	4	(5)				2系ポンプ設備		
288	57	第4	4	(5)	ア				主ポンプの能力及び台数の割付けは、年間を通して水量変動に追従できるものとする。		
289	57	第4	4	(5)	イ				将来、全体計画に移行する段階(本事業後を予定)で、全体計画汚水量相当までポンプを増設する予定であり、本事業においては、それらを見据えた土木躯体の建設を検討し、ポンプの設置にあたっては、運転や維持管理性を考慮した配置を検討すること。		
		要求水準書	第4	4	(6)				2系沈砂・スクリーンかす設備		
290	57	第4	4	(6)	ア				設備構成・能力は任意とするが、所要設備・能力を検討すること。		
291	57	第4	4	(6)	イ				沈砂池及び揚砂設備の設置は任意とすること。		
		要求水準書	第4	4	(7)				2系水処理設備		
292	57	第4	4	(7)	ア				2系水処理棟の既存の躯体を利用し、流入下水を処理するために必要な設備を設置すること。ただし、本事業終了後、全体計画に移行する予定であるため、機器及び配管類の増設又は更新を考慮した設備の配置とすること。		
293	57	第4	4	(7)	ウ				所要処理能力及び計画放流水質を担保できるように処理方式を選定すること。		
294	57	第4	4	(7)	エ				2系水処理施設は全体が二重覆蓋であり、最初沈殿池及び反応タンクはコンクリートスラブによる覆蓋をしているため、両槽とも脱臭を行うこと。		
295	57	第4	4	(7)	オ				既存躯体の不等沈下が進行していることに留意し、設備の据付け高さ等、水処理に影響が出ないように考慮すること。		

※1: 要求事項を達成出来るものは"○"を、達成が出来ないものは"ー"を記入すること  
 ※2: 回答を確認できる様式として技術提案等(改善技術提案書を含む)の提出資料に記載があれば、該当する資料を記入すること  
 ※3: すべての項目について確認様式を必要とするものではないが、記載がない場合、技術対話等でその根拠を確認することがある

ポートアイランド処理場改築更新等事業 要求水準項目チェックシート

No.	頁	第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	(a) (b) など	確認事項	回答*1	確認できる様式*2,3
296	57	第4	4	(7)	カ				既存躯体の不等沈下の対策として各池への流入量を均等に調整できるようにゲート設備を配置すること。ただし、ゲートの開度で調整可能な躯体の開口高は50cmである。事業者による契約後の事前調査の結果、調整不能となる程度の沈下が確認でき、水処理に影響が出る可能性がある場合の対応は、本市との協議によること。		
297	57	第4	4	(7)	キ				生污泥及び余剰汚泥は、汚泥中の夾雑物を処理した上で汚泥圧送施設まで圧送すること。		
		要求水準書	第4	4	(8)				再生水設備		
298	57	第4	4	(8)	ア				再生水設備を更新すること。ただし、更新範囲については、原水ポンプや再生水送水ポンプ等の付属設備も含めること。		
299	57	第4	4	(8)	イ				再生水の供給能力は、日最大2,000m3/日、時間最大5,500m3/日とすること。		
300	58	第4	4	(8)	ウ				再生水については、2系水処理施設・2系ポンプ棟のトイレ用水としても使用すること。		
		要求水準書	第4	4	(9)				雨天時浸入水対策施設		
301	58	第4	4	(9)	ア				雨天時浸入水対策施設について、以下の要件を満たすこと。なお、対策に際しては、ア～ウの要件を組み合わせてもよい。雨天時の日最大浸入水量は6,000m3/日(時間最大浸入水量0.17m3/s)とすること。		
302	58	第4	4	(9)	ア	①			既存(1系)の汚水調整池及び水処理施設を活用する場合、雨天時浸入水貯留施設へ転用する際、槽内の不要な設備及び槽外で維持管理の支障となる設備は撤去すること。		
303	58	第4	4	(9)	ア	②			既存(1系)の汚水調整池及び水処理施設を活用する場合、雨天時浸入水貯留施設へ転用する場合は、洗浄装置及び脱臭設備を設置する。洗浄装置は砂ろ過水により壁面洗浄を行うこと。		
304	58	第4	4	(9)	ア	③			既存(1系)の汚水調整池及び水処理施設を活用する場合、雨天時浸入水対策施設への送水用として所要能力のポンプを設置すること。		
305	58	第4	4	(9)	ア	④			既存(1系)の汚水調整池及び水処理施設を活用する場合、貯留した汚水は、晴天時に2系水処理施設で処理し、全量砂ろ過処理を行うこと。放流水質については、晴天時の基準を満足すること。		
306	58	第4	4	(9)	イ	①			2系水処理施設において運転管理の工夫を行う場合、雨天時浸入水対策の目的を達成するため、運転管理の工夫と連動した付帯設備を設けてもよい。		
307	58	第4	4	(9)	イ	②			2系水処理施設において運転管理の工夫を行う場合、晴天時日最大汚水量13,300m3/日以上の水処理を行う場合は、全量砂ろ過処理を必須としないこと。ただし、せせらぎや場内用水、再生水等の必要な水量については、砂ろ過水を確実に確保すること。		
308	58	第4	4	(9)	ウ	①			処理能力を増強させるための施設整備を行う場合、雨天時浸入水対策施設として、2系水処理施設とは別に独立した施設整備(高速ろ過設備等)を行ってもよい。		
309	58	第4	4	(9)	ウ	②			処理能力を増強させるための施設整備を行う場合、晴天時日最大汚水量13,300m3/日以上の水処理を行う場合は、全量砂ろ過処理を必須としないこと。ただし、せせらぎや場内用水、再生水等の必要な水量については、砂ろ過水を確実に確保すること。		
		要求水準書	第4	4	(10)				砂ろ過施設		
310	58	第4	4	(10)					砂ろ過施設については、既存設備を流用するため改築は不要であるが、砂ろ過水を機械用水や雑用水として2系主ポンプ棟及び2系水処理施設へ送水するための設備は設けること。		
		要求水準書	第4	4	(11)				2系汚水調整池		
311	59	第4	4	(11)					2系汚水調整池は将来設置を予定し、本事業では既設1系汚水調整池を有効に活用すること。		
		要求水準書	第4	4	(12)				その他		
312	59	第4	4	(12)	ア				故障時や更新時の機能確保に留意した設備構成とすること。		
313	59	第4	4	(12)	イ				設備計画において、必要に応じ機器等の吊上げ用のホイスト、フック等を設置すること。		
314	59	第4	4	(12)	ウ				天井走行クレーンについて、設備の維持管理用として必要な場合は設置すること。		
315	59	第4	4	(12)	エ				2系水処理側に、業者向け供給水(砂ろ過水)の供給口を設置するため、配管やユニットを設置し、既設(1系)と同様3口の供給口を設けること。		
		要求水準書	第4	5					電気設備に関する要件		
		要求水準書	第4	5	(1)				構成		
316	60	第4	5	(1)	ア				電気設備の一部の故障・不具合等により、全ての機能が失われることのないよう設備設計を行うこと。		

※1: 要求事項を達成出来るものは“○”を、達成が出来ないものは“-”を記入すること  
 ※2: 回答を確認できる様式として技術提案等(改善技術提案書を含む)の提出資料に記載があれば、該当する資料を記入すること  
 ※3: すべての項目について確認様式を必要とするものではないが、記載がない場合、技術対話等でその根拠を確認することがある

ポートアイランド処理場改築更新等事業 要求水準項目チェックシート

No.	頁	第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	(a) (b) など	確認事項	回答*1	確認できる様式*2,3
317	60	第4	5	(1)	イ				1系から2系への水処理機能の切替時においても処理機能が失われることがないよう考慮し、設計、施工を行うこと。		
318	60	第4	5	(1)	ウ				本事業で使用しない設備において、維持管理の支障とならない範囲の既存設備については、休止措置を確実に施した上、原則として残置とすること。		
	要求水準書	第4	5	(2)					受配電設備		
319	60	第4	5	(2)	ア				受電形式は、6.6kV 1回線受電とすること。		
320	60	第4	5	(2)	イ				電気方式は、3相3線式 400Vまたは200V、単相3線式 200Vとすること。		
321	60	第4	5	(2)	ウ				400V動力変圧器は、信頼性等を考慮して2バンク構成とすること。		
322	60	第4	5	(2)	エ				処理場受電点での力率を95%以上に改善すること。		
323	60	第4	5	(2)	オ	(ア)			2系に受変電設備を更新し、1系側の受変電設備へ配電すること。		
324	60	第4	5	(2)	オ	(イ)			全体計画や設備更新を考慮したものとする。		
325	60	第4	5	(2)	カ				1系の受変電設備については更新すること。		
	要求水準書	第4	5	(3)					自家発電設備		
326	60	第4	5	(3)	ア				配線形式は、3相3線式 6.6kVとすること。		
327	60	第4	5	(3)	イ				原動機は、ディーゼル機関又はガスタービン機関とすること。		
328	61	第4	5	(3)	ウ	(ア)			揚水機能や水処理機能を最小限維持できる負荷容量を見込むこと。対象負荷については本市と協議によること。		
329	61	第4	5	(3)	ウ	(イ)			停電時の連続運転時間は12時間以上とすること。危険物の取扱については、所轄消防署等の関係官庁と協議の上、決定すること。		
330	61	第4	5	(3)	ウ	(ウ)			地震等の災害時においても、電源供給可能となるような設備とすること。		
331	61	第4	5	(3)	ウ	(エ)			敷地境界線において、騒音や振動レベルが規定値以下となるように対策を行うこと。		
332	61	第4	5	(3)	エ	(ア)			2系に自家発電設備を更新すること。		
333	61	第4	5	(3)	エ	(イ)			全体計画時に取替えを考慮したものとする。		
334	61	第4	5	(3)	オ	(ア)			燃料小出槽や燃料移送ポンプなどの必要な装置を設置すること。		
	要求水準書	第4	5	(4)					特殊電源設備		
335	61	第4	5	(4)					停電時においても監視・操作が必要となる重要な設備へ給電可能とすること。		
	要求水準書	第4	5	(5)					負荷設備		
336	61	第4	5	(5)	ア	(ア)			各電気室において、負荷の単独運転・自動運転を行うための制御回路はハード回路を動力制御盤内に構築すること。		
337	61	第4	5	(5)	ア	(イ)			自動・連動回路は、ソフトでの構成も可能であるが、故障等でダウンした際も最低限の運転を継続できる構成とすること。		
338	61	第4	5	(5)	ア	(ウ)			一部分の漏電等では全停電しない、一部分の故障では、処理機能が全面的にダウンすることがない等、耐性のあるシステムとすること。		
339	61	第4	5	(5)	ア	(エ)			動力制御盤では、ゲート設備、ポンプ設備等、設備ごとに制御回路を構成すること。		
340	61	第4	5	(5)	ア	(オ)			監視制御設備が故障等によりダウンした場合でも、各電気室で自動制御が継続する回路とすること。		
341	61	第4	5	(5)	ア	(カ)			現場操作盤を機側に設置し、単独操作可能なスイッチを設けること。		
342	61	第4	5	(5)	ア	(キ)	a		2系水処理供用開始後、1系調整池に係る電気設備は、機械設備に合わせて更新すること。1系水処理施設を雨天時貯留施設とする場合には電気設備も更新すること。		
343	61	第4	5	(5)	ア	(キ)	b		機械棟に設置している既存の汚水ポンプ設備に係る電気設備は、機械設備に合わせて更新すること。		
344	62	第4	5	(5)	ア	(ク)	a		砂ろ過棟に必要な電気設備について更新すること。		
345	62	第4	5	(5)	ア	(ク)	b		汚泥圧送設備に必要な電気設備について更新すること。		
	要求水準書	第4	5	(6)					計装設備		
346	62	第4	5	(6)	ア				法令上、設置が義務付けられているものや、下水処理の運転・維持管理に必要な場所に設置すること。		
347	62	第4	5	(6)	イ				二重化する水位計は、異機種を組み合わせてとすること。		
	要求水準書	第4	5	(7)					監視制御設備		
348	62	第4	5	(7)	ア	(ア)			処理場内の運転操作に必要な情報は監視室で監視できること。		

※1: 要求事項を達成出来るものは"○"を、達成が出来ないものは"ー"を記入すること  
 ※2: 回答を確認できる様式として技術提案等(改善技術提案書を含む)の提出資料に記載があれば、該当する資料を記入すること  
 ※3: すべての項目について確認様式を必要とするものではないが、記載がない場合、技術対話等でその根拠を確認することがある

## ポートアイランド処理場改築更新等事業 要求水準項目チェックシート

No.	頁	第1 第2 など	1 2 など	(1) (2) など	ア イ など	(ア) (イ) など	a b など	(a) (b) など	確認事項	回答*1	確認できる様式*2,3
349	62	第4	5	(7)	ア	(イ)			主要設備(機能を損なうと処理工程に悪影響を及ぼす設備、例えば、揚水・送風・汚泥引抜・砂ろ過・送水設備等)は、中央監視設備で自動-手動のモード切替や運転・停止操作ができること。		
350	62	第4	5	(7)	ア	(ウ)			中央監視設備は二重化を図るなど、冗長性のあるシステムとすること。		
351	62	第4	5	(7)	ア	(エ)			維持管理に資する、電流値・電力値・電力量値等各情報を取り込むものとする。		
352	62	第4	5	(7)	イ	(ア)			各電気室の監視制御設備(伝送装置・中継電器盤等で構成するもの)と負荷設備との接続は、直送方式とすること。		
353	62	第4	5	(7)	イ	(イ)			本市職員がモニタリングを目的として外部からweb方式等で監視可能な構成とし、必要な端末を設置すること。		
354	62	第4	5	(7)	イ	(ウ)			汚泥圧送にかかる東灘処理場との伝送装置について更新すること。		
355	62	第4	5	(7)	ウ	(ア)			2系に監視制御設備を更新すること。		
356	62	第4	5	(7)	ウ	(イ)			全体計画や設備更新を考慮したものとする。		
357	62	第4	5	(7)	ウ	(ウ)			監視制御設備更新時において、データが欠測しないよう対策を行うこと。		
358	62	第4	5	(7)	エ	(ア)			水防情報端末(別途工事)用にNTT専用回線、雨量パルス信号、電源を用意すること。		

※1: 要求事項を達成出来るものは"○"を、達成が出来ないものは"ー"を記入すること

※2: 回答を確認できる様式として技術提案等(改善技術提案書を含む)の提出資料に記載があれば、該当する資料を記入すること

※3: すべての項目について確認様式を必要とするものではないが、記載がない場合、技術対話等でその根拠を確認することがある

(様式第 3-4 号)

## 技術提案書の技術対話に関する連絡先報告書

令和 年 月 日

神戸市長様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 (印)

本事業において、技術提案書に関する技術対話の日時及び場所の連絡については、以下の E メールアドレス及び電話番号を連絡先とします。

連絡先 会社・部署名：

E メール：

(担当者)

氏 名：

電 話：

事業全体の実施方針に関する提案書

本事業は、事業目的に示すとおり、ポートアイランド処理場の改築更新と長期の維持管理を一括発注（DBO 方式）することで、事業者の創意工夫・高度なノウハウを活用し、水処理機能・施設の最適化、ICT 等を活用した DX の取り組みによる維持管理の効率化等を図るものである。

本事業を実施するにあたり、下記の項目について具体的な提案を記述すること。

- ① 事業の目的・特性を踏まえた、事業全体に関する実施方針
  
- ② 事業を効率的、安定的に実施するための体制や市との連携方法の工夫等

注) 各提案項目との整合を図ること。

A3×3 枚以内にまとめること。



設計・施工業務（安定的な汚水処理）に関する提案書

安定的な汚水処理を実現するにあたり、下記の項目について具体的な提案を記述すること。【 】書きの項目については、必ず記述すること。

- ① 既存の水処理施設（土木躯体）の状況を踏まえた晴天時における水処理システム  
【ポンプ棟及び2系水処理施設における設備仕様】
- ② 雨天時浸入水に対する安定性・実現性のある対策施設

注) A3×3 枚以内にまとめること。

設計・施工業務（施設計画）に関する提案書

施設計画の作成にあたり、下記の項目について具体的な提案を記述すること。【】書きの項目については、必ず記述すること。

- ① 地盤特性（沈下、土質、埋設物等）を踏まえた流入管の施設計画  
【既設幹線の最下流マンホール（港島 1 号汚水幹線と港島南 1 号汚水幹線が合流するマンホール）との接続部における施工方法、切り替えステップ】
- ② 地盤特性（沈下、土質、埋設物等）を踏まえたポンプ棟本体（基礎工・仮設工を含む）の施設計画
- ③ 更新する設備について、設置環境を踏まえた硫化水素対策や腐食対策、摩耗対策等、設備の信頼性を向上させる対策
- ④ 緊急時の各種機能の確保、災害リスクの軽減に対する工夫

注) A3×3 枚以内にまとめること。

設計・施工業務（施工計画）に関する提案書

施工計画の作成にあたり、下記の項目について具体的な提案を記述すること。【 】書きの項目については、必ず記述すること。

- ① 事業特性を踏まえた設計・施工における全体工程
- ② 稼働中の既存施設に対する、更新の影響を考慮した施工計画  
【水処理機能の切り替えステップと、それに伴う受変電設備や中央監視設備の施工計画】
- ③ 土木・建築施設のひび割れ抑制や腐食防止対策
- ④ 施工時の事故防止等に対する安全管理

注) A3×3 枚以内にまとめること。

設計・施工業務（維持管理性）に関する提案書

維持管理性の観点から下記の項目について具体的な提案をすること。【 】書きの項目については、必ず記述すること。

- ① 将来的な機器の搬出入や補修、日常的な維持管理性(維持管理動線等)を考慮したレイアウト
- ② 運転操作や管理が容易な設備機器及びシステムによる維持管理性の向上
- ③ ICT 等を活用した DX の取り組みによる維持管理の効率化  
【DX の導入に要する設備投資額と、それにより得られる維持管理の削減額】
- ④ メンテナンス時の施設能力への影響を抑える工夫

注) A3×3 枚以内にまとめること。

維持管理業務（運転管理）に関する提案書

運転管理を行ううえで、下記の項目について具体的な提案をすること。【 】書きの項目については、必ず記述すること。

- ① 効率的な人員配置、監視体制  
【平日、休日、夜間それぞれの体制】
- ② 晴天時の流入水量・負荷変動を考慮した運転管理計画  
【放流水質の管理基準】

注) A3×2 枚以内にまとめること。

(様式第 4-1-7 号)

維持管理業務（リスク管理）に関する提案書

リスク管理を行ううえで、下記の項目について具体的な提案をすること。

- ① 不測の事態や天災時における対応方針、実施内容、人的・技術的なバックアップ体制等
  
- ② 雨天時や異常水質流入時の対応

注) A3×2 枚以内にまとめること。

(様式第 4-1-8 号)

維持管理業務（運営管理）に関する提案書

運営管理を行ううえで、下記の項目について具体的な提案をすること。

- ① 維持管理水準を満足するためのセルフモニタリングの工夫
- ② 運転・保守管理等にかかる教育や研修による技術力向上の取り組み

注) A3×2 枚以内にまとめること。

維持管理業務（保全管理）に関する提案書

保全管理を行ううえで、下記の項目について具体的な提案をすること。なお、本提案に併せて、別紙「定期修繕・点検整備計画」に事業期間における修繕計画、点検整備計画を提案すること。

- ① 本市のストックマネジメント計画（目標耐用年数等）を踏まえた、効率的かつ経済的な修繕計画
- ② 長寿命化に配慮した保守点検等

注) A3×2 枚以内にまとめること（別紙は指定枚数に含まない）。



(様式第4-1-9号)の別紙 定期修繕・点検整備計画

(1) 定期修繕計画 (ポर्टアイランド処理場)

金額：円 (税抜)

項目	単位	令和11年度 1年目	令和12年度 2年目	令和13年度 3年目	令和14年度 4年目	令和15年度 5年目	令和16年度 6年目	令和17年度 7年目	令和18年度 8年目	令和19年度 9年目	令和20年度 10年目	令和21年度 11年目	令和22年度 12年目	令和23年度 13年目	令和24年度 14年目	令和25年度 15年目	令和26年度 16年目	令和27年度 17年目	令和28年度 18年目	令和29年度 19年目	令和30年度 20年目	合計
例：汚水ポンプ電動機修繕	円/年	0	0	0	0	500,000	0	0	0	0	0	0	0	1,500,000	0	0	0	0	0	1,000,000	0	3,000,000
機械設備																						
	円/年																					0
	円/年																					0
	円/年																					0
その他一式	円/年																					0
電気設備																						
	円/年																					0
	円/年																					0
	円/年																					0
その他一式	円/年																					0
建築設備																						
	円/年																					0
	円/年																					0
	円/年																					0
その他一式	円/年																					0
<b>定期修繕費 計</b>	円/年																					0

※機械設備、電気設備、建築設備の分類で記載すること。

※1回あたりの費用が概ね100万円以上の修繕について記載例を参考に、内容と年度毎の費用を記載すること。

※1回あたりの費用が概ね100万円未満の修繕については、「その他一式」として年度毎の総額を記載すること。

※行は、提案により適宜追加すること。

(2) 点検整備計画 (ポर्टアイランド処理場)

金額：円 (税抜)

項目	単位	令和11年度 1年目	令和12年度 2年目	令和13年度 3年目	令和14年度 4年目	令和15年度 5年目	令和16年度 6年目	令和17年度 7年目	令和18年度 8年目	令和19年度 9年目	令和20年度 10年目	令和21年度 11年目	令和22年度 12年目	令和23年度 13年目	令和24年度 14年目	令和25年度 15年目	令和26年度 16年目	令和27年度 17年目	令和28年度 18年目	令和29年度 19年目	令和30年度 20年目	合計
例：受変電設備法定点検	円/年	1,500,000	2,000,000	1,500,000	2,000,000	1,500,000	2,000,000	1,500,000	2,000,000	1,500,000	2,000,000	1,500,000	2,000,000	1,500,000	2,000,000	1,500,000	2,000,000	1,500,000	2,000,000	1,500,000	2,000,000	35,000,000
例：オゾン設備年次点検	円/年	1,000,000	1,000,000	2,500,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	2,500,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	2,500,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	30,500,000
機械設備																						
	円/年																					0
	円/年																					0
その他一式	円/年																					0
電気設備																						
	円/年																					0
	円/年																					0
その他一式	円/年																					0
建築設備																						
	円/年																					0
	円/年																					0
その他一式	円/年																					0
<b>点検整備費 計</b>	円/年																					0

※機械設備、電気設備、建築設備の分類で記載すること。

※法定点検及び1回あたりの費用が概ね100万円以上の点検整備業務について記載例を参考に、その内容とその年度毎の費用を記載し

※1回あたりの費用が概ね100万円未満の点検整備業務については、「その他一式」として年度毎の総額を記載すること。

※行は、提案により適宜追加すること。

環境対策業務 (CO<sub>2</sub> 排出量削減) に関する提案書

省エネや創エネ等による買電電力量削減への取り組みについて具体的な提案を記述すること。

本処理場の維持管理に係る買電電力量について、別紙 1 「CO<sub>2</sub> 排出量削減に関する定量評価計算書」に内訳を記載すること。また、別紙 2 「提案した買電電力量の月別内訳書」に月別の買電電力量を記載すること。買電電力量の算出根拠については、本提案書に記述すること。

注) 本市が排出者となる CO<sub>2</sub> の削減が提案の対象である。

注) 重油、都市ガス等を燃料とした発電等は対象としない。

注) A3×2 枚以内にまとめること (別紙は指定枚数に含まない)。

CO<sub>2</sub>排出量削減に関する定量評価計算書

年度	想定 処理水量	想定 再生水量	本市想定 買電電力量	提案 買電電力量	使用電力量		創エネ電力量	
					再生水設備以外	再生水設備		
					②	③		④
m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>	kWh	②+③-④ kWh	kWh	kWh	kWh	
R11	2029	3,650,000	365,000	3,000,000				
R12	2030	3,650,000	365,000	3,000,000				
R13	2031	3,660,000	366,000	3,008,000				
R14	2032	3,650,000	365,000	3,000,000				
R15	2033	3,650,000	365,000	3,000,000				
R16	2034	3,650,000	365,000	3,000,000				
R17	2035	3,660,000	366,000	3,008,000				
R18	2036	3,650,000	365,000	3,000,000				
R19	2037	3,650,000	365,000	3,000,000				
R20	2038	3,650,000	365,000	3,000,000				
R21	2039	3,660,000	366,000	3,008,000				
R22	2040	3,650,000	365,000	3,000,000				
R23	2041	3,650,000	365,000	3,000,000				
R24	2042	3,650,000	365,000	3,000,000				
R25	2043	3,660,000	366,000	3,008,000				
R26	2044	3,650,000	365,000	3,000,000				
R27	2045	3,650,000	365,000	3,000,000				
R28	2046	3,650,000	365,000	3,000,000				
R29	2047	3,660,000	366,000	3,008,000				
R30	2048	3,650,000	365,000	3,000,000				
合計			60,040,000	0	0	0	0	
			(A)	(B)				

買電電力量削減量（定量評価に使用する値）

(A) - (B) = 60,040,000

- ※1 想定年間処理水量及び想定再生水量に基づく、買電電力量を定量評価計算書の網掛け部分に入力すること。
- ※2 ②欄には本処理場の再生水設備以外での使用電力量、③欄には本処理場の再生水設備での使用電力量、④欄には発電等により事業者が外部から購入する電力を削減（以下、「創エネ」という）できる場合は、その電力量（絶対値）を記載すること。創エネがない場合は0を記載すること。  
（使用電力量 - 創エネ電力量） = 買電電力量 とする。
- ※3 本項目は、買電電力量削減によるCO<sub>2</sub>排出量削減を評価するものであり、重油、都市ガス等を燃料とした発電等による創エネは対象外とする。
- ※4 提案された買電電力量削減が履行できない場合、別途、当該事業の維持管理業務委託契約付加条項第18条に定める要求水準等の未達の場合の処置に則る。
- ※5 維持管理対象施設のうち、本処理場以外の施設（再生水中継ポンプ場等）で使用する電力量は評価対象外とする。
- ※6 各年度で提案した買電電力量の月別内訳書を別紙2「提案した買電電力量の月別内訳書」に記載すること。





	R27				R28			
	買電電力量	使用電力量		創エネ電力量	買電電力量	使用電力量		創エネ電力量
		再生水設備以外	再生水設備			再生水設備以外	再生水設備	
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
年度計	0	0	0	0	0	0	0	0
	R29				R30			
	買電電力量	使用電力量		創エネ電力量	買電電力量	使用電力量		創エネ電力量
		再生水設備以外	再生水設備			再生水設備以外	再生水設備	
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
年度計	0	0	0	0	0	0	0	0
R11~R30計								

※網掛け部分に入力すること。

※年度計の数値は、様式第4-1-10号別紙1「CO2排出量削減に関する定量評価計算書」の各年度の値と一致すること

(様式第 4-1-11 号)

環境対策業務（周辺環境への配慮）に関する提案書

本事業における周辺環境への配慮として、周辺環境に騒音、振動、粉塵、濁水対策、臭気等の影響を及ぼさないための取り組みについて具体的な提案を記述すること。

- ① 建設時における取り組み
  
- ② 維持管理時における取り組み

注) A3×3 枚以内にまとめること。

企業の社会性（地元経済への貢献）に関する提案書

地元経済への貢献（材料調達、地元企業の参画等）に関する以下の事項について記述すること。

①材料調達等に係る調達項目、予定する調達先及び目標調達率\*<sup>1</sup>

\* 1：目標調達率は下式で算出する。また、目標調達金額は、神戸市内の業者より材料調達等を行う金額の目標値で、見積価格は様式第 5-1 号で示す工事費とする。なお、金額はいずれも税抜きとする。

$$\text{目標調達率 (\%)} = \text{目標調達金額} / \text{見積価格} \times 100$$

(参考)

工事区分	材料名	数量	業者名	所在地	概算調達額
土木	〇〇	〇〇m	株△△	神戸市〇〇区	〇〇千円
〇〇	〇〇	〇〇組	株△△	神戸市〇〇区	〇〇千円
合計					〇〇千円

②予定している協力企業及び下請企業名、予定している発注内容及び目標下請率\*<sup>2</sup>

\* 2：目標下請率は下式で算出する。また、目標発注額は、神戸市内の協力企業及び下請企業に発注する金額の目標値で、見積価格は様式第 5-1 号で示す工事費とする。なお、金額はいずれも税抜きとする。

$$\text{目標下請率 (\%)} = \text{目標発注額} / \text{見積価格} \times 100$$

(参考)

工事区分	工種	種別	業者名	所在地	発注予定額
土木工事	〇〇	〇〇	株△△	神戸市〇〇区	〇〇千円
〇〇工事	〇〇	〇〇	株△△	神戸市〇〇区	〇〇千円
合計					〇〇千円

③目標調達率と目標下請率の合計値

注) 頁数規定なし。



企業の社会性（建設、維持管理実績）に関する提案書

過去 10 か年において、処理能力 1 万 m<sup>3</sup>/日以上 of 下水処理場の土木・建築工事、機械設備工事及び電気設備工事（新設、更新）の実績、高度処理を導入している処理場の維持管理業務を 3 年以上実施した実績について記述すること。なお、対象とする下水処理場は、下水道法施行令で規定されている構造基準を満足する施設とし、記述する業務は、各工事、維持管理業務につき各々 3 件以内とする。なお、下表に記載した実績について、別紙「施工実績調書」に実績の概要を記載し、実績を有することを証する書類を添付すること。

【土木・建築工事实績表】

受注年度	工事名	処理能力	工種	実績所有企業名
平成○年度	〇〇市〇〇処理場建設工事	30,000 (m <sup>3</sup> /日)	土木・建築	(株)〇〇建設

【機械設備工事实績表】

受注年度	工事名	処理能力	工種	実績所有企業名
平成○年度	〇〇市〇〇処理場水処理機械設備その 3 工事	10,000 (m <sup>3</sup> /日)	機械	(株)△△△△

【電気設備工事实績表】

受注年度	工事名	処理能力	工種	実績所有企業名
平成○年度	〇〇市〇〇処理場水処理電気設備その 3 工事	10,000 (m <sup>3</sup> /日)	電気	(株)△△△△

【維持管理業務実績表】

受注年度	業務名	処理能力	維持管理期間	実績所有企業名
平成○年度	〇〇市〇〇処理場維持管理業務委託	50,000 (m <sup>3</sup> /日)	3 年	(株)□□□□

注) 頁数規定なし (本様式、別紙及び添付資料とも)。

## 施工実績調書

下水道法施行令で規定されている構造基準を満足する処理場を施工した実績の概要について記載すること。なお、その施工実績が共同企業体の構成員である場合は、構成員の中で最大の出資比率を有するものとする。

実績を有する企業の商号 又は名称		
施設名称		
施設所在地		
発注機関名		
工事名		
建設期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
受注形態	単 独	
	共 同 企業体	名称：
出資比率：		
契約内容	(様式第 4-1-13 号において示した実績が確認できる必要最小限の 具体的項目を記載すること)	

### 備考

1. 上記の実績を有していることを証する書類（契約書写し等）を添付すること。
2. 代表的な施工実績を 1 件のみ記載すること。実績が複数ある場合は、本様式を所有する実績の数だけ複製して記載すること。
3. 建設期間欄は施設全体の建設期間を記載すること。
4. 受注形態について、単独又は共同企業体の別を示すこと。また、後者の場合は、出資比率を記載（最大の出資比率であることがわかるよう全構成員分の出資比率を記載）すること。

(様式第 4-1-14 号)

その他（その他、特筆すべき工夫）に関する提案書

他の項目に属さない内容で、特筆すべき工夫等があれば記述すること。

注) A3×2 枚以内にまとめること。

## 設計図書

下記の検討書・図面を作成し、添付すること。検討書の書式、枚数等は任意とするが、各様式での記載内容と下記検討書・図面の内容とに齟齬がないようにすること。なお、各検討結果と見積書の前提条件は整合を図ること。また、前号までの各様式の中で、下記検討書・図面を参考資料として添付する場合は、その添付した資料が、下記検討書・図面をとりまとめた資料のどこに該当する部分かを明確にわかるようにすること。

### 【共通】

基本計画書（技術提案に至った根拠資料、例えば、水処理に係る容量計算等を指す）

### 【土木（ポンプ場施設）】

- (C1) 一般平面図
- (C2) 水位関係図
- (C3) 構造図（平面図、断面図、縦断面図）
- (C4) 仮設計画図

### 【土木（管路施設）】

- (C11) 平面図
- (C12) 縦断面図
- (C13) 横断面図
- (C14) 概略構造図（マンホール）
- (C15) 仮設計画図

### 【建築・建築設備】

- (A1) 建物イメージパース
- (A2) 配置図
- (A3) 平面図
- (A4) 立面図
- (A5) 断面図
- (A6) 内部仕上げ表
- (A7) 構造概要書
- (A8) 主要機器配置図
- (A9) 各設備系統図

### 【機械設備】

- (M1) 主要機器構成計画（機械設備フローシート含む）
- (M2) 主要機器重量表

(M3) 機器配置平断面図 (仮設含む)

(M4) 配管系統図

**【電気設備】**

(E1) 単線結線図

(E2) 主要機器配置図

(E3) 幹線計画図



### 設計費内訳書

令和 年 月 日

神戸市長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

事業名：ポートアイランド処理場改築更新等事業

設計費 \_\_\_\_\_ 円 (税抜き)

設計・測量等価格提案内訳書							
	種別	規格	単位	数量	単価	金額	備考
設 計	直接人件費						
	直接経費						
	間接原価						
	業務原価計						
	一般管理費等						
	設計業務価格						(A)
測 量	直接測量費						
	諸経費						
	測量作業費計						
	測量調査費						
	測量業務価格						(B)
地 質 調 査	直接調査費						
	間接調査費						
	業務管理費						
	一般管理費等						
	一般調査業務費計						
	解析等調査業務費						
	調査業務価格						(C)
計							(A)+(B)+(C)
消費税相当額							
合計金額							

### 工事費内訳書

令和 年 月 日

神戸市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者名

印

事業名：ポートアイランド処理場改築更新等事業

工事費 \_\_\_\_\_ 円 (税抜き)

建設工事等価格提案内訳書						
費目	工種	数量	単位	単価	金額	備考
土木工事		1	式			
建築工事		1	式			
機械設備工事		1	式			
電気設備工事		1	式			
計						
消費税相当額						
合計						



維持管理費内訳書

令和 年 月 日

神戸市長 様

住 所

商号又は名称

代表者名

印

事業名：ポートアイランド処理場改築更新等事業

維持管理費 \_\_\_\_\_ 円 (税抜き)

維持管理価格提案内訳書						
費目	工種	数量	単位	単価	金額	備考
人件費		1	式			
修繕費		1	式			
点検整備費		1	式			
その他業務費		1	式			
ユーティリティ費		1	式			
計						
消費税相当額						
合計						

費目	工種	細別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
(注)内訳書に記載の工種等は一般的な項目である。記載の構成を参考に提案内容に応じ、必要な工種等を計上すること。									
			土木工事価格内訳書						
1			2系ポンプ棟						
	1		本体作業土工		1	式			
	2		本体仮設工		1	式			
	3		本体築造工		1	式			
	4		場内管路工		1	式			導水渠(2系ポンプ棟～2系水処理棟)
2			第2期流入管						
	1		管きょ工(〇〇mm、開削工法)		1	式			
	2		管きょ工(〇〇mm、推進工法)		1	式			
	3		立坑工		1	式			
	4		マンホール工		1	式			
	5		付帯工		1	式			
3			場内整備						

費目	工種	細別	名 称	品質・寸法	数量	単位	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
1			場内道路工		1	式			
2			場内管路工		1	式			雨水排水施設
3			場内管路工		1	式			污水排水施設
4			場内管路工		1	式			給水施設
5			場内植栽工		1	式			
6			場内付帯工		1	式			
4			直接工事費計						
5			共通仮設						
1			共通仮設費		1	式			
2			共通仮設費(率計上)		1	式			
6			共通仮設費計						
7			純工事費						
1			現場管理費		1	式			
8			計(工事原価)						



費目	工種	細別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
(注)明細書に記載の工種等は一般的な項目である。記載の構成を参考に提案内容に応じ、必要な工種等を計上すること。									
			土木工事価格明細書						
1			2系ポンプ棟						
	1		本体作業土工						
		1	掘削工						
		1	掘削(土砂)						
		2	埋戻工						
		1	埋戻(流用土)						
		3	残土処理工						
		1	残土処理						
			小計						
	2		本体仮設工						
		1	地中連続壁工						



費目	工種	種別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
			小計						
			合計(2系ポンプ棟)						
2			第2期流入管						
1			管きょ工(〇〇mm、開削工法)						
	1		管路土工						
	2		管布設工						
	3		管基礎工						
	4		管路土留工						
			小計						
2			管きょ工(〇〇mm、推進工法)						
	1		〇〇推進工						
	2		仮設備工						





費目	工種	種別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
			小計						
			合計(2系ポンプ棟流入管)						
3			場内整備						別紙2-9参考
1			場内道路工						
2			場内管路工						雨水排水施設
3			場内管路工						汚水排水施設
4			場内管路工						給水施設
5			場内植栽工						
6			場内付帯工						
			合計(場内整備)						
4			直接工事費計						
5			共通仮設						

費目	工種	種別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
1			共通仮設費						
	1		運搬費		1	式			
	2		準備費		1	式			
	3		事業損失防止施設費		1	式			
	4		安全費		1	式			
	5		役務費		1	式			
	6		技術管理費		1	式			
	7		営繕費		1	式			
	8		現場環境改善費		1	式			
			小計						
2			共通仮設費(率計上)						
	1		共通仮設費(率計上)		1	式			
			小計						

費目	工種	細別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
(注)内訳書に記載の工種等は一般的な項目である。記載の構成を参考に提案内容に応じ、必要な工種等を計上すること。									
			建築工事価格内訳書						
1			建築本工事費計						
	1		処理場施設工						
		1	2系ポンプ棟		1	式			
		2	地下タンク貯蔵所		1	式			
		3	車庫(撤去)		1	式			
		4	直接工事費計						
		5	共通仮設費		1	式			
			小計(純工事費)						
		6	現場管理費		1	式			
			計(工事原価)						
	2		一般管理費等						
		1	一般管理費等		1	式			

費目	工種	種別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
			建築本工事費計						A
2			建築機械設備工事						
	1		処理場施設工						
		1	2系ポンプ棟		1	式			
		2	2系水処理棟		1	式			
		3	直接工事費計						
		4	共通仮設費		1	式			
			小計(純工事費)						
		5	現場管理費		1	式			
			計(工事原価)						
2			一般管理費等						
		1	一般管理費等		1	式			
			建築機械設備本工事費計						AM





費 目	工 種	細 別	名 称	品質・寸法	数量	単位	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
(注) 明細書に記載の工種等は一般的な項目である。記載の構成を参考に提案内容に応じ、必要な工種等を計上すること。									
建築工事価格明細書									
	1		2系ポンプ棟	(建築)					合計 (2系ポンプ棟)
	2		地下タンク貯蔵所	(建築)					合計 (地下タンク貯蔵所)
	3		車庫(撤去)	(建築)					合計 (車庫)
建築機械設備工事価格明細書									
	1		2系ポンプ棟	(建築機械設備)					合計 (2系ポンプ棟)
	2		2系水処理棟	(建築機械設備)					合計 (2系水処理棟)
建築電気設備工事価格明細書									
	1		2系ポンプ棟	(建築電気設備)					合計 (2系ポンプ棟)
	2		車庫(撤去)	(建築電気設備)					合計 (車庫)

費目	工種	細別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要	
(注)内訳書に記載の工種等は一般的な項目である。記載の構成を参考に提案内容に応じ、必要な工種等を計上すること。										
			機械設備工事価格内訳書							
1			機械設備工事							
	1		機器費						合計 (機器費)	
		1	機器費						機器費明細書	
			2系ポンプ棟設備							
			2系最初沈殿池設備							
			2系反応タンク設備							
			2系最終沈殿池設備							
			2系塩素混和池設備							
			2系送風機設備							
			2系水処理脱臭設備							
			用水供給設備							
			再生水設備							



費目	工種別	細別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
			1系ポンプ棟設備						
			1系汚水調整池設備						
			1系脱臭設備						
			雨天時浸入水対策施設						
2			直接工事費						合計 (直接工事費)
	1		輸送費						
			2系ポンプ棟設備						
			2系最初沈殿池設備						
			2系反応タンク設備						
			2系最終沈殿池設備						
			2系塩素混和池設備						
			2系送風機設備						
			2系水処理脱臭設備						

費 目	工 種	種 別	細 別	名 称	品質・寸法	数量	単位	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
				用水供給設備						
				再生水設備						
				1系ポンプ棟設備						
				1系汚水調整池設備						
				1系脱臭設備						
				雨天時浸入水対策施設						
		2		材料費						
				2系ポンプ棟設備						
				2系最初沈殿池設備						
				2系反応タンク設備						
				2系最終沈殿池設備						
				2系塩素混和池設備						
				2系送風機設備						
				2系水処理脱臭設備						

費 目	工 種	種 別	細 別	名 称	品質・寸法	数量	単位	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
				用水供給設備						
				再生水設備						
				1系ポンプ棟設備						
				1系汚水調整池設備						
				1系脱臭設備						
				雨天時浸入水対策施設						
		3		労務費						
				2系ポンプ棟設備						
				2系最初沈殿池設備						
				2系反応タンク設備						
				2系最終沈殿池設備						
				2系塩素混和池設備						
				2系送風機設備						
				2系水処理脱臭設備						

費目	工種	種別	細別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
				用水供給設備						
				再生水設備						
				1系ポンプ棟設備						
				1系汚水調整池設備						
				1系脱臭設備						
				雨天時浸入水対策施設						
	4			複合工費						
				2系ポンプ棟設備						
				2系最初沈殿池設備						
				2系反応タンク設備						
				2系最終沈殿池設備						
				2系塩素混和池設備						
				2系送風機設備						
				2系水処理脱臭設備						

費目	工種	種別	細別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
				用水供給設備						
				再生水設備						
				1系ポンプ棟設備						
				1系汚水調整池設備						
				1系脱臭設備						
				雨天時浸入水対策施設						
	5			直接経費						
				特許使用料						
				水道光熱電力料						
				特別経費						
				機械経費						
				総合試運転費						
	6			仮設費						
				仮設費(別途積み上げ)						





費目	工種	細別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要	
(注)明細書に記載の機器等は一般的な項目である。記載の構成を参考に提案内容に応じ、必要な機器等に記載すること。 なお、細別への金額の記載は不要とする。										
			機器費明細書							
1			機器費						合計 (機器費)	
1			機器費						計 [機器費]	
			2系ポンプ棟設備							
				機器記載の例					細別は金額の記載不要	
1			スクリーン流入ゲート	鋳鉄製外ネジ式電動角形ゲート W500mm×H1000mm×1.5kW	2	門				
2			揚砂ポンプ	水中サンドポンプ Φ80mm×0.5m <sup>3</sup> /分×26m×11kW	1	台				
3			機械スクリーン	ダブルチェーン式前面掻揚形 幅1200mm×高6300mm×目幅25mm	2	台				
4			流水トラフ	U字形流水トラフ W600mm×(株)Φ250mm×長さ12000mm	1	台				
5			○○○設備							
			2系最初沈殿池設備							
1			○○○設備							



費目	工種	種別	細別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
				2系反応タンク設備						
			1	○○○設備						
				2系最終沈殿池設備						
			1	○○○設備						
				2系塩素混和池設備						
			1	○○○設備						
				2系送風機設備						
			1	○○○設備						
				2系水処理脱臭設備						
			1	○○○設備						

費目	工種	種別	細別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
				用水供給設備						
			1	〇〇〇設備						
				再生水設備						
			1	〇〇〇設備						
				1系ポンプ棟設備						
			1	〇〇〇設備						
				1系汚水調整池設備						
			1	〇〇〇設備						
				1系脱臭設備						



費目	工種	細別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
(注)内訳書に記載の工種等は一般的な項目である。記載の構成を参考に提案内容に応じ、必要な工種等を計上すること。									
			電気設備工事価格内訳書						
1			電気設備工事						
	1		機器費						合計 (機器費)
		1	機器費						機器費明細書
			2系受変電設備						
			2系自家発電設備						
			1系受変電設備						
			2系沈砂池・汚水ポンプ設備						
			2系最初沈殿池設備						
			2系反応槽・最終沈殿池設備						
			2系塩混用水設備						
			2系送風機設備						
			再生水設備						

費 目	工 種	細 別	名 称	品 質・寸 法	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
			1系送水ポンプ設備						
			1系調整池設備						
			雨天時浸入水対策設備						
			砂ろ過設備						
			汚泥圧送設備						
			監視制御設備						
2			直接工事費						合計（直接工事費）
	1		輸送費						
			2系受変電設備						
			2系自家発電設備						
			1系受変電設備						
			2系沈砂池・汚水ポンプ設備						
			2系最初沈殿池設備						

費 目	工 種	種 別	名 称	品 質・寸 法	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
			2系反応槽・最終沈殿池設備						
			2系塩混用水設備						
			2系送風機設備						
			再生水設備						
			1系送水ポンプ設備						
			1系調整池設備						
			雨天時浸入水対策設備						
			砂ろ過設備						
			汚泥圧送設備						
			監視制御設備						
	2		材料費						
			2系受変電設備						
			2系自家発電設備						



費 目	工 種	種 別	細 別	名 称	品 質・寸 法	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
			3	労務費						
				2系受変電設備						
				2系自家発電設備						
				1系受変電設備						
				2系沈砂池・汚水ポンプ設備						
				2系最初沈殿池設備						
				2系反応槽・最終沈殿池設備						
				2系塩混用水設備						
				2系送風機設備						
				再生水設備						
				1系送水ポンプ設備						
				1系調整池設備						
				雨天時浸入水対策設備						
				砂ろ過設備						



費目	工種	細別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
			汚泥圧送設備						
			監視制御設備						
	4		複合工費						
			2系受変電設備						
			2系自家発電設備						
			1系受変電設備						
			2系沈砂池・汚水ポンプ設備						
			2系最初沈殿池設備						
			2系反応槽・最終沈殿池設備						
			2系塩混用水設備						
			2系送風機設備						
			再生水設備						
			1系送水ポンプ設備						

費目	工種	種別	細別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
				1系調整池設備						
				雨天時浸入水対策設備						
				砂ろ過設備						
				汚泥圧送設備						
				監視制御設備						
	5			直接経費						
				特許使用料						
				水道光熱電力料						
				特別経費						
				機械経費						
	6			仮設費						
				仮設費(別途積み上げ)						

費目	工種	種別	細別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
				仮設費(率)						
	3			間接工事費						合計 (間接工事費)
		1		共通仮設費						
				準備費1(積み上げ)	残土・鉄筋無筋コンクリートがら					
				準備費2(積み上げ)	発生物件費					
				共通仮設費(率)						
		2		現場管理費						
		3		据付間接費						
				据付工事原価						
	4			設計技術費						合計 (設計技術費)
		1		設計技術費		1	式			
				工事原価						





費 目	工 種	種 別	細 別	名 称	品 質・寸 法	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
				1系受変電設備						
			1	〇〇〇盤						
				2系沈砂池・汚水ポンプ設備						
			1	〇〇〇盤						
				2系最初沈殿池設備						
			1	〇〇〇盤						
				2系反応槽・最終沈殿池設備						
			1	〇〇〇盤						
				2系塩混用水設備						
			1	〇〇〇盤						

費目	工種	種別	細別	名称	品質・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
				2系送風機設備						
			1	○○○盤						
				再生水設備						
			1	○○○盤						
				1系送水ポンプ設備						
			1	○○○盤						
				1系調整池設備						
			1	○○○盤						
				雨天時浸入水対策設備						





費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額(円)	摘要
(注) 内訳書に記載する種別等は、提案内容に応じて計上し、明細書と整合を図ること。								
業務価格								
	(ポートアイランド処理場)							
	(固定費)							
	人件費	業務原価		1	式			
		諸経費		1	式			
		小計						
	修繕費	定期修繕		1	式			
		突発的な修繕		1	式			
		小計						
	点検整備費	点検整備		1	式			
		小計						
	その他業務費	清掃業務費		1	式			
		植栽管理費		1	式			

費目	工種	種別	細別	数量	単位	単価	金額(円)	摘要
		脱臭剤取替費		1	式			
		分析業務費		1	式			
		沈下調査費		1	式			
		小計						
	ユーティリティ費							
		薬品①(PAC)		1	式			
		薬品②(塩化第二鉄)		1	式			
		水道		1	式			
		都市ガス		1	式			
		重油		1	式			
		小計						
	(変動費)							
	ユーティリティ費							
		電気料金		1	式			(再生水設備以外)
		薬品①(滅菌剤)		1	式			(再生水設備以外)







## 入 札 書

入 札 金 額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
内 訳												
(1) 設計費												
(2) 工事費												
(3) 維持管理費												
事 業 名	ポートアイランド処理場改築更新等事業											
事 業 場 所	神戸市中央区港島中町 8 丁目 4 ほか											
<p>上記のとおり、要求水準書他 関係資料の入札の諸条件を承知の上、入札します。</p> <p style="text-align: center;">令和    年    月    日</p> <p style="text-align: center;">住            所</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称 <span style="float: right;">(印)</span></p> <p style="text-align: center;">神 戸 市 様</p>												

(備考) 1 入札書は、入札用封筒に入れて、表面に「入札書」、住所、氏名又は名称を記載し、封印をしてください。